

Apple ソフトウェアまたは Apple サービスをダウンロードまたはご使用になる前に、以下の Apple デベロッパプログラム使用許諾契約の各条項をよくお読み下さい。これらの各条項はデベロッパと Apple との間の法的な契約を構成します。

Apple デベロッパプログラム使用許諾契約

目的

デベロッパは、Apple ブランド製品用の 1 つまたは複数のアプリケーション（以下に定義されます）を開発する目的で Apple ソフトウェア（以下に定義されます）を使用することを希望しています。Apple は、本契約に記載された条件に基づき、デベロッパのアプリケーションの開発およびテストを行うために本プログラムに基づきデベロッパに提供される Apple ソフトウェアおよび本サービスを使用するための限定的ライセンスをデベロッパに付与する用意があります。

本契約に基づき開発した iOS プログラム、Apple Watch または Apple TV 向けアプリケーションは、次の 4 種類の方法で配布することができるものとします。(1) Apple が選定した場合には App Store 経由での配布、(2) Apple が選定した場合にはカスタム APP ディストリビューション経由での配布、(3) 登録デバイス（以下に定義）に使用する制限条件付きの配布、および(4) TestFlight 経由でのベータテスト用の配布。macOS 向けに開発されたアプリケーションは、Apple が選定した場合には App Store 経由で配布することができ、あるいは本契約に基づき別途配布することができます。

Apple の「ドキュメントおよびプログラム要件」に適合するアプリケーションは、Apple が、App Store もしくはカスタム APP ディストリビューション経由での配布、または TestFlight 経由でのベータテストの目的で検討できるように、これを提出することができます。デベロッパによって提出され Apple によって選定された場合、デベロッパのアプリケーションは、該当する場合、Apple によって電子的に署名され、配布されます。App Store またはカスタム APP ディストリビューション経由での無償のアプリケーション（無償コンテンツを配布するために App 内購入 API を使用するアプリケーションを含みます）の配布は、本契約の別紙 1 に記載された配布条件に従うものとします。デベロッパが有料のアプリケーションを配布したい場合または有料のアプリケーションを配布するために App 内購入 API を使用したい場合、Apple と別途契約（別紙 2）を締結しなければならないものとします。デベロッパがカスタム APP ディストリビューション経由で支払済みのアプリケーションを配布したい場合、デベロッパは、Apple との間で、別途契約（別紙 3）を締結しなければなりません。また、デベロッパは、本契約に基づき iOS または watchOS を起動する Apple ブランド製品上で使用するためにパス（以下に定義）を作成し、Wallet で使用するためのパスを配布することができます。

1. 本契約の受諾、定義

1.1 受諾

Apple ソフトウェアおよび本サービスをご使用になるには、デベロッパは、本契約を承諾することが必要です。本契約をご承諾いただけない場合には、Apple ソフトウェアまたは本サービスを使用することはできません。その場合には、Apple ソフトウェアまたは本サービスをダウンロードまたは使用しないで下さい。デベロッパは、以下のいずれかを行うことによって、デベロッパご自身のため、あるいは、デベロッパの会社、組織、教育機関、または連邦政府の代理人、機関もしくは部局から授権された法的代理人として当該団体のために、本契約の条項を受諾し同意したことになります。

(a) 本契約の末尾に記載されたボックスにチェックマークを付けること (デベロッパが本契約を Apple のウェブサイト上でお読みになっている場合)、または、

(b) 「同意する」もしくは類似のボタンをクリックすること (Apple がこの選択肢を提供している場合)。

1.2 定義

本契約での用語の定義は以下の通りとします。

「**広告ネットワーク API**」とは、暗号化された署名と Apple への登録処理の組合せを使って、サポートされている Apple ブランド製品で広告活動の切替えが成功したことを検証するための方法を提供する文書化された API のことをいいます。

「**広告支援 API**」とは、広告識別子および広告優先順位を提供する文書化された API のことをいいます。

「**広告識別子**」とは、特定の Apple ブランドデバイスと関連付けられ、かつ、Apple が書面で明示的に別段の許可をしない限り、広告目的にのみ使用される広告支援 API を通じて提供する独自の個人を識別しない非永続的な識別子のことをいいます。

「**広告優先順位**」とは、エンドユーザによる広告調査の優先順位の設定を可能にする Apple の設定のことをいいます。

「**本契約**」とは、本契約の一部を構成するあらゆる付属書、別紙 1 並びにその他の添付書類を含む本 Apple デベロッパプログラム使用許諾契約のことをいいます。疑義を避けるため、本契約は、iOS デベロッパプログラム使用許諾契約 (あらゆる付属書、別紙 1 およびそれらのあらゆる添付書類を含みます)、Safari 拡張デジタル署名契約、Safari 拡張ギャラリー提出契約、並びに Mac デベロッパプログラム使用許諾契約に優先します。

「**App Store**」とは、Apple、または Apple 子会社もしくはその他の Apple の関連会社のブランド、あるいはこれらの会社が所有および/または管理し、それらを経由してライセンスアプリケ

ーションが取得され得る、電子ストアおよびその店舗をいいます。

「**App Store Connect**」とは、アプリケーションのための、Apple が所有するオンラインコンテンツ管理ツールのことをいいます。

「**Apple**」とは、One Apple Park Way, Cupertino, California 95014 U.S.A.に本社のあるカリフォルニア州法人である Apple Inc.のことをいいます。

「**Apple 証明書**」とは、本プログラムに基づき Apple からデベロッパに対して提供される、Apple が発行するデジタル証明書をいいます。

「**Apple マップサービス**」とは、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに関してのみ使用するために、MapKit API 経由で Apple が提供する、または、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションに関してのみ使用するために MapKit JS およびマップコンテンツを捕捉するための関連ツール（例えば、MapSnapshotter）経由で Apple が提供する、マッピングプラットフォームおよびマップデータをいいます。

「**Apple Pay API**」とは、エンドユーザが、アプリケーションによりまたはこれを通じて行われる支払手続に使用するために、サポート対象 Apple ブランド製品上に保存した支払情報を当該アプリケーションに送信することを可能にする、文書化された API をいい、かつ、ドキュメントに記載されるその他の支払関連機能が含まれます。

「**Apple Pay Payload**」とは、支払手続の一環として、Apple ソフトウェアおよび Apple Pay API を通じて提供されるカスタマーデータパッケージ（例えば、氏名、電子メール、請求先住所、送付先住所およびデバイスアカウント番号）をいいます。

「**Apple プッシュ通知サービス**」または「**APN**」とは、デベロッパがプッシュ通知をデベロッパのアプリケーションに対して送信できるようにするために、またはその他本契約で許容された利用のために、Apple がデベロッパに対して提供する Apple プッシュ通知サービスのことをいいます。

「**APN API**」とは、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに対してプッシュ通知を送信するために、またはその他本契約で許容された利用のために、APN を使用できるようにするための文書化された API のことをいいます。

「**Apple サービス**」または「**本サービス**」とは、デベロッパの取扱製品と共に使用するためまたは開発のため、Apple が提供または Apple ソフトウェアを通じてもしくは本プログラムの一部として利用可能にすることがあるデベロッパサービスをいい、本プログラムに基づき Apple がデベロッパに提供する場合には、それらのあらゆるアップデート（該当する場合）も含むものとします。

「**Apple ソフトウェア**」とは、Apple SDK、iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、および/または macOS、プロビジョニングプロファイル、FPS SDK、FPS 導入パッケージ、並びに、本プログラムに基づき Apple がデベロッパに提供するその他のあらゆるソフトウェアをいい、本プログラムに基づき Apple がデベロッパに提供する場合には、それらのあらゆるアップデート（該当する場合）も含むものとします。

「**Apple SDK**」とは、本契約に基づき提供される Apple 専有ソフトウェア開発キット（SDK）をいい、ヘッダーファイル、API、ライブラリ、シミュレーター、並びに、iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、または Mac SDK の一部として表示され、且つ、各々 iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、および/または macOS を起動する Apple ブランド製品向けの目的で Xcode デベロッパ ツールパッケージに含まれるソフトウェア（ソースコードおよびオブジェクトコード）を含みますが、これらに限りません。

「**Apple 子会社**」とは、発行済み株式または証券（取締役またはその他の管理機関の選挙の投票権を表す）の少なくとも 50 パーセントを、直接的または間接的に、Apple に保有または支配されており、App Store、カスタム APP ディストリビューション、TestFlight の運営に関わっている、またはそれらと提携しており、本契約において言及されている（例：付属書 4）会社のことをいいます。

「**Apple TV**」とは、tvOS を起動する Apple ブランド製品のことをいいます。

「**Apple Watch**」とは、watchOS を起動する Apple ブランド製品のことをいいます。

「**アプリケーション**」とは、デベロッパ自身の商標またはブランドで配布するために、且つ、該当する iOS、iPadOS、watchOS、tvOS、または macOS を起動する Apple ブランド製品で特に使用するために、「ドキュメントおよびプログラム要件」に従い、デベロッパが開発した 1 つ以上のソフトウェアプログラム（1 つのソフトウェアバンドルに同梱される拡張、メディアおよびライブラリを含みます）のことをいい、そのソフトウェアプログラムのバグ修正、アップデート、アップグレード、修正、改良、補足、改訂、新規リリースおよび新バージョンを含むものとします。

「**認定デベロッパ**」とは、デベロッパの従業員および請負業者、デベロッパの組織のメンバー、またはデベロッパが教育機関である場合にはデベロッパの教職員で、その方が、(a) 各々 Apple における有効な Apple デベロッパアカウントを有し、(b) 取扱製品の開発およびテスト目的で、Apple ソフトウェアの情報または使用を明らかに必要としていると認められ、且つ、(c) 当該個人が Apple 秘密情報に接する機会を有する限りにおいて、各々 Apple 秘密情報の不正使用および開示を防ぐため法的拘束力のある書面による合意をデベロッパと締結している者のことをいいます。

「**認定テストユニット**」とは、本プログラムに基づきデベロッパが所有または管理し、デベロッパがデベロッパ自身のテストおよび開発を行なう目的で指定する Apple ブランドハードウェアユニットをいい、並びに、デベロッパが許可する場合に、当該ユニットをデベロッパのためのテストおよび開発を行なう目的で使用し、且つ、本契約で許可される限りにおいて、デベロッパの認定デベロッパが所有または管理する Apple ブランドハードウェアユニットをいいます。

「**ベータ版被験者**」とは、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版をテストするために TestFlight にサインアップするよう勧誘し、かつ、TestFlight アプリケーションの利用規約に同意したエンドユーザのことをいいます。

「**ClassKit API**」とは、大学が管理する環境においてデベロッパが学生進捗データを送信することを可能にする文書化された API をいいます。

「**CloudKit API**」とは、デベロッパのアプリケーション、ウェブソフトウェア、および/またはデベロッパのエンドユーザ（デベロッパが当該エンドユーザを許可した場合）が、iCloud のパブリックおよび/またはプライベートコンテナから構造化データを閲覧、記載、問合せおよび/または検索することを可能にする文書化された API のことをいいます。

「**コンフィギュレーションプロファイル**」とは、デベロッパに対し、Apple コンフィギュレーターもしくはその他の類似の Apple ブランドソフトウェアツール、電子メール、ウェブページもしくは無線の導入を通じて、またはモバイルデバイスマネジメント（MDM）を経由して、互換性のある Apple ブランド製品へのコンフィギュレーション情報（例えば、VPN または Wi-Fi 設定）およびデバイス機能の制限（例えば、カメラを無効にする）の配布を可能にする XML ファイルをいいます。疑義を避けるため記すと、Apple が書面で別途明示的に許可する場合を除き、MDM は、法人での使用のみを目的として利用可能であり、かつ Apple Developer Enterprise Program ライセンス契約に基づいて別途許諾されます。

「**対応製品**」とは、デベロッパのライセンスアプリケーションと同一の権限並びに実質的に同等の機能および特性を有するデベロッパのソフトウェアアプリケーションのウェブベースバージョンまたはその他のバージョン（例えば、機能パリティ）をいいます。

「**取扱製品**」とは、本契約に基づき開発されたデベロッパのアプリケーション、ライブラリ、パス、Safari 拡張、Safari プッシュ通知、および/または FPS 実装のことをいいます。

「**カスタム APP ディストリビューション**」とは、Apple Business Manager、Apple School Manager の使用を通じて、またはその他 Apple が許可するとおり、ユーザに対し、ライセンスアプリケーションを取得することを可能にするストアまたはストアフロントの機能をいいます。

「**DeviceCheck API**」とは、デベロッパによる 2 ビットのデバイスに関するデータ及び当該ビッ

トが最後にアップデートされたデータの設定及びクエリを可能にするサーバサイド API を含む API 一式のことをいいます。

「**DeviceCheck データ**」とは、**DeviceCheck API** を通じて保存及び返却されたデータのことをいいます。

「**ドキュメント**」とは、Apple が、Apple ソフトウェア、Apple サービス、Apple 証明書に関連するまたはその他本プログラムの一部としての使用のために、デベロッパに提供する技術またはその他の仕様書のことをいいます。

「**文書化された API**」とは、Apple が文書化したアプリケーションプログラミングインターフェースで、Apple のドキュメントとして発行したもので、Apple ソフトウェアに含まれているもの

「**顔データ**」とは、人間の顔に関連する情報（例えば、顔のメッシュデータ、フェイシャルマップデータ、フェイスモデリングデータ、フェイシャルコーディネートまたはフェイシャルランドマークデータ）であり、ユーザのデバイスから、および/または Apple ソフトウェアの使用を通じて（例えば、ARKit、カメラ API、または Photo API の使用を通じて）入手されたもの、またはアプリケーションにより、またはアプリケーション経由でユーザが提供した情報をいいます。

「**FPS**」または「**フェアプレイストリーミング**」とは、FPS SDK に記載の Apple のフェアプレイストリーミングサーバキー配布メカニズムをいいます。

「**FPS 開発パッケージ**」とは、Apple がデベロッパに提供する場合の、FPS の商用開発のための D 機能仕様書、D 機能リファレンス実装、FPS サンプルコード、およびデベロッパが特に FPS 実装で使用するための固有プロダクションキーセットをいいます。

「**FPS SDK**」とは、Apple がデベロッパに提供する、FPS 仕様書、FPS サーバリファレンス実装、FPS サンプルコード、および FPS 導入キーをいいます。

「**FOSS**」（無償オープンソースソフトウェア）とは、使用、複製、修正、再配布の条件として、当該ソフトウェアとその二次的著作物がソースコードで公開または配布され、二次的著作物を創作する目的でライセンスが付与されるかまたは無償で再配布される条件に従うソフトウェアのことをいい、GNU General Public License または GNU Lesser/Library GPL に基づき配布されるソフトウェアを含みますが、これらに限定されません。

「**Game Center**」とは、デベロッパのデベロッパアカウントに関連するデベロッパのアプリケーションに関してデベロッパが使用するために Apple が提供するゲームコミュニティサービスおよび関連する API のことをいいます。

「**HealthKit API**」とは、Apple の Health アプリにおけるエンドユーザの健康および/またはフィットネス情報の閲覧、記載、問合せおよび/または検索を可能にする文書化された API のことをいいます。

「**HomeKit アクセサリプロトコル**」とは、互換性のある iOS 製品、Apple Watch およびその他のサポート対象 Apple ブランド製品と通信するために、指定されたホームアクセサリと HomeKit API (例えば、ライト、ロック) との連動を可能にする Apple の Apple プログラム付き MFi/Works に基づき Apple がライセンスを付与した専用プロトコルのことをいいます。

「**HomeKit API**」とは、エンドユーザのホームコンフィギュレーションまたは Apple の HomeKit データベースのエンドユーザが指定したエリアからのホームオートメーション情報の閲覧、記載、問合せおよび/または検索を可能にする文書化された API のことをいいます。

「**HomeKit データベース**」とは、エンドユーザのライセンス HomeKit アクセサリおよび関連情報に関する情報を保存および管理するための Apple のレポジトリのことをいいます。

「**iCloud**」または「**iCloud サービス**」とは、リモートオンラインストレージを含む、Apple が提供する iCloud オンラインサービスをいいます。

「**iCloud ストレージ API**」とは、ユーザが作成したドキュメントおよびその他のファイルのストレージおよび/または検索、並びに iCloud の使用を通じたアプリケーションおよびウェブソフトウェアのための重要な価値を有するデータ (例: ファイナンスアプリ内の株式のリスト、アプリ設定) のストレージおよび/または検索を可能にする文書化された API をいいます。

「**App 内購入 API**」とは、追加料金の有無を問わず、文書化された API で、アプリケーション内で使用するために引渡または利用可能となる追加コンテンツ、機能またはサービスのことをいいます。

「**仲介者**」とは、アプリケーション外で当該エンドユーザの支払手続を処理するために Apple Pay エンドユーザの Apple Pay Payload を取引業者に提供する者をいいます。

「**iOS**」とは、デベロッパのアプリケーション開発およびテストに関して、デベロッパのみが使用するために Apple が提供する iOS オペレーティングシステムソフトウェアおよびそのあらゆる後継バージョンのことをいいます。

「**iOS 製品**」とは、iOS または iPadOS を実行する Apple ブランド製品をいいます。

「**iPadOS**」とは、デベロッパのアプリケーション開発およびテストに関して、デベロッパのみが使用するために Apple が提供する iPadOS オペレーティングシステムソフトウェアおよびそのあらゆる後継バージョンのことをいいます。

「iPod アクセサリプロトコル」または「iAP」とは、サポート対象 Apple ブランド製品と通信するための Apple の独占的所有に帰するプロトコルで、かつ、Apple プログラム付き MFi/Works に基づきライセンスが付与されるものをいいます。

「ライブラリ」とは、アプリケーションと切り離してインストールまたは実行することできず、かつ、iOS 製品、Apple Watch、または Apple TV と共に使用するためにのみ「ドキュメントおよびプログラム要件」に従ってデベロッパが開発したコードモジュールのことをいいます。

「ライセンスアプリケーション」とは、(a) すべての「ドキュメントおよびプログラム要件」に合致し適合するアプリケーションで、かつ、(b) Apple が配布するために選定してデジタル署名したアプリケーションのことをいい、かつ、App 内購入 API を使用するアプリケーション内からデベロッパが提供するあらゆる追加的に許諾される機能、コンテンツまたはサービスを含みます。

「ライセンスアプリケーション情報」とは、別紙 1 または適用がある場合には別紙 2 もしくは別紙 3 に従って利用する目的で、デベロッパが Apple に提供するライセンスアプリケーションに関するスクリーンショット、画像、イラスト、プレビュー、アイコンおよび/またはその他のテキスト、記述、表示もしくは情報のことをいいます。

「ライセンス HomeKit アクセサリ」とは、HomeKit アクセサリプロトコルをサポートする Apple プログラム付き MFi/Works に基づきライセンスを付与されたハードウェアアクセサリのことをいいます。

「ローカル通知」とは、確定前またはデベロッパのアプリケーションをバックグラウンドで起動しながら他のアプリケーションをフォアグラウンドで起動している際に、デベロッパのアプリケーションがエンドユーザーに提供するメッセージ（コンテンツまたはデータを含みます）のことをいいます。

「macOS」とは、デベロッパが使用するために Apple が提供する macOS オペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンをいいます。

「MFi ライセンシー」とは、Apple プログラム付き MFi/Works に基づき Apple からライセンスを付与された当事者をいいます。

「Apple アクセサリ付き MFi/Works」または「MFi アクセサリ」とは、Apple プログラム付き MFi/Works に基づきライセンスを付与された技術を使用する Apple ブランド製品とのインターフェース、通信もしくは相互運用を行い、またはかかる Apple ブランド製品をコントロールする（例えば、iPod アクセサリプロトコルを通じてサポート対象 Apple ブランド製品をコントロールする能力）Apple 以外のブランドのハードウェアデバイスのことをいいます。

「**Apple プログラム付き MFi/Works**」とは、特に、選定された Apple ブランド製品とのインターフェース、通信もしくはその他の相互運用手段として、またはかかる Apple ブランド製品のコントロール手段として、一定の Apple テクノロジーをハードウェアアクセサリもしくはデバイスに組み込み、またはこれらと共に使用するためのライセンスを開発者に提供する別個の Apple プログラムをいいます。

「**マップデータ**」とは、画像、地形データ、緯度と経度の座標、輸送データ、見どころおよび交通量データを含みますがこれらに限定されない Apple マップサービス経由で提供されるあらゆるコンテンツ、データまたは情報をいいます。

「**MapKit API**」とは、文書化した API で、デベロッパがマッピング機能または特性をアプリケーションに追加できるようにしたもののことをいいます。

「**MapKit JS**」とは、JavaScript のライブラリで、デベロッパがマッピング機能または特性をデベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションに追加できるようにしたもののことをいいます。

「**取引業者**」とは、自己の名、商標、またはブランドで、Apple Pay エンドユーザの Apple Pay 支払処理を処理する者（例えば、その名がエンドユーザのクレジットカード利用明細書に表示される者）をいいます。

「**モーションとフィットネス API**」とは、エンドユーザが当該データへのアクセスを無効化しない限り、互換性のある Apple ブランド製品における モーションとフィットネスのプライバシー設定によりコントロールされ、且つ、モーションおよびフィットネスのセンサーデータ（例えば、身体運動、歩数、上った階数）へのアクセスを可能にする文書化された API のことをいいます。

「**マルチタスク**」とは、他のアプリケーションが起動している最中もアプリケーションをバックグラウンドで起動させる能力のことをいいます。

「**MusicKit API**」とは、デベロッパのアプリケーション又はその他ドキュメントで Apple が許可した方法を通じて、Apple Music ユーザが彼らの購読にアクセスすることを可能にする API 一式のことをいいます。

「**MusicKit コンテンツ**」とは、MusicKit API を通じて表示される音楽、ビデオ及び/又は画像コンテンツのことをいいます。

「**MusicKit JS**」とは、JavaScript のライブラリで、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイトまたはウェブアプリケーションを通じて、Apple Music ユーザが彼らの購読にアクセスする

ことを可能にするもののことをいいます。

「ネットワーク拡張フレームワーク」とは、互換性のある Apple ブランド製品の特定のネットワーク機能をカスタマイズする能力（例えば、WiFi ホットスポットの認証手続、VPN 機能、およびコンテンツフィルタリングメカニズムのカスタマイズ）を有するアプリケーションを提供する文書化された API をいいます。

「パス」とは、本契約に基づきデベロッパが開発する、デベロッパ自身の商標またはブランドで、かつ、デベロッパのパスタイプ ID により署名された、1 つ以上のデジタルパス（例えば、映画観賞券、クーポン、ポイントカード、搭乗券、メンバーズカードなど）のことをいいます。

「パス情報」とは、デベロッパがデベロッパのエンドユーザに対してパス上でまたはパスに関連して提供するパスに関するテキスト、記述、表示もしくは情報のことをいいます。

「パスタイプ ID」とは、Apple 証明書と、デベロッパのパスに署名するために、および/または、APN と通信するために、デベロッパが使用するプッシュアプリケーション ID との組合せのことをいいます。

「本プログラム」とは、本契約で予定している全般的な Apple の開発、テスト、デジタル署名、および配布プログラムのことをいいます。

「プログラム要件」とは、Apple に定義される技術、ヒューマンインターフェイス、デザイン、製品カテゴリ、セキュリティ、性能、その他の基準および要件のことであり、第 3.3 項に定義される現行の要件を含みますが、これらに限定されず、本契約に従い、Apple により適宜修正されます。

「プロビジョニングプロファイル」とは、デベロッパのアプリケーション開発およびテストに関して、デベロッパが使用するため、Apple が提供するファイル（適用される資格またはその他の識別子を含みます）のことであり、登録デバイスおよび/または認定テストユニット上におけるデベロッパのアプリケーションの限定配布のことをいいます。

「プッシュアプリケーション ID」とは、独自の ID 番号あるいはその他の識別子で、APN にアクセスし APN を利用できるようにするため Apple がアプリケーション、パスまたはサイトに割り当てたものをいいます。

「プッシュ通知」または「Safari プッシュ通知」とは、デベロッパのアプリケーション内で、デベロッパのパスに対し、および/または、macOS の場合には、macOS 上の Safari 経由で当該メッセージの受信に同意したデベロッパのサイトのユーザの macOS デスクトップに対し、配布するために、デベロッパがエンドユーザに対して送信する通知およびそれに含まれるコンテンツまたはデータをいいます。

「登録デバイス」とは、本プログラムに基づき当該本製品が Apple に特に登録されている場合のデベロッパが所有または管理し、あるいはデベロッパの関係者である個人が所有する Apple ブランドハードウェアユニットをいいます。

「Safari 拡張」とは、本契約に従って、Safari と共に使用する目的でのみ、本契約に基づきデベロッパが開発した 1 つ以上のソフトウェア拡張のことをいいます。

「セキュリティソリューション」とは、Apple が開発、所有し、Fairplay として市販されているコンテンツ保護システムのことをいい、App Store において配信されるライセンスアプリケーションに適用され、ライセンスアプリケーションに関する Apple の標準使用規定を管理するものとし、かかるシステムおよび規定は必要に応じて変更されるものとします。

「Apple でのサインイン」とは、文書化した API および JavaScript のライブラリで、デベロッパが Apple ID または匿名化された認証でデベロッパのアプリケーション（および対応製品）にユーザをログインさせることを可能にするものをいいます。

「SiriKit」とは、API のセットで、ドキュメントに記載されているように、デベロッパのアプリケーションが SiriKit ドメイン、インテント、ショートカット、ドネーション、および他の関連する機能にアクセスすること、またはそれらを提供することを可能にするもののことをいいます。

「サイト」とは、デベロッパ自身の名前、商標またはブランドで、デベロッパが提供するウェブサイトのことをいいます。

「シングル・サインオン仕様書」とは、随時アップデートされる本契約に基づきシングル・サインオン API 用に Apple が提供するドキュメントのことをいいます。

「契約期間」とは、第 11 条で定義される期間のことをいいます。

「TestFlight」とは、Apple の TestFlight アプリケーション経由で利用可能なプレリリース版アプリケーションのための Apple のベータ版テストサービスをいいます。

「TestFlight アプリケーション」とは、TestFlight 経由で（App Store で指定する通り）限られた数の認定デベロッパおよび限られた数のベータ版被験者に対するデベロッパのアプリケーションのプレリリース版の配布を可能にする Apple のアプリのことをいいます。

「TV App API」とは、デベロッパが TV App データを Apple に提供することを可能にする TV App 仕様書において文書化された API のことをいいます。

「TV App データ」とは、TV App API を通じて Apple に提供するために、TV App 仕様書において定義されるデータのことをいいます。

「**TV App 機能**」とは、TV App 並びに/又は tvOS、iOS、iPadOS 及び/もしくは macOS デバイスを通じてアクセス可能な機能で、ユーザがコンテンツに関するカスタマイズされた情報及びお勧めを視聴すること、並びに、ユーザのアプリを通じて当該コンテンツにアクセスすることを可能にし、並びに/あるいは、ユーザが以前視聴したコンテンツの視聴を継続することを可能にする機能のことをいいます。

「**TV App 仕様書**」とは、随時アップデートされる本契約に基づき TV App API 用に Apple が提供するドキュメントのことをいいます。

「**tvOS**」とは、tvOS オペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「**アップデート**」とは、Apple ソフトウェアまたは本サービス、あるいは Apple ソフトウェアまたは本サービスの一部へのバグ修正、アップデート、アップグレード、修正、改良、補足、新規リリースまたはバージョンのことをいいます。

「**Wallet**」とは、iOS 製品、Apple Watch または macOS 上の Safari 上で使用するためのパスを保存および表示を可能にする Apple のアプリケーションのことをいいます。

「**WatchKit 拡張**」とは、watchOS 上で WatchKit アプリを起動および表示するために iOS 上の WatchKit のフレームワークにアクセスするデベロッパのアプリケーションの一部としてバンドルされる拡張のことをいいます。

「**watchOS**」とは、watchOS オペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンをいいます。

「**ウェブソフトウェア**」とは、デベロッパのライセンスアプリケーションと同一の権限並びに実質的に同等の機能および特性を有するデベロッパのソフトウェアアプリケーションのウェブベースバージョン（例えば、機能パリティ）をいいます。

「**ウェブサイトプッシュ ID**」とは、デベロッパのサイトの登録バンドルに署名するために、および/または APN と通信するために、デベロッパが使用する Apple 証明書とプッシュアプリケーション ID との組合せのことをいいます。

「**デベロッパ**」および「**デベロッパの**」とは、自己のデベロッパアカウントで本契約を受諾した、かつ、Apple ソフトウェアを使用し、または、その他本契約に基づく権利を行使する個人または法人（会社、団体、教育機関、または政府の代理人、機関もしくは部局が否かを問いません）をいいます。

ご注意：この点につき疑義を避けるため、デベロッパは、デベロッパのために、請負業者にアプリケーションを開発させることができますが、当該アプリケーションは、デベロッパが所有し、デベロッパ自身のデベロッパアカウントで提出され、かつ、本契約で明示的に許諾された場合にのみアプリケーションとして配布されなければなりません。デベロッパは、デベロッパのアカウントに基づくデベロッパの請負業者の行為（例えば、デベロッパのために開発業務を遂行するために、デベロッパのチームに彼らを追加すること）および彼らによる本契約の遵守について、Apple に対し、責任を負うものとします。本契約に起因するデベロッパの請負業者によってなされたあらゆる行為が、デベロッパによってなされたものとみなされるものとし、かつ、デベロッパは（デベロッパの請負業者に加え）、かかる行為のすべてについて、Apple に対し、責任を負うものとします。

2. 内部使用ライセンスおよび制限

2.1 許可される使用および制限、プログラムサービス

本契約の条項を前提として、Apple はデベロッパに対し、以下に定める制限的、非独占的、一身専属的、撤回可能、サブライセンス不能、かつ譲渡不能なライセンスを、契約期間中、ここに付与します。

(a) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、適用のある Apple ブランド製品上で運用するために指定された取扱製品の開発またはテストのみを目的として、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパによる内部使用のために、デベロッパが所有または管理する Apple ブランド製品上に、本プログラムに基づきデベロッパに提供される Apple ソフトウェアの合理的な数のコピーを、インストールすること、

(b) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、ドキュメントの合理的な数のコピーを作成し、認定デベロッパによる内部使用のみ、および取扱製品の開発またはテストのみを目的として、認定デベロッパに配布すること、

(c) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、デベロッパのアプリケーションの開発およびテストのみを目的として、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパが内部使用のために、デベロッパの各認定テストユニットに、デベロッパが登録し、ライセンスを取得した認定テストユニット数を上限として、プロビジョニングプロファイルをインストールすること、

(d) デベロッパが登録およびライセンスを取得した登録デバイスの上限数を限度として、登録デバイスでのデベロッパのアプリケーションの配布および使用を可能にすることのみを目的として、各登録デバイスに、プロビジョニングプロファイルをインストールすること、並びに、

(e) デベロッパのアプリケーション、パス、Safari 拡張、Safari プッシュ通知、およびその他本契約により明示的に許可された目的で、本契約に従いデベロッパに対して発行された Apple 証明書を組み入れること。

Apple は、各ライセンシーが本プログラムに基づき Apple に登録してライセンスを取得すること

のできる Apple ブランド製品の上限数を設定する権利を留保するものとします(以下「登録デバイスライセンス承認数」といいます)。Apple が書面による別段の合意をした場合を除き、第 7.3 条 (特別配布) に基づき登録デバイスで限定的な配布をするために、各会社、団体、教育機関または系列グループは、1 つの登録デバイスライセンス承認数のみを取得することができるものとします。デベロッパは、故意に、同一の会社、団体、教育機関または系列グループで使用するために、2 つ以上の登録デバイスライセンスを取得したり、あるいは他社に取得させたりしてはならないものとします。

Apple は、(例えば、デバイスまたはアプリプロビジョニング、マネージングチームまたはその他のアカウントリソースなど) デベロッパがデベロッパのデベロッパアカウントと共に使用するためのプログラムによりまたはかかるプログラムを経由してサービスへのアクセスを提供することがあります。デベロッパは、(Apple のデベロッパウェブサイト経由でアクセスされる) プログラムウェブポータル経由または、プログラム (e.g., Xcode, App Store Connect) と連動して稼働するように設計されたブランド製品経由 (例えば、macOS サーバ、Xcode など) と連動して動作するように設計された Apple ブランド製品経由でのみ、そして Apple が承認したようにのみ、かかるサービスにアクセスすることに同意するものとします。デベロッパ (またはデベロッパのチーム認定デベロッパ) がそうした他の Apple ブランド製品を経由してデベロッパアカウントにアクセスする場合、デベロッパは、このようにして (例えば、Apple Certificates および Provisioning Profiles は、本契約で許可された限定的な方法においてのみ使用される、等) 本契約がデベロッパのデベロッパアカウントおよびデベロッパ (またはデベロッパのチーム認定デベロッパ) が使用可能なプログラムの機能に継続して適用されることに同意するものとします。デベロッパは、プログラムによりまたはプログラムを経由して提供されたサービスの使用またはかかるサービスへのアクセスを通じて、代替または類似するサービスを作成しないことまたは作成しようとしないうことに同意するものとします。Apple がデベロッパのアプリケーションのためにパワーメトリクスおよびパフォーマンスメトリクスを提供した場合、デベロッパは、当該メトリクスをデベロッパ自身の内部使用のためにのみ使用できること並びに (第 2.9 条の規定を除いて) 第三者に提供してはならないことに同意するものとします。また、デベロッパは、デベロッパのデベロッパアカウントまたは認証クレデンシャル (例えばキー、トークン、パスワードなど) に関する AppleID を使用するかかるサービスにアクセスすることのみができ、デベロッパはデベロッパの Apple ID の保護と compromise からの認証クレデンシャル、およびそれらを Apple が認証した通りに使用すること、および第 2.8 条および第 5 条を含むがそれらに限定されない、本契約の規定に従うことについて、完全な責任を有するものとします。本契約で別途明示的に許可される場合を除き、デベロッパは、全部または一部を問わず、デベロッパのチームの認定デベロッパ以外のいかなる者に対しても、デベロッパのデベロッパアカウントまたはそれとともに提供されるあらゆるサービスへのアクセスを共用、販売、再販売、レンタル、リース、貸与またはその他の提供をしないことに同意し、かつ、デベロッパは Apple デベロッパプログラムのメンバーに対し、その Apple ID、認証クレデンシャルまたは関連のアカウント情報およびマテリアル

(例えば、App Store または TestFlight に配布または提出するために使用される Apple 証明書などを) 提供するよう勧誘または要請しないことに同意します。デベロッパは、各チームメンバーが、デベロッパのアカウントにアクセスするための各々の Apple ID を保有していなければならないことを理解し、デベロッパがデベロッパのアカウントを通じて、またはこれに関連してなされたあらゆる動作について全責任を有するものとします。デベロッパが Apple の macOS サーバまたは Xcode サーバ (以下「本サーバ」といいます) が搭載された Apple 製コンピュータを所有または支配し、かつ、それをプログラムに関するデベロッパ自身の開発目的で使用したい範囲内において、デベロッパは、かかる本サーバ用のデベロッパ自身の Apple ID を使用することに同意し、かつ、デベロッパは、かかる本サーバによってなされるあらゆる動作について責任を負うものとします。

2.2 認定テストユニットおよびプレリリース版 Apple ソフトウェア

認定テストユニットに Apple ソフトウェアのプレリリース版あるいは本サービスのプレリリース版の利用が含まれている限り、デベロッパは、当該認定テストユニットへのアクセスをデベロッパの認定デベロッパに限定すること、また、当該認定テストユニットを第三者に開示、表示、レンタル、リース、貸与、販売その他の方法により譲渡しないことに同意するものとします。さらに、デベロッパは、すべての認定テストユニットを紛失または盗難から保護すべく、合理的な予防措置を講じ、デベロッパの認定デベロッパにも、かかる保護をするように指示することに同意するものとします。さらに、本契約の条項に従い、デベロッパは、デベロッパの認定デベロッパに対し、デベロッパ自身の内部テストおよび開発目的で、限定された数の認定テストユニット上で使用するために、デベロッパのアプリケーションを導入することがあります。

デベロッパは、デベロッパの認定テストユニットにプレリリース版 Apple ソフトウェアをインストールすることまたはデベロッパの認定テストユニットでプレリリース版サービスを利用することにより、これらの認定テストユニットがテストモードに「ロック」され、現状に復帰させることができなくなる場合があることについて、承諾するものとします。プレリリース版 Apple ソフトウェアまたはプレリリース版サービスの利用は、評価および開発目的でのみ行うものとし、商用運用環境で使用したり、重要なデータとともに使用してはならないものとします。プレリリース版 Apple ソフトウェアまたはプレリリース版サービスを利用する場合、あらかじめデータをバックアップするものとします。Apple は、デベロッパの認定テストユニットおよび登録デバイスのプロビジョニング、デベロッパの取扱製品の開発、または本 Apple ソフトウェアもしくはプレリリース版 Apple サービスのインストールもしくは使用の結果としてデベロッパが被るおそれのある費用、経費その他の債務 (設備の損害、またはソフトウェア、情報もしくはデータの損害、喪失もしくは破壊を含みますがこれらに限定されません) について一切責任を負いません。

2.3 プレリリース版 Apple ソフトウェアおよび本サービスの秘密性

Apple は、契約期間中、適宜デベロッパに対して、Apple 秘密情報を構成するプレリリース版の

Apple ソフトウェアまたは本サービスを提供する場合があるものとし、本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の秘密保持義務が適用されます。当該プレリリース版 Apple ソフトウェアおよび本サービスは、ファイナルリリース版販売用製品と同様に機能するものと信頼すべきでなく、また、十分かつ定期的にバックアップされていないデータとともに使用すべきではなく、まだ利用できないソフトウェアまたはサービスに関する特徴、機能性あるいは、API を含む場合があります。デベロッパは、Apple がプレリリース版 Apple ソフトウェアまたは本サービスの利用可能性について公表していない場合があること、Apple がデベロッパに対して、当該プレリリース版 Apple ソフトウェアまたは本サービスが将来公開されることまたは利用できることについて約束または保証していないこと、並びに Apple がデベロッパに対して、当該ソフトウェアまたはサービス、あるいはこれらと類似または互換性のある技術が公開または市販されることについて、明示または黙示の義務を負わないことを確認するものとし、デベロッパは、プレリリース版 Apple ソフトウェアまたは本サービスについてデベロッパが行うリサーチまたは開発がすべてデベロッパ自身の責任で行われることについて、明示的に認識および同意するものとします。

2.4 複製

デベロッパは、本契約に基づきデベロッパによる作成が許可される Apple ソフトウェアおよびドキュメントのすべてのコピーにおいて、Apple の著作権、免責条項その他の知的財産権表示（提供される Apple ソフトウェアおよびドキュメントに表示されているもの）を、すべて保持および複製することに同意するものとします。

2.5 所有権

Apple は、Apple ソフトウェア、本サービスおよび本契約に基づきデベロッパに提供するアップデートに関する、すべての権利、権原および利益を留保します。デベロッパは、デベロッパが Apple ソフトウェアまたは本サービスに関するクレームを知るところとなる Apple ソフトウェアおよび本サービスに対する Apple の所有権を保持するために、Apple に協力することに同意します。デベロッパは、Apple ソフトウェアに関するクレームの通知を Apple に対して速やかに行うことに合理的努力を払うことに同意します。両当事者は、本契約は Apple に対してデベロッパの取扱製品に関するいかなる所有権も与えていないことを確認するものとします。

2.6 その他の許可される使用の不存在

本契約で特段の定めのない限り、デベロッパは、Apple ソフトウェア、Apple 証明書、あるいはいかなる本サービスの全部または一部について、レンタル、リース、貸与、ウェブサイトもしくはサーバへのアップロード、ウェブサイトもしくはサーバ上でのホスティング、販売、再配布、または再使用許諾を行わないこと、また、他者がこれらの行為を行うことを可能ならしめないことに同意するものとします。デベロッパは、適用のあるすべての付属書および別紙を含む、本契約により明示的に許可されていない目的で、Apple ソフトウェア、Apple 証明書、あるいは本契約で提供されるいかなる本サービスも使用することはできません。デベロッパは、Apple SDK を

Apple ブランドでないコンピュータでインストール、使用もしくは実行しないこと、並びに、iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、macOS およびプロビジョニングプロファイルを Apple ブランド製品以外のデバイスでインストール、使用もしくは実行しないこと、また、他者がこれらの行為を行うことを可能ならしめないことに同意するものとします。デベロッパは、Apple ソフトウェア、Apple 証明書、または Apple ソフトウェアもしくはその他本契約に基づいて提供される本サービス、あるいはこれらの一部について、複製（本契約に基づき明示的に許可される場合を除きます）、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード導出の試み、修正、暗号化、または二次的著作物の創造を行うことはできないものとし、これらの行為を行わないことおよび、他者がこれらの行為を行うことを可能ならしめないことに同意するものとします（但し、上記の制限が適用法により禁止される場合、および Apple ソフトウェアに含まれるオープンソースのコンポーネント、またはサンプルコードの使用に適用されるライセンス条件により許可される場合のみを除くものとします）。デベロッパは、あらゆる Apple ソフトウェア、Apple 証明書、あるいは本契約に基づき提供される本サービスを、許可されていない方法（ネットワーク容量に違反したり、負担をかけたりすること、あるいは、当該 Apple ソフトウェア、Apple 証明書または本サービスにより提供されるデータのハーベスティングまたは不正使用をすることを含みますがこれらに限定されません）で利用しないことに同意するものとします。このような行為を試みることは、Apple ソフトウェアまたは本サービスに関する Apple およびそのライセンサーの権利を侵害することになります。デベロッパが上記の制限に違反した場合、訴追および損害賠償請求を受けるおそれがあります。本契約で明示的に付与されていない一切のライセンスは Apple に留保され、Apple は、暗示、明示を問わずその他のいかなるライセンス、免責または権利も、暗示、禁反言その他により付与するものではありません。本契約はデベロッパに Apple に帰属するいかなる商標、ロゴ、サービスマークを使用する権利も付与しません。これには iPhone または iPod のワードマークを含みますが、これに限定されません。デベロッパが Apple の製品または技術あるいは Apple の商標の使用に言及する場合は、Apple により随時変更される場合がある、<https://www.apple.com/jp/legal/intellectual-property/guidelinesfor3rdparties.html> に公開されたガイドラインに従うことに同意したものとします。

2.7 FPS SDK および FPS 導入パッケージ

デベロッパは、デベロッパのアプリケーション経由、macOS 上の Safari 経由で、デベロッパが（またはデベロッパのために）ストリーミングするビデオまたはデベロッパのアプリケーション経由で閲覧するためにダウンロードするビデオと共に使用する目的でのみ、iOS 製品および/または Apple TV 上、macOS 上の Safari 経由、またはその他 Apple が書面で許可する場合、FPS のサーバ側実装を開発およびテストするために FPS SDK を使用することができます（以下「**認定 FPS アプリケーション**」と総称します）。デベロッパは、FPS の業務利用または商業利用をする前に、本プログラムウェブポータル上で、デベロッパが、FPS 導入パッケージを要求することが必要であることを理解するものとします。かかる要求の一部として、デベロッパは、デベロッ

パの要求する FPS 使用に関する情報を提出することが必要になります。Apple は、デベロッパの要求を検討し、Apple の自由裁量により、デベロッパが FPS を導入することができない場合に、デベロッパに FPS 導入パッケージを提供しない権利を留保するものとします。デベロッパが FPS SDK で行ういかなる導入およびテストも、デベロッパ自身の危険および費用負担の下で行われるものとし、Apple は、デベロッパに対し、かかる使用またはデベロッパの業務環境または商業環境での FPS 使用の要求の拒絶について、一切責任を負いません。

Apple がデベロッパに FPS 導入パッケージを提供する場合、デベロッパは、Apple が許可した通りにのみ、かつ、認定 FPS アプリケーションにデベロッパが (またはデベロッパのために) ストリーミングするまたはデベロッパの認定 FPS アプリケーション経由で閲覧するためにダウンロードするビデオコンテンツに関してのみ、使用することに同意するものとします。**第 2.9 条 (第三者サービスプロバイダ)** で許可される場合を除き、デベロッパは、Apple の事前の書面による承諾を得ずに、いかなる第三者にも FPS 導入パッケージを提供せず、また、いかなる第三者にも FPS 導入パッケージまたは FPS SDK を再使用許諾、販売、再販売、リース、開示または再配布 (あるいはこれらのいかなる実装) しないものとします。

デベロッパは、FPS 導入パッケージ (FPS プロダクションキーセットを含みます) が、**第 9 条 (秘密保持)** で定める通り、Apple 秘密情報を構成し、認識して同意するものとします。さらに、かかる FPS キーは、デベロッパの会社または組織に固有のものであり、かつ、それらの保管および保護につき、デベロッパが単独で責任を負うものとします。デベロッパは、認定 FPS アプリケーションにデベロッパがストリーミングするビデオコンテンツを解読するために使用されるデベロッパのコンテンツキーを配布および保護する目的でのみ、かかる FPS キーを使用することができます。Apple は、いかなる FPS キーまたは FPS に関連して本契約に基づきストリーミングまたはその他配布されるいかなるコンテンツの不正アクセスまたは使用についても、一切責任または責務も負いません。デベロッパの FPS キーの開示、露見、悪用または紛失の際、デベロッパは、product-security@apple.com 宛てにメールを送ることにより、当該キーを無効にするよう Apple に要求することができ、且つ、Apple は、デベロッパに対し、代替キーを提供する義務を負わないことを理解するものとします。Apple は、デベロッパが要求する場合、デベロッパが本契約に違反した場合、その他 Apple が賢明もしくは合理的とみなす場合、または本契約の期間満了もしくは解除時に、デベロッパの FPS キーをいつでも取り消す権利を留保します。

デベロッパは、Apple が、いつでも、その自由裁量により、デベロッパによる FPS のアクセスおよび使用 (またはそれらの一部) を取り消し、その他排除する権利を留保することを認識して同意するものとします。さらに、Apple は、FPS 導入パッケージまたは FPS SDK のいかなる修正、アップデートまたは後継バージョンもデベロッパに提供する義務を一切負わず、且つ、旧バージョンとの互換性を維持する義務を一切負いません。Apple が、FPS 導入パッケージまたは FPS SDK の新バージョンのデベロッパによる利用を可能にした場合に、デベロッパは、Apple がかかる要求するときには、合理的な期間内にそれらをアップデートすることに同意するものと

します。

2.8 Apple サービスの利用

Apple は、Apple ソフトウェア内の API 経由でデベロッパの取扱製品が要求し得るおよび/または Apple がその他のメカニズムで、例えば、本プログラムに基づき Apple がデベロッパのアクセスを可能にするキーの使用を通じて、デベロッパの利用を可能にする Apple サービスへのアクセスを提供することがあります。デベロッパは、当該アクセスのために Apple が提供するメカニズム経由でのみ、且つ、Apple ブランド製品を使用するためにのみ、かかる Apple サービスにアクセスすることに同意するものとします。第 2.9 条 (第三者サービスプロバイダ) で許可される場合またはその他本契約で定める場合を除き、デベロッパは、本サービスを第三者と使用するために、Apple がデベロッパに提供するメカニズムへのアクセスを共用しないことにつき、同意するものとします。さらに、デベロッパは、Apple サービスの使用またはアクセスを通じて、代替もしくは類似サービスを作成しまたは作成を試みないことにつき、同意するものとします。

デベロッパは、かかる本サービスを使用する資格を有するデベロッパの取扱製品向けのサービスおよび機能を提供するために必要な範囲内でのみ、且つ、Apple がドキュメントを含む書面で許可する場合にのみ、かかる本サービスにアクセスして使用することにつき、同意するものとします。デベロッパは、本契約の条項と矛盾し、または、第三者もしくは Apple の知的財産権を侵害し、あるいは、適用法令もしくは規制に違反するいかなる方法でも Apple サービスを使用しないものとします。デベロッパは、Apple サービスが、Apple およびそのライセンサーが所有し、且つ、適用のある知的財産およびその他の法令で保護される専有コンテンツ、情報およびマテリアルを含むものであることに同意するものとします。デベロッパは、本契約に基づく Apple サービスの許可された使用またはその他 Apple が書面で同意する場合を除き、方法の如何を問わず、かかる専有コンテンツ、情報およびマテリアルを使用しないことに同意するものとします。

デベロッパは、デベロッパとデベロッパのエンドユーザの双方につき、Apple サービスに関する保存容量、送信、および/または取引上の上限があり得ることを理解するものとします。デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザがかかる上限に達した場合に、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザは、Apple サービスを使用することができなくなる場合、あるいは、デベロッパの取扱製品経由または適用のあるエンドユーザアカウント経由でのかかる本サービスへのアクセスまたはかかる本サービスからのデータの読み出しができなくなる場合があります。デベロッパは、デベロッパの取扱製品経由での Apple サービスへのアクセスもしくはその使用またはその中で提供されるいかなるコンテンツ、データもしくは情報のみについて、いかなる料金もエンドユーザに請求しないことに同意するものとし、且つ、デベロッパは、方法の如何を問わず、Apple サービスへのアクセスを販売しないことに同意するものとします。デベロッパは、自己の適用のあるエンドユーザ規約もしくは Apple とのサービス契約の条項に反し、または、かかるエンドユーザサービスに関する Apple 利用ポリシーに反する詐欺的なエンドユーザアカウントの作成またはエンドユーザの勧誘をしないことに同意するものとします。本契約で明示的に定める場

合を除き、デベロッパは、エンドユーザのいかなるかかるサービスへのアクセスまたはその使用も阻害しないことに同意するものとします。

Appleは、いつでも、通知なしに、Appleサービスまたはその一部へのアクセスを変更、停止、廃止、拒否、制限、または無効化する（本サービスへのアクセスを可能にする権利の剥奪またはそうしたサービスへのアクセスを可能にするAppleソフトウェアにおけるAPI変更、またはデベロッパに権利を付与しないことを含みますがそれらに限定されません）権利を留保します。いかなる場合も、Appleは、前述のアクセスの剥奪または無効化のいずれについても、一切責任を負いません。Appleは、いつでも、デベロッパへの通知または責任なしに、自らの自由裁量で、Appleサービスの使用またはアクセスに関する上限および制限を強制し、Appleサービスを無期限に除去し、デベロッパのAppleサービスへのアクセスを剥奪し、あるいはAppleサービス（またはその一部）を取り消すことがあります。

Appleは、いかなるAppleサービスにより表示されるいかなるデータまたは情報の利用可能性、正確性、信頼性または適時性も保証しません。デベロッパが、デベロッパの取扱製品で、Appleサービスの利用を選択する範囲内において、デベロッパは、かかるデータまたは情報をデベロッパが信頼したことにつき、責任を負うものとします。デベロッパは、AppleソフトウェアおよびAppleサービスのデベロッパによる使用につき、責任を負うものとし、且つ、デベロッパがかかる本サービスを使用する場合に、本サービスのデベロッパによる使用の一部としてホスティングのためにデベロッパがAppleに提供するあらゆるコンテンツを含みますがこれらに限らない、あらゆるデベロッパのコンテンツ、情報およびデータの適切な代替のバックアップを維持することは、デベロッパの責任です。デベロッパは、本契約の期間満了または解除時に、デベロッパが、一定のAppleサービスにアクセスできない場合があること、並びに、Appleが、本契約に基づき提供されたかかる本サービスのデベロッパによる使用を通じて、デベロッパまたはデベロッパの取扱製品が保存したコンテンツ、データまたは情報へのアクセスを停止し、または削除する権利を留保することにつき、理解して同意するものとします。デベロッパは、Appleサービスを利用する前に、Appleが掲載するドキュメントをおよびポリシー通知を検討しなければならないものとします。

Appleサービスは、すべての言語でまたはすべての国において利用可能であるとは限らず、且つ、Appleは、いかなる特定の地域または製品における使用について、いかなるかかる本サービスも適切、正確または利用可能であるとのいかなる表明も致しません。デベロッパが、デベロッパのアプリケーションで、Appleサービスの利用を選択する範囲内において、デベロッパは、デベロッパ自身の自発性に基づきかかる行為をなすものとし、且つ、あらゆる適用法令の順守について責任を思うものとします。Appleは、デベロッパによるAppleサービスの利用につき料金を課す権利を留保します。Appleは、Appleサービスの料金または料金の改定につき、電子メールで、デベロッパにお知らせし、且つ、かかる料金に関する情報は、本プログラムウェブポータル、App Store ConnectまたはCloudKitダッシュボードに掲載されます。Appleサービス利用可

能性および料金設定は変更対象となります。さらに、Apple サービスは、あらゆる取扱製品につき利用可能であるとは限らず、且つ、あらゆる開発者に対して利用可能であるとは限りません。Apple は、いつでも、その自由裁量で、あらゆるまたはいかなる開発者に対しても Apple サービスを提供しない（または提供を中止する）権利を留保します。

2.9 第三者サービスプロバイダ

ドキュメントまたは本契約で Apple が別段禁止しない限り、デベロッパは、本契約に基づき提供される Apple ソフトウェアおよび本サービスの利用においてデベロッパを支援するために、第三者を（以下「サービスプロバイダ」といいます）雇用または起用することが許可され、これには当該サービスプロバイダが、デベロッパのために、デベロッパのアプリケーションのサーバを維持および管理することが含まれますがこれらに限定されません。但し、当該サービスプロバイダによる Apple ソフトウェアおよび本サービスまたはこれらに関連するあらゆるマテリアルの使用は、デベロッパのためにのみ、本条件に従ってのみ、行われるものとします。前記の定めにかかわらず、デベロッパは、App Store にアプリケーションを提出するために、またはデベロッパを代理して TestFlight を使用するためにサービスプロバイダを使用しないものとします。デベロッパは、本契約に含まれるのと最低限同程度に制限的且つ Apple を保護する条項を有するデベロッパのサービスプロバイダとの法的拘束力のある書面による契約を締結することに同意するものとします。デベロッパのアプリケーションまたは Apple ソフトウェアもしくは Apple サービスの使用に関するおよび/または本契約に起因するかかるサービスプロバイダがなすあらゆる行為は、デベロッパがなした行為とみなされ、且つ、（サービスプロバイダに加え）デベロッパは、Apple に対し、すべてのかかる行為（またはあらゆる不作為）につき責任を負うものとします。サービスプロバイダによる作為または不作為が本契約違反を構成し、または、その他のあらゆる損害を引き起こす場合に、Apple は、デベロッパに対し、かかるサービスプロバイダの使用の中止を要求する権利を留保します。

2.10 アップデート、サポートおよびメンテナンスの否定

Apple は、いつでも予告なく Apple ソフトウェアまたは本契約に基づき提供される本サービス（あるいはそれらの一部）を拡張、改良またはその他の方法により改変することができますが、Apple ソフトウェアまたは本サービスのアップデートをデベロッパに提供する義務を負わないものとします。アップデートが Apple から提供されたときは、当該アップデートに別途のライセンスが添付されている場合（その場合は、当該ライセンスの条項が適用されるものとします）を除き、当該アップデートには本契約の条項が適用されるものとします。デベロッパは、かかる改変がデベロッパにデベロッパの取扱製品の変更またはアップデートを要求する場合があることについて理解するものとします。また、デベロッパは、かかる改変が Apple ソフトウェアおよび本サービスの使用、アクセスまたは互換性に関するデベロッパの能力に影響を与える場合があることを認識し、これに同意するものとします。Apple は、Apple ソフトウェアあるいは本サービスについて、メンテナンスサポート、テクニカルサポートその他のサポートを提供する義務を負いま

せん。デベロッパは、Apple が、将来いかなる者に対しても Apple ソフトウェアあるいは本サービスのいかなるアップデートを発表または提供する明示的または黙示的な義務を負わないことを承諾するものとします。アップデートが提供された場合、本契約に基づきライセンスされた Apple ソフトウェアあるいは本サービスに見られるものとは異なる API、特性、サービスまたは機能が備わっていることがあります。

3. デベロッパの義務

3.1 一般規定

デベロッパは Apple に対し、以下のすべての事項を保証し、同意するものとします。

(a) デベロッパは、その居住する法域における法律上の成人（多くの国では 18 歳以上）であつて、本契約を自ら締結する権利および権限を有すること、あるいは、デベロッパがその会社、組織、教育機関、または連邦政府の代理人、機関もしくは部局を代理して本契約を締結する場合には、当該団体または組織を本契約の条項および義務に法的に拘束する権利および権限を有すること、

(b) ライセンスアプリケーション情報またはパス情報を含みますがこれらに限定されない、デベロッパが、Apple またはデベロッパのエンドユーザに対し、本契約またはデベロッパの取扱製品に関連して提供するすべての情報は、最新、真正、正確、裏付けのあるかつ完全なものであり、デベロッパが Apple に提供する情報については、デベロッパは、当該情報のいかなる変更についても Apple に対して速やかに通知すること。さらに、デベロッパは、Apple が当該情報（電子メールアドレスおよび郵便送付先住所を含みます）をそれらに関連する目的（例えば、知的財産権に関する質問、カスタマーサービスに関する質問など）で知る必要がある第三者と共有する場合があることに同意すること、

(c) デベロッパは、本契約の各条項を遵守するとともに、デベロッパの認定デベロッパによる Apple ソフトウェアおよび本サービスの使用について要求されるあらゆる同意を取得することを含む、本契約に基づくその義務を履行すること、また、デベロッパは、デベロッパの認定デベロッパによるかかる使用のすべておよび本契約の条項の遵守についてモニタリングするとともに、かかる使用および遵守について一切の責任を負うことに同意すること、

(d) デベロッパは、Apple ソフトウェア、Apple サービス、認定テストユニット、登録デバイス、デベロッパの取扱製品およびデベロッパによるこれらに関連する開発作業および配布の努力（これにはデベロッパがサービスを利用する際に関連する、いかなる関係する開発努力、ネットワークやサーバ周辺機器、インターネットサービス、あるいはいかなる他のハードウェア、ソフトウェアやサービスを含みますが、これらに限定されません）に関して、デベロッパおよび認定デベロッパが発生したすべての費用、経費、損失および債務、並びに上記に関してデベロッパおよびデベロッパの認定デベロッパが行った活動について、単独で責任を負うこと、

(e) 別紙 1（該当する場合）において、デベロッパは、Apple および Apple の子会社を、デベロッパのライセンスアプリケーションの納入に関するデベロッパの独占的な全世界における代理人と

して指名するために必要な権利を所有または支配していること、並びに、Apple および Apple の子会社が上記の指名を果たすことが第三者の権利を妨害または侵害しないことを、表明および保証すること、並びに、

(f) デベロッパは、デベロッパが負う既存の義務もしくは責務と抵触する態様、またはそのような義務もしくは責務を妨げる態様で行為しないこと、また、デベロッパがこれまでに締結した契約は、本契約に基づくデベロッパの義務の遂行を妨げないこと。

3.2 Apple ソフトウェアおよび Apple サービスの使用

Apple ソフトウェアおよび Apple サービスを使用する条件として、デベロッパは以下のすべての事項に同意するものとします。

(a) デベロッパは、Apple ソフトウェアおよびあらゆるサービスを、本契約により明示的に許可された目的のためにのみ、本契約により明示的に許可された方法により、適用されるすべての法令に従って、使用すること、

(b) デベロッパは、Apple ソフトウェアおよび Apple サービスを、不法行為、違法行為のために使用したり、犯罪その他の不法行為または違法行為を犯しまたは容易にするような取扱製品を開発するために使用したりしないこと、

(c) デベロッパのアプリケーション、ライブラリおよび/またはパスは、「ドキュメントおよびプログラム要件」（現行規定は下記第 3.3 条に定めるもの）を遵守して開発されること、

(d) デベロッパの知る限りにおいて、デベロッパの取扱製品、ライセンスアプリケーション情報、およびパス情報は、第三者または Apple の著作権、商標、プライバシーとパブリシティにかかわる権利、営業秘密、特許その他の知的財産権もしくは法的権利（例えばデベロッパのアプリケーションに含まれる事のあるコンテンツとマテリアルのための原盤権や実演化権、映像化権、写真あるいは画像に関する権利、ロゴの権利、第三者のデータに関する権利等）を妨害、不正使用または侵害しておらず、今後も侵害しないこと、

(e) デベロッパは、Apple ソフトウェア、Apple 証明書、Apple サービスまたはその他の使用により、iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、Apple ソフトウェアもしくはあらゆるサービスまたはその他の Apple のソフトウェアもしくは技術において実行され、またはこれらにより実行されるセキュリティソリューション、またはあらゆるセキュリティ、デジタル署名、デジタル権管理、検証または認証の各メカニズムを、無効化、ハッキングその他の方法により、妨害するいかなる取扱製品またはその他のコードもしくはプログラムも作成せず、また、他者による作成を可能ならしめないこと（Apple により書面で明示的に許可された範囲を除く）、

(f) デベロッパは、直接または間接を問わず、Apple ソフトウェアまたは本サービス、本契約の目的、あるいは Apple の商行為を阻害することを目的とするいかなる行為（App Store、カスタム APP ディストリビューションまたはプログラムの性能または使用目的を妨害する行為をすること含みますがこれらに限定されません（例えば、デベロッパ自身のアプリケーションまたは第三者のアプリケーションの不正なレビューを提出すること、消費者による混同をもたらす目的で第三者のアプリケーションの名称と実質的に類似するデベロッパのアプリケーションの名称を選択

すること、あるいは、第三者による適法な使用を妨害する目的で当該アプリケーションの名称を保持し続けること)にも関与しないこと、デベロッパは、デベロッパの取扱製品に関して、いかなる不法、不公平、誤解を生じる、詐欺的な、不正直な、または不正直な行為または商業慣行に関与しないこと、または他者の関与を奨励しないこと(例えば、おとり価格、消費者に対する不正表示、詐欺的な商業慣行、または他のデベロッパとの不公平な競争)。および、

(g) Apple ソフトウェアを用いて開発された iOS 製品、Apple Watch、または Apple TV 向けアプリケーションは、本契約に定める通り、Apple により(その自由裁量で)選択された場合に限り、App Store もしくはカスタム APP ディストリビューション経由の配布のため、Apple の TestFlight 経由のベータ版配布のため、または特別配布を通じて、配布されること、

Apple ソフトウェアを用いて開発されたパスは、付属書 5 を含む本契約の規定を遵守し、デベロッパのエンドユーザに対し、電子メール、ウェブサイトまたはアプリケーションを経由して配布されることがあること。デベロッパは、あらゆるパスの開発が付属書 5 を含む本契約の規定を遵守しなければならないことについて同意すること、並びに、

Apple 証明書で署名された Safari 拡張は、付属書 7 を含む本契約の条件に従い、デベロッパのエンドユーザに配布される場合があること。macOS 用アプリケーションは、**第 5.3 条**および**第 5.4 条**の規定に従い、Apple 証明書および/またはチケットを用いて App Store 外で配布される場合があること。

3.3 プログラム要件

App Store、カスタム APP ディストリビューション、もしくは TestFlight に提出され、または、特別配布を通じて配布されるいかなるアプリケーションも、本第 3.3 条で以下に定める現在のドキュメントおよびプログラム要件のすべてに従って開発されなければならないものとします。ライブラリおよびパスは、同様の基準に従うものとします。

API および機能：

3.3.1 アプリケーションは、Apple の定めた方法でのみ文書化された API を使用することができ、私用の API を使用したり、呼び出したりしてはならないこと。さらに、App Store で配布するために Apple に提出される macOS アプリケーションは、macOS のデフォルトのインストールまたは Xcode および Mac SDK とのバンドルとして含まれている文書化された API のみを使用することができ、廃止予定の技術 (Java など) は使用されません。

3.3.2 次の段落で規定する場合を除き、アプリケーションは、実行コードをダウンロードまたはインストールしてはならないこと。インタープリター型コードは、アプリケーションにダウンロードできる場合がありますが、当該コードが、(a) App Store に提出されたアプリケーションの予定および広告した目的に合致しない機能または特性を提供してアプリケーションの主要な目的を変更せず、(b) 他のコード又はアプリケーション用のストア又はストアフロントを作成せず、且つ、(c) 署名、サンドボックス又はその他 OS のセキュリティ機能を迂回しない場合に限りま

す。

プログラミング方法の学習に使用することを目的とするプログラミング環境のアプリケーションは、次の条件を満たす場合に限り、実行コードをダウンロードして起動することができます：(i) ドキュメントで別途許容される場合を除き、実行コードで取得されるアプリケーションの視聴エリア又は画面が 80% 以下であること、(ii) アプリケーションは、ユーザがプログラミング環境にいることについて、アプリケーション内で合理的にユーザの目につく表示をしなければならないこと、(iii) アプリケーションは、他のコード又はアプリケーション用のストア又はストアフロントを作成しないこと、並びに、(iv) アプリケーションが提供するソースコードは、完全に閲覧が可能で、且つ、ユーザによる編集も可能でなければならないこと（例えば、ダウンロードされたコードにプリコンパイル・ライブラリ又はフレームワークが含まれていないこと）。

3.3.3 Apple の事前の書面による同意なしに、または第 3.3.25 条(App 内購入 API)で別途許諾された場合を除き、アプリケーションは、App Store またはカスタム APP ディストリビューションまたは TestFlight 以外の配布メカニズムにより、追加的な特性または機能性を提供し、解除し、または有効化してはならないこと。

3.3.4 Apple が別途定める場合を除き、iOS、watchOS、iPadOS、または tvOS 向けアプリケーションは、当該アプリケーションの指定コンテンツ領域のみに対し、読み取りデータあるいはデバイスにデータを書き込むことができること。App Store で配布するために Apple に提出される macOS アプリケーションについて、(a) macOS を実行するためにアプリケーションに必要なすべてのファイルが、Apple に提出されるアプリケーションバンドルに含まれていなければならないこと、且つ、App Store によりインストールされなければならないこと、(b) すべてのローカリゼーションが同じアプリケーションバンドルに含まれていなければならないこと、且つ、独立のアプリケーションの組合せまたは集積が単一のアプリケーションバンドルに含まれてはならないこと、(c) macOS のネイティブユーザインターフェース要素または動作（例えば、システムメニュー、ウィンドウサイズ、色など）が改変、修正またはその他変更されないこと、(d) デベロッパは、Apple の書面による許可またはドキュメントにおける明記がない限り、かかるアプリケーションで、デジタル著作権管理またはその他の複製もしくはアクセスコントロールメカニズムを使用しないこと、並びに(e) 第 3.3.25 条 (App 内購入 API) による別段の許可がなされる場合は除外されること。

3.3.5 iOS 製品向けアプリケーションは、ユーザが iPad 上で互換モードで実行する際に最低限同一の特徴および機能を有すること（例えば、iPad 上で iPhone と同等のサイズのウィンドウで実行する iPhone アプリは、iPhone 上で起動するときと実質的に同一の方法で機能しなければならない。但し、この義務は、カメラ以外の機器のビデオ録画機能など、特定のハードウェア機器ではサポートされない特徴または機能には適用されない）。また、デベロッパは、互換モードでデベロッパのアプリケーションを運用することを妨害しないことまたはかかる妨害を試みないこ

とに同意すること。

3.3.6 デベロッパは、ドキュメントに記載された本来の目的のためにのみマルチタスクサービスを使用することができること。

ユーザインターフェース、データ収集、現地法およびプライバシー：

3.3.7 アプリケーションは、ヒューマンインターフェースガイドライン (HIG) およびその他の Apple が定めるドキュメントを遵守していること。デベロッパは、Apple 製品の設計と互換性のあるデベロッパのアプリケーション用の適切なユーザインターフェースおよび機能を開発するため HIG に従うことに同意します (例えば、時計 App は HIG の時計 OS 設計テーマに沿った迅速なインタラクションのために設計されたユーザインターフェースを有していなければなりません)。

3.3.8 デベロッパのアプリケーションがビデオ、マイク、スクリーン、またはカメラで捕捉または記録する場合、デバイスに保存されるとサーバに送信されるとを問わず (画像、写真、音声またはスピーチの捕捉もしくは記録) (以下「記録等」と総称します)、記録等が行われていることを示すため、アプリケーションの一部として、合理的に目につく聴覚的、視覚的またはその他の標識をユーザに示さなければならないこと。

- さらに、デベロッパのアプリケーションにより、これを通じてまたはこれに関連して行われるあらゆる形式のユーザデータ、ユーザコンテンツもしくはユーザ情報の収集、処理、メンテナンス、アップロード、同期化、保存、送信、共有、開示または使用は、適用されるすべてのプライバシー法令のほか、関連するプログラム規定 (通知または同意に関する要件を含みますがこれらに限定されません) を遵守しなければならないこと。

3.3.9 デベロッパおよびデベロッパのアプリケーション (並びにデベロッパが広告をするために契約を締結したあらゆる第三者) は、ユーザの事前の承諾なく、当該データがユーザから直接取得されたものか Apple ソフトウェアまたは Apple SDK の使用を通じて取得されたものかを問わず、ユーザデータまたはデバイスデータを収集せず、アプリケーションの使用に直接関わるサービスまたは機能を提供するためまたは第 3.3.12 条に基づき広告をするためにのみ行われること。デベロッパは、データ収集の拡張または変更に関するユーザの事前の同意なくして、以前に収集されたユーザまたはデバイスのデータを拡張または他の方法で使用範囲を変更してはならない。デベロッパは、デベロッパのアプリケーション内で、デバイスデータを収集して第三者に送信する解析ソフトを使用しないこと。また、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれも、いかなる恒久的なデバイスベースの識別子またはそこから抽出されるいかなるデータも、デバイスを一意的に識別する目的で、使用しないこと。

3.3.10 デベロッパは、ユーザに対して、デベロッパによるユーザデータまたはデバイスデータ

の収集、使用および開示について、例えば、App Store 上の App Description 中のユーザデータおよびデバイスデータのデベロッパによる使用について、明確かつ完全な情報を提供しなければならないこと。さらに、デベロッパは、第三者による不正な使用、開示またはアクセスから当該データを保護するための適切な措置を講じなければならないこと。ユーザがデベロッパによるユーザデータまたはデバイスデータの収集、使用または開示に同意することを止め、あるいは、積極的に同意を撤回した場合、デベロッパ（およびデベロッパが広告をするために契約を締結したあらゆる第三者）は当該使用すべてを直ちに中止しなければならないこと。また、デベロッパは App Store 上および/またはデベロッパのユーザデータまたはデバイスデータの収集、使用、開示、共有、保持および削除を説明するデベロッパのウェブサイト上の、デベロッパアプリケーション中のプライバシーポリシーを提供しなければならないこと。デベロッパは、データ漏洩でデベロッパのアプリケーションから収集されたユーザデータが漏洩した場合、デベロッパのユーザに対し、適用法に従って通知することに同意すること（例えば、デベロッパは、そのユーザデータの意図的でない開示または悪用があった場合、デベロッパのユーザに電子メール通知を送ること）。

3.3.11 アプリケーションは、適用のある刑事、民事、並びにその他の制定法および規則（デベロッパのアプリケーションが提供されるまたは利用可能となるすべての法域におけるこれらの法令および規則を含む）を遵守しなければならないこと。さらに、

- デベロッパおよびアプリケーションは、ユーザデータまたはデバイスデータ（例えば、ユーザの IP アドレス、ユーザのデバイスの名前、およびユーザに関連したインストール済みアプリケーション）の収集、使用または開示に関する適用のあるすべての個人情報やデータ収集に関する法律および規則を遵守しなければならないこと。

- アプリケーションは、ハラスメント、虐待、スパム、ストーカー、脅迫その他の方法による他者の法的権利（プライバシーおよびパブリシティ権等）の侵害を目的として設計または販売してはならないこと、

- デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、当該サービスに関して Apple がデベロッパに対して明示的に提供または利用可能にしたデータを除き、Apple またはそのライセンサーにより提供されたソフトウェア、データまたはサービスをスクレイピング、マイニング、検索、キャッシュもしくは分析し、またはインデックスを作成するために、あるいは当該データを取得するために（または取得を試みるために）、機能を動作させたり、コンテンツ、サービス、情報もしくはデータにリンクさせたり、ロボット、スパイダー、サイト検索その他の検索用アプリケーションもしくはデバイスを使用したりしてはならないこと。デベロッパは、当該データを不正な目的で収集、流布または使用しないことに同意すること、並びに、

- デベロッパのアプリケーションが人体の研究を目的としている場合、または個人データを含む

可能性のある医療や健康に関連した使用のため HealthKit API を使用する場合（例えば、健康記録の保存）、デベロッパは、参加者に対してその研究または医療や健康に関連した使用の一環としての参加者の個人情報の使用および開示の目的について通知し、かかる研究または医療や健康に関連した目的のためにかかる参加者（またはその保護者）の承諾を得ることに同意すること。さらに、デベロッパは、デベロッパが匿名化またはコード化された情報を提供する第三者に対して、参加者の承諾なく、かかる情報を使用して参加者を再識別化する（または再識別化を試みる）ことを禁止するものとし、また、当該第三者に対して、匿名化またはコード化された情報を受領するその他一切の者に上記の制限を課すべき旨を要求することに同意すること。

広告識別子および優先順位；広告ネットワーク API：

3.3.12 デベロッパおよびデベロッパのアプリケーション（並びにデベロッパが広告をするために契約を締結したあらゆる第三者）は、広告をするためにのみ、広告識別子および広告識別子の使用を通じて取得したあらゆる情報を使用することができること。ユーザが広告識別子をリセットした場合、その後、デベロッパは、直接または間接を問わず、以前の広告識別子とリセットされた広告識別子の派生情報との結合、相関、リンクまたはその他の関連付けをしないことについて同意すること。一切の Apple ブランド製品用にコンパイルされた広告支援 API へのアクセスを提供するアプリケーションについて、デベロッパは、広告識別子を使用した広告をする前に、ユーザの広告優先順位を確認することについて同意すること、および、デベロッパは、デベロッパの広告識別子使用の際、ユーザによる広告優先順位の設定を遵守することについて同意すること。さらに、デベロッパは、アプリケーション広告切替え事象の履歴管理のために広告ネットワーク API を使うよう要請できること。デベロッパが、広告ネットワーク API の使用許可を与えられている場合であっても、広告切替え事象の一環として広告検証情報を証明する以外の目的のために、当該の API、または広告ネットワーク API の使用を通じて取得した情報を使用しないことに同意すること。デベロッパは、広告ネットワーク API の使用を通じて広告検証の一環として提供された情報を、直接的であるか間接的であるかを問わず、デベロッパがユーザについて有している他の情報と組み合わせ、相関させ、結合させ、その他関連させないことに同意すること。Apple は、自身の単独の裁量により、広告ネットワーク API を使用する要請を拒否する権利を留保すること。

位置情報およびマップ、ユーザの同意：

3.3.13 位置情報対応 API（例えば、コアロケーション、MapKit API）を使用するまたはその他の位置情報サービスを提供するアプリケーションは、車両の動きの自動制御または自律制御用として、あるいは緊急目的または救急目的用として、設計または販売してはならないこと。

3.3.14 位置情報サービスまたは機能を提供する、または Apple ソフトウェアまたは Apple サービスの使用を通じて他の方法でユーザの位置を知らせるアプリケーションは、当該アプリケーション

ョンにより個人の位置情報データを収集、送信その他の方法により使用される前に、当該個人に通知し、その同意を得なければならず、そうしたデータはユーザが同意したように、かつ本契約で許可されたように使用されなければならないこと。例えば、継続的な収集およびユーザの位置情報データの使用のために、デベロッパがデベロッパのアプリケーション中で「常に」の位置情報オプションを使用する場合、デベロッパは、明確に定義された正当な理由およびユーザのメリットを提供しなければならず、そうした提供は許可を得る際にユーザに対して表明されなければならない。

3.3.15 デベロッパが、Apple マップサービスを通じて提供される Apple マップと併用して、デベロッパ自身の位置情報サービス、データ、および/または情報の提供を選択する場合（例えば、Apple マップの上に、デベロッパが作成したマップまたはルートを重ねることに）、デベロッパは、デベロッパのサービス、データおよび/または情報が正確に使用されている Apple マップと調整されるようにすることについて単独で責任を負うこと。リアルタイムルートガイダンス用位置情報対応 API を使用するアプリケーションの場合（ターンバイターン方式のナビゲーションシステムあるいはその他センサーを用いてナビゲーションする方式を含みますがこれらに限定されません）、デベロッパは、下記の告知が含まれているエンドユーザ使用許諾契約を締結しなければならないこと。このリアルタイムルートガイダンスアプリケーションを利用する場合、自己責任で利用して下さい。位置情報データは、正確でない恐れがあります。

3.3.16 アプリケーションは、Apple が実行するシステムアラート、警告、表示パネル、同意パネル等を無効化、オーバーライドまたはその他妨害してはならないものとし、これにはユーザの位置情報データ、アドレスブックデータ、カレンダー、写真、音声データ、および/またはリマインダーが収集、送信、メンテナンス、処理もしくは使用されている旨をユーザに通知することを目的とし、またはかかる使用についての同意を得ることを目的とするを含む。また、デベロッパがそうしたアラート、警告および表示パネルにディスクリプション（例えば、カメラ API 用の purpose strings 中の情報）を追加することができる場合、そうしたディスクリプションは正確でなければならず、使用範囲を誤って表明するものであってはならないこと。同意が否定あるいは撤回された場合、アプリケーションは、かかるデータを収集、送信、メンテナンス、処理または利用あるいはユーザの同意が否定あるいは撤回された他のアクションを起動させないこと。

3.3.17 デベロッパのアプリケーション（または該当するデベロッパのウェブサイトまたはウェブアプリケーション）が、iOS バージョン 6 以降を起動しているデバイスから MapKit API または MapKit JS を使用またはこれにアクセスする場合、デベロッパのアプリケーション（または該当するデベロッパのウェブサイトまたはウェブアプリケーション）は、Apple マップサービスにアクセスしてこれを使用すること。MapKit API、MapKit JS および Apple マップサービスの使用はすべて本契約（プログラム要件を含みます）および付属書 6（Apple マップサービスの使用に関する付加条件）の条件に従わなければならないこと。

コンテンツおよびマテリアル：

3.3.18 デベロッパのアプリケーション内に収録されているマスターレコードおよび楽曲は、デベロッパにより完全に所有されているか、または以後料金、ロイヤルティーもしくはその他の金銭またはそのすべてを Apple がデベロッパもしくは第三者に支払う必要がないように対価全額払込済みの状態でデベロッパにライセンスが付与されていなければならないこと。また、デベロッパのアプリケーションを米国外で配布する場合、デベロッパのアプリケーション内に収録されているマスターレコードおよび楽曲は、(a) 現在および将来において、録音権または演奏/コミュニケーション権を収集またはライセンス管理している組織のレパートリーに該当せず、かつ(b)ライセンスが付与されたものである場合には、該当する著作権者から、デベロッパのアプリケーションについて、デベロッパに対し、独占的なライセンスが付与されていなければならないこと。

3.3.19 デベロッパのアプリケーションに他のコンテンツが現在または将来含まれる場合、デベロッパは、当該コンテンツのすべてを所有しているか、または当該コンテンツの所有者から、デベロッパのアプリケーションにおける使用許可を受けていなければならないこと。

3.3.20 アプリケーションは、好ましくないまたは不適切と判断されるおそれがあると Apple が合理的に判断するコンテンツまたはあらゆる種類のマテリアル（文章、図形、画像、写真、音楽等）、例えば、不快、猥褻、もしくは中傷的なマテリアルが含まれている場合には拒絶される可能性があること。

3.3.21 アプリケーションには、マルウェア、悪質または有害なコード、プログラムその他の内部コンポーネント（例えば、コンピュータウイルス、トロイの木馬、「バックドア」）であって、Apple ソフトウェア、サービス、Apple ブランド製品、その他のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システム、サービスまたはネットワークに損害を与え、これらを破壊し、またはこれらに悪影響を及ぼすものが含まれてはならないこと。

3.3.22 デベロッパのアプリケーションに FOSS が含まれる場合には、デベロッパは、適用されるすべての FOSS のライセンス条件を遵守することに同意すること。また、デベロッパのアプリケーションの開発において、Apple ソフトウェアの FOSS 以外の部分に FOSS のライセンス付与に関する条項または義務が適用されることとなるような方法で、FOSS を使用しないことに同意すること。

3.3.23 デベロッパのアプリケーションに販促用の懸賞またはコンテスト機能を含めることができること。但し、デベロッパが当該販促の単独のスポンサーであり、かつ、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、適用のあるすべての法律を遵守しており、さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが利用可能な当該販促が行われる国または地域における適用のある登録要件をすべて充足していることが必要であること。デベロッパは、デベロッパが一切

の販促および賞金について単独で責任を負うこと並びに各販促について Apple が当該販促のスポンサーではなく、その実施について一切責任を負わないことを法的拘束力のある公式の規程に明記すること。

3.3.24 デベロッパのアプリケーションに、デベロッパがエンドユーザに寄付を行うことができるようにしたデベロッパのウェブサイト上のページに直結するリンクを含めることができること。但し、デベロッパは、適用のあるすべての法律（領収書の発行が含まれる場合があります）を遵守し、かつ、当該寄付を行うことができる国または地域における適用のある規制または登録要件をすべて充足していることが必要であること。また、デベロッパは、Apple が寄付金の募集者ではないことを明記すること。

App 内購入 API :

3.3.25 App 内購入 API および関連サービスの使用はすべて、本契約(プログラム要件を含みます)および付属書 2(App 内購入 API 利用に関する付加条件)に従ってなされなければならないこと。

ネットワーク拡張フレームワーク :

3.3.26 デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションが主としてネットワーク能力を提供するために指定され、且つ、デベロッパが Apple からかかるアクセスの資格を受領していない限り、ネットワーク拡張フレームワークにアクセスしてはならないこと。デベロッパがかかる資格を受領する場合、デベロッパは以下の事項に同意すること。

- デベロッパは、エンドユーザに対し、どのようにデベロッパおよびデベロッパのアプリケーションが、彼らのネットワーク情報を使用するのか、該当する場合に、どのように彼らのネットワークデータをフィルタリングするのかにつき、明確に開示することに同意し、且つ、デベロッパは、エンドユーザから明示的に同意を取得し、本契約で明示的に許可された通りにのみ、かかるデータおよび情報を使用することに同意すること、

- デベロッパは、安全かつ適切な方法で、エンドユーザからのネットワーク情報またはデータを保存および送信することに同意すること、

- デベロッパは、非開示の、不適切な、または誤解を招く手順を通じて、例えば、広告収入を得るためまたはウェブサイトのなりすましのためのウェブサイト経由のフィルタリングをするために、エンドユーザのネットワークデータまたは情報を流用しないことに同意すること、

- デベロッパは、エンドユーザの設定を迂回または無効化するためにエンドユーザからのネットワークデータまたは情報を使用しないこと、例えば、デベロッパは、彼らがデベロッパのアプリケーション向けロケーションサービスを無効にしている場合に、彼らの居場所を特定するため

に、エンドユーザの WiFi ネットワークの利用を追跡しないこと、に同意すること、並びに、

- **第 3.3.9 条**に反するいかなる事由にも関わらず、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関するネットワーク能力を提供すること以外の目的で、ネットワーク拡張フレームワーク、ネットワーク拡張フレームワーク経由で取得されるデータまたは情報を使用しないこと（例えば、広告を提供するために、またはその他広告のためのユーザプロフィールを確立するために、エンドユーザのインターネット・トラフィックを使用しないこと）、に同意すること。

Apple は、その自由裁量で、デベロッパにネットワーク拡張フレームワークを使用する資格を提供せず、且つ、いつでもかかる資格を取り消す権利を留保します。加えて、デベロッパが Access WiFi 情報 API（デバイスが接続され、WiFi ネットワークを提供する）を使用したい場合、デベロッパはそうした使用について Apple から権限を得るよう請求しなければならず、また、**第 3.3.9 条**の規定にかかわらず、デベロッパは、当該アプリケーションに直接関連したサービスまたは機能の提供のためのみに（例えば、広告を提供するためでなく）、そうした API を使用することができます。

MFfi アクセサリー：

3.3.27 デベロッパのアプリケーションは、(i) デベロッパがデベロッパのアプリケーションを最初に提出した時に、Apple の Apple プログラム付き MFfi/Works に基づいて当該 MFfi アクセサリーについてのライセンスが付与され、(ii) MFfi ライセンシーがデベロッパの内部使用アプリケーションを MFfi アクセサリーとの相互運用を認めるリストに追加しており、かつ、(iii) MFfi ライセンシーが Apple の Apple プログラム付き MFfi/Works から当該追加について承認を得ている場合にのみ、ワイヤレストランスポートを介して、Apple のライトニングを介して、もしくは Apple の 30-ピンコネクタを介して、MFfi アクセサリー(上記に定義)とのインターフェース、通信、またはその他の相互運用ができること。

規制遵守：

3.3.28 デベロッパは、適用されるあらゆる規制上の要求事項を充足すること。これには、アメリカ合衆国におけるデベロッパのアプリケーションの製造、販売、宣伝および供給に関連する、すべての準拠法、規則、および政策の完全な遵守、特に米国食品医薬品局(以下「FDA」といいます)並びに FAA、HHS、FTC および FCC などのその他の米国規制当局の要求事項、そして、デベロッパが使用またはデベロッパのアプリケーションを使用可能にするあらゆる国家または地域における法律、規則、およびその他の適用される規制当局（例えば、MHRA、CFDA）の政策も含まれること。但し、デベロッパは、デベロッパがいかなるマーケティングに関する規制上の許可も求めないこと、また、Apple 製品が規制の対象とみなされる可能性のある、または Apple に義務や制限を課す可能性のあるいかなる決定もしないことに同意すること。デベロッパは、流

通のための選定を目的として Apple にデベロッパのアプリケーションを提出することによって、適用されるあらゆる準拠法、規則、および政策を遵守していることを表明および保証すること。これには、アメリカ合衆国、およびデベロッパがデベロッパのアプリケーションを利用可能とすることを予定しているその他の国または地域における、デベロッパのアプリケーションの製造、マーケティング、販売、および流通に関連するすべての FDA 法、規則、および政策を含みますが、これらに限られないこと。また、デベロッパは、許可または承認された、意図する使用または使用の表明のためのみ、かつ、適用される規制上の要求事項を厳守している場合にのみ、デベロッパのアプリケーションを売り出すことを表明および保証すること。Apple が要求する場合、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの売出しを支援するための許認可に関する書面を速やかに提供することについて同意すること。FDA またはその規制審査手続きの一部として、デベロッパのアプリケーションを審査またはテストする必要がある他の政府機関から要求された場合、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを審査目的で当該機関に提供すること。デベロッパは、Apple に対し、当該規制上の要求事項に関連するデベロッパのアプリケーションに関するあらゆるクレームまたはクレームの虞について、第 14.5 条で定める手順に従って、速やかに通知することについて同意すること。その場合、Apple は配布からデベロッパのアプリケーションを削除することができること。

携帯電話ネットワーク：

3.3.29 アプリケーションが携帯電話ネットワークへのアクセスを必要とする場合、または携帯電話ネットワークにアクセスができるようになる場合には、そのようなアプリケーションは、さらに、

- アプリケーションによる携帯電話ネットワークへのアクセスおよびその使用の方法に関する Apple の最善の慣行およびその他のガイドラインを遵守しなければならないこと、かつ、
- ネットワーク容量または帯域幅を過剰に使用し、またはこれらに極度な負担をかけると Apple が合理的に判断するものであってはならないこと。

3.3.30 携帯電話ネットワーク事業者の中には、当該事業者の携帯電話ネットワーク上でのボイスオーバーインターネットプロトコル (VoIP) 機能、例えば、携帯電話ネットワーク上での VoIP 電話の利用を禁止または制限している場合があり、かつ、VoIP について追加料金等の費用を請求する場合があるので、デベロッパは、エンドユーザに対し、例えば、App Store 上のデベロッパのアプリケーションに同梱して提供される広告文書の中で当該通知をする等により、購入前に、当該事業者との契約条件を確認するよう通知すること。さらに、デベロッパのアプリケーションが、エンドユーザに、SMS メッセージを送ることまたは携帯で通話することを可能にするものである場合、デベロッパは、エンドユーザに対して、当該機能を使用する前に、標準テキストメッセージ料金、その他の使用料が当該使用に対して適用されることについて伝えること。

Apple プッシュ通知サービスおよびローカル通知：

3.3.31 Apple のプッシュ通知サービスを通じたプッシュ通知またはローカル通知の使用はすべて、本契約 (プログラム要件を含みます) および付属書 1 (Apple のプッシュ通知サービスおよびローカル通知に関する付加条件) の条件を遵守しなければならないこと。

Game Center：

3.3.32 Game Center の使用はすべて、本契約 (プログラム要件を含みます) および付属書 3 (Game Center に関する付加条件) の条件を遵守しなければならないこと。

iCloud：

3.3.33 iCloud ストレージ API および CloudKit API の使用および本契約に基づくデベロッパによる iCloud サービスの使用はすべて本契約 (プログラム要件を含みます) および付属書 4 (iCloud の使用に関する付加条件) の条件を遵守しなければならないこと。

Wallet：

3.3.34 デベロッパによるパスの開発並びに本契約に基づくパスタイプ ID および Wallet の使用は、本契約 (適用のある場合、プログラム要件を含みます) および付属書 5 (パスに関する付加条件) の条件を遵守しなければならないこと。

追加サービスまたはエンドユーザプレリリース版ソフトウェア：

3.3.35 Apple は随時、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションに関連して利用するために、または評価目的でエンドユーザとして利用するために、追加の本サービスまたはプレリリース版 Apple ソフトウェアへのアクセスをデベロッパに提供すること。これらの中には、本契約のほか、別途定める条件の適用を受けるものもあり、その場合、デベロッパによる利用は、当該条件の適用を受けること。当該サービスまたはソフトウェアは、すべての言語やすべての国で利用できるわけではなく、かつ、Apple は、それらが特定の場所での利用に適していることや利用可能であることについていかなる表明もしないこと。デベロッパが当該サービスまたはソフトウェアへアクセスすることを選択する限りにおいて、デベロッパは自発的にアクセスするものとし、現地の法令をはじめとし適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負担すること。当該ソフトウェアが Apple の FaceTime または Message 機能を含む場合、デベロッパは、当該機能を使用する際、当該ソフトウェアおよび機能の提供および改良のために、電話番号およびデベロッパの認定テストユニットと接続されたデバイス識別子並びにデベロッパが提出した電子メールアドレスおよび/または Apple ID 情報を Apple が使用および保持する可能性があることを認識および同意すること。Apple ソフトウェアを介してデベロッパに対してアクセスできるようにするサービスは、第三者から提供できること。当該第三者サービスあるいは Apple の提供するサービスに対し

て、Apple は、デベロッパおよびエンドユーザをはじめとするその他の者に対して一切責任はないこと。Apple およびそのライセンサーは、随時、サービスへのアクセスを変更、中止、撤去あるいは無効化する権利を有すること。いかなる場合にも、Apple は、かかるサービスに対するアクセスの剥奪または無効化について一切責任を負わないこと。さらに、当該ソフトウェアまたはサービスが市販された時、あるいは Apple が要求する場合はそれよりも前に、デベロッパは、本契約に基づき評価目的でエンドユーザとしてデベロッパに提供されたプレリリース版 Apple ソフトウェアまたは本サービスのすべての使用を中止すること。

3.3.36 デベロッパのアプリケーションが Apple ソフトウェアを通じて Google Safe Browsing サービスにアクセスする場合、当該アクセスは、<https://developers.google.com/safe-browsing/terms> に規定されている Google のサービス条件の適用があること。デベロッパは、当該サービス条件を承諾しない場合、デベロッパのアプリケーション内で Google Safe Browsing サービスを使用できず、かつ、デベロッパは、かかる使用が当該サービス条件の承諾を意味することについて認識および同意すること。

3.3.37 デベロッパのアプリケーションがアドレスブック API 経由でエンドユーザのアドレスブックからのデータにアクセスする場合、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがエンドユーザのアドレスブックデータにアクセスしまたはかかるデータを使用する前に、当該エンドユーザへの通知およびエンドユーザの同意の取得をしなければなりません。また、デベロッパのアプリケーションは、エンドユーザのデバイスの位置情報オフにエンドユーザのアドレスブックの Facebook データ部分のみを完全に送信する自動装置を提供していない場合があること。明確にするため、これは、ユーザへの通知およびユーザの同意の要件が満たされている限り、ユーザのアドレスブック全部を包括的に自動送信することを禁止するものではなく、かつ、ユーザによるユーザのアドレスブックデータの一部の手動での（例えば、切り取り及び貼り付けによる）送信を可能にすること、彼らが送信する特定のデータの項目を個別に選択することを可能にすることを禁止するものではありません。

拡張：

3.3.38 アプリケーションバンドルにおける拡張を含むアプリケーションは、アプリケーションが WatchKit 拡張を含む場合を除き、単なる拡張を超える何らかの機能（例えば、ヘルプスクリーン、追加設定など）を提供しなければならないこと。さらに、

- （WatchKit 拡張を除く）拡張は、その拡張概念に広告、商品の販促、ダイレクトマーケティングまたは App 内購入の申込みを含むことはできないこと、

- 拡張は、iOS 製品または Apple TV のフルスクリーンをブロックしない場合、あるいは他のデベロッパのアプリケーションまたは Apple が提供する機能もしくはサービスのユーザによる使用に関する非開示または予定外の方法をリダイレクト、遮断または阻害しない場合があること、

- 拡張は、ドキュメントで規定する通り、iOS、watchOS、iPadOS、または tvOS の Apple が指定するエリアにおいてのみ運用することができること、

- キーボード機能を提供する拡張は、あらゆるネットワークアクセスの独立性を運用することができなければならない、かつ、Unicode 文字を含んでいなければならないこと（これに対し、画像イメージのみではいけません）、

- かかる拡張により行われるいかなるキーストロークロギングも、エンドユーザに対し、当該データが iOS 製品から送信される前に、明確に開示されなければならない、かつ、第 3.3.9 条の定めに関わらず、当該データはデベロッパのアプリケーションのキーボード機能の提供または改良目的でのみ使用することができること（例えば、広告提供目的ではないことなど）、

- 拡張により行われるいかなるメッセージフィルタリングも、エンドユーザに対し、当該データが iOS 製品から送信される前に、明確に開示されなければならない、かつ、第 3.3.9 条の定めに関わらず、いかなる SMS または MMS データも（メッセージフィルタリング拡張を通じてアクセスされるのか、あるいは、iOS によってメッセージング拡張の対応サーバに対して送信されるのかを問いません）、スパムや未知の情報源からのメッセージを減らすことにより、ユーザのメッセージング体験の提供または改良の目的でのみ使用することができること、並びに、広告提供またはその他の目的で使用されないこと。さらに、拡張内でアクセスされるユーザからの SMS または MMS データは、いかなる場合も拡張の指定されたコンテナ・エリアからエクスポートしてはなりません、並びに、

- デベロッパのアプリケーションは、拡張の自動インストールまたはその他ユーザの認識のないまま拡張をインストールしてはならず、かつ、デベロッパはユーザに対し正確に拡張の目的および機能を特定しなければならないこと。

HealthKit API およびモーションとフィットネス API :

3.3.39 デベロッパのアプリケーションは、主として健康、運動、および/またはフィットネスサービスを提供するために指定され、かつ、この用法がデベロッパのマーケティング文書およびユーザインターフェースに明確に表示される場合でない限り、HealthKit API またはモーションとフィットネス API にアクセスしてはならないこと。さらに、

- 第 3.3.9 条に反するいかなる事由にも関わらず、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関する健康、運動、および/またはフィットネスサービスの提供以外の目的で、HealthKit API もしくはモーションとフィットネス API、または HealthKit API もしくはモーションとフィットネス API 経由で入手される情報を使用してはならないこと（例えば、広告提供目的ではないことなど）、

- デベロッパは、エンドユーザの明示の承諾なしに、エンドユーザの健康、運動、および/またはフィットネス情報を第三者に開示または提供するために、さらに、第三者が、健康、運動、および/または本契約で許可されるようにフィットネスサービスの提供をできるようにする目的のみ、HealthKit API もしくはモーションとフィットネス API、または HealthKit API もしくはモーションとフィットネス API 経由で入手した情報を使用してはならないこと。例えば、デベロッパは、HealthKit API もしくはモーションとフィットネス API 経由で収集したエンドユーザの健康情報を、広告媒体、データブローカまたは情報再販業者と共同利用したり、またはこれらの者に販売したりしてはならないこと。疑義を避けるため、デベロッパは、エンドユーザが、医学研究目的で、自分のデータを第三者と共有することに同意することを許可することはできないこと、並びに、

- デベロッパは、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションがどのようにエンドユーザの健康、運動、および/またはフィットネス情報を使用するのかについてエンドユーザに明確に開示し、且つ、エンドユーザが明示的に承諾して本契約で明示的に許可されている場合に限り、かかる情報を使用することに同意すること。

コンフィギュレーションプロファイル：

3.3.40 コンフィギュレーションプロファイルは、WiFi、APN、もしくは VPN 設定のコンフィギュレーションを目的とする場合を除き、または最新のコンフィギュレーションプロファイルリファレンスドキュメントにおいて Apple が明示的に別段の許可をした場合を除き、消費者に配布できないこと。デベロッパはユーザがコンフィギュレーションプロファイルを使用するための行為を行う前に、収集するユーザデータおよびアプリスクリーンまたはその他の通知メカニズムにおけるその使用方法を明確に公表しなければならないこと。デベロッパは、コンフィギュレーションプロファイル経由で取得したユーザデータを、広告媒体、データブローカまたは情報再販業者と共同利用すること、またはこれらの者に販売することはできないこと。さらに、デベロッパは、コンフィギュレーションプロファイルまたはその他のコンフィギュレーションプロファイルメカニズムのための同意パネルをオーバーライドできないこと。

HomeKit API：

3.3.41 デベロッパのアプリケーションは、主として、ライセンス HomeKit アクセサリー用に、ホームコンフィギュレーションまたはホームオートメーションサービス（例えば、電気を点けたり、ガレージのドアを持ち上げたりすることなど）を提供するために指定され、かつ、この用法がデベロッパのマーケティング文書およびユーザインターフェースに明確に表示される場合でない限り、HomeKit API にアクセスしてはならないこと。デベロッパは、ライセンス HomeKit アクセサリーとのインターフェース、通信もしくはその他の相互運用目的または HomeKit データベースのコントロール目的以外の目的で、かつ、デベロッパのアプリケーションに関するホーム

コンフィギュレーションまたはホームオートメーション目的でのみ、HomeKit API を使用しないことに同意すること。さらに、

- デベロッパのアプリケーションは、Apple がドキュメントで明示的に別段の許可をしない限り、HomeKit API および/または HomeKit データベースから入手された情報を互換性のある Apple ブランド製品上でのみ使用することができ、かつ、かかる情報を輸出、リモートアクセスまたは該当する製品に転送してはならないこと（例えば、ロックパスワードは、Apple 以外のデータベースに保存するために、エンドユーザのデバイスに送信できないことなど）、並びに、

- **第 3.3.9 条**に反するいかなる事由にも関わらず、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関するホームコンフィギュレーションまたはホームオートメーションサービスの提供または改良以外の目的で、HomeKit API、または HomeKit API 経由もしくは HomeKit データベース経由で入手される情報を使用してはならないこと（例えば、広告提供目的ではないことなど）。

Apple Pay API :

3.3.42 Apple が書面で別段の許可をしない限り、デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションによりまたはこれを經由して行う支払手続を円滑にする目的でのみ、並びに、iOS 製品または Apple Watch 以外で使用される商品およびサービスを購入するためにのみ、Apple Pay API を使用することができること。疑義を避けるために、本**第 3.3.42 条**は、**第 3.3.3 条**およびガイドラインを含みますがこれらに限定されない App 内購入 API の使用に関するいかなる規定および要件に取って代わるものではないこと。さらに、

- デベロッパは、Apple が、Apple Pay API の使用を通して円滑化された一切の支払手続の当事者ではなく、かつ、あらゆるエンドユーザの支払用カードの利用不能または不正決済を含みますがこれらに限定されないかかる手続について一切責任を負わないことについて、認識して同意すること。かかる支払手続は、デベロッパと、デベロッパが手続きの処理に利用するデベロッパの銀行、取得者、カードネットワークまたはその他の当事者との間で行われるものであり、かつ、かかる第三者との間でデベロッパが締結した契約を遵守することについて、デベロッパが責任を負うこと。かかる契約には、Apple Pay API の機能を使用することについてのデベロッパの決定に関して、デベロッパが同意して責任を負うことになる一定の権利、義務または制限条項が含まれる場合があること、

- デベロッパは、ドキュメントに従い、かつ、安全な方法（例えば、サーバー上での暗号化）で、デベロッパによる Apple Pay API の使用の一環として、デベロッパに対して提供されるプライベートキーを保存することについて同意すること。デベロッパは、iOS 製品上に、暗号化されていない方法で、いかなるエンドユーザの支払情報も保存しないことについて同意すること、並びに、

- デベロッパは、エンドユーザの支払手続を円滑にすることに関連しない目的で、Apple Pay API を呼び出さないこと、または、その他 Apple Pay API を通じて情報を入手しようとしないうことについて同意すること。

- デベロッパがデベロッパのアプリケーション内で Apple Pay API を使用する場合、Apple Pay Cash がそうしたアプリケーションが配布される管轄区において使用可能である限り、デベロッパは商業的に合理的な努力をもって、ドキュメントに従って、デベロッパの Apple Pay API の使用において、Apple Pay Cash を支払いオプションとして含めることに同意するものとします。

3.3.43 Apple Pay API 経由でのエンドユーザの支払手続を円滑にする一環として、Apple は、デベロッパ (デベロッパが取引業者または仲介者のいずれとして行為するかを問わない) に Apple Pay Payload を提供すること。デベロッパが Apple Pay Payload を受領する場合、デベロッパは以下の事項に同意するものとする。

- デベロッパが取引業者として行為する場合、デベロッパはエンドユーザの支払手続を処理するために、およびデベロッパがエンドユーザに開示したその他の使用のために、且つ、適用法令を遵守してのみ、Apple Pay Payload を使用できること、並びに、

- デベロッパが仲介者として行為する場合、

(a) デベロッパは、取引業者とエンドユーザとの間の支払手続を円滑にする目的および当該手続きの一環としてのデベロッパ自身の注文管理 (例えば、カスタマーサービス) 目的でのみ、Apple Pay Payload を使用できること、

(b) デベロッパは、デベロッパが支払手続および注文管理目的の遂行に必要な期間を超えてこれらの目的で収集された Apple Pay Payload データを保有することはできないことに同意すること、

(c) デベロッパは、Apple Pay Payload を含みますがこれに限定されない Apple Pay API 経由で取得したデータをデベロッパが当該エンドユーザに関して保有する他のいかなるデータとも結合させないことに同意すること (但し、注文管理目的に必要な限定された範囲を除きます)。疑義を避けるため、仲介者は、広告宣伝目的、ユーザプロファイルの開発強化、またはその他エンドユーザを対象として、Apple Pay API 経由で取得したデータを使用できません。

(d) デベロッパは、デベロッパが手続の仲介者であることをエンドユーザに開示し、かつ、(デベロッパの名前を仲介者として含めることに加えて) Apple Pay Payment シート上での特定の手続に関する取引業者の身元に関する情報を提供することに同意すること、および、

(e) デベロッパが取引業者を利用する場合、デベロッパは、デベロッパの選定した取引業者が、デベロッパから提供される Apple Pay Payload をエンドユーザの支払手続の処理およびその他エンドユーザに開示された使用の目的でのみ、且つ、適用法令を遵守してのみ、使用するようについて責任を負うこと。デベロッパは、最低限、本契約の規定と同等に制限的且つ

Apple を保護する条件が含まれている法的拘束力のある書面による契約を当該取引業者と締結することに同意すること。かかる Apple Pay Payload に関して当該取引業者によりなされたあらゆる行為または支払手続がデベロッパによってなされたものとみなされること、且つ、デベロッパは（当該取引業者に加えて）、かかる行為（または不作為）の全てについて Apple に対し責任を負うこと。本契約違反を構成するまたはその他の損害の原因となる当該取引業者の作為または不作為につき、Apple は、デベロッパに対し、当該取引業者の使用中止を要求する権利を留保すること。

SiriKit :

3.3.44 デベロッパのアプリケーションが、デベロッパのアプリケーションがサポートしている該当するSiriKitドメイン に関して、関連するレスポンスをユーザに提供するように、またはユーザのリクエストまたはインテントを実行するように設計されており（例えば、ライドシェアリング）、かつ当該使用がデベロッパのマーケティング資料およびユーザインターフェースに明示されている場合のみ、デベロッパのアプリケーションは、Appleが定義したSiriKitドメインを使用する目的として登録することができること。また、デベロッパのアプリケーションはSiriKitの動作に資する場合がありますが、それは、そうした動作がデベロッパのアプリケーション内のユーザのビヘイビアまたはアクティビティと関連付けられており、そのためにデベロッパがユーザに対して関連するレスポンスを提供できる場合のみであること。デベロッパは、SiriKitを通じてそうしたユーザアクティビティまたはビヘイビアに関する誤った情報を送信しないこと、またSiriKitが提供する予測に干渉しないことに同意するものとします（例えば、SiriKitの目的は実際のユーザビヘイビアに基づくものでなければなりません）。

3.3.45 デベロッパのアプリケーションは、SiriKit を通じて入手した情報を、サポートされた Apple 製品上でのみ使用することができ、ユーザに対して関連するレスポンスを提供または改善するため、またはユーザのリクエストを実行するため、またはデベロッパのアプリケーションに関連して必要な程度を超えて、そうした情報をデバイスからエクスポート、遠隔アクセス、または送信することはできないこと。第 3.3.9 条にかかわらず、ユーザに対して関連するレスポンスを提供する、またはデベロッパのアプリケーションがサポートする SiriKit ドメインのインテントまたはアクションに関連したユーザのリクエストやインテントを実行する、および/またはユーザのリクエストに対するデベロッパのアプリケーションの応答性を改善するため以外の目的（例えば、広告を提供するため）で、デベロッパおよびそのアプリケーションは、SiriKit、または SiriKit を通じて入手したいかなる情報も使用することはできないこと。

3.3.46 デベロッパのアプリケーションが、Appleがオーディオデータを処理することを可能にするため SiriKitを使用する場合、デベロッパは、エンドユーザに対して、デベロッパおよびそのアプリケーションが録音されたオーディオデータを、スピーチの認識、処理および/または書き起こすためAppleに送信すること、および当該オーディオデータはApple製品およびサービスの改善

と提供のために使用される場合があることを明確に開示することに同意するものとします。デベロッパはさらに、エンドユーザが明示的に同意し、本契約において明示的に許可されたようにのみ、そうしたオーディオデータを使用し、SiriKitから返されるテキストを認識することに同意すること。

シングル・サインオン API:

3.3.47 デベロッパは、デベロッパがマルチチャンネル・ビデオ・プログラミング・ディストリビュータ (MVPD) でない限り、あるいは、デベロッパのアプリケーションが主として購読を前提とする MVPD サービスを通じて認証されたビデオ・プログラミングを提供するために設計されており、かつ、デベロッパが Apple からシングル・サインオン API を使用する権限を受領していない限り、シングル・サインオン API にアクセスしまたはこれを使用してはならないこと。デベロッパがかかる権限を有している場合、デベロッパは、シングル・サインオン仕様書に従い、Apple 製品を視聴するためにデベロッパの MVPD コンテンツにアクセスするユーザの権限を認証する目的でのみ、シングル・サインオン API の使用を許容されること。かかる使用はすべてシングル・サインオン仕様書のドキュメントを遵守しなければならないこと。デベロッパは、Apple がデベロッパに係る権限を提供しない権利並びにかかる権限をいつでもその自由裁量で取り消す権利を留保することについて認識すること。

デベロッパがシングル・サインオン API を使用する場合、デベロッパは、デベロッパの MVPD コンテンツにアクセスする権利を認証するために、ユーザがサイン・インするシングル・サインオン API を通じてユーザがアクセスするサイン・イン・ページを提供する責任を負うものとします。デベロッパは、かかるサイン・イン・ページが広告を表示せず、かつ、コンテンツ及びかかるページの外観が Apple の事前の検討及び承認を条件とすることについて同意すること。デベロッパがシングル・サインオン API を使用し、かつ、Apple がかかる API 及び/又はシングル・サインオン仕様書のアップデート版を提供する場合、デベロッパは、Apple からアップデートを受領後 3 ヶ月以内に、デベロッパの改良がより新しいバージョン及び仕様書に適合するようにアップデートすることについて同意すること。

デベロッパは、Apple に対し、ユーザがプロバイダを選び、かつ、シングル・サインオンを通じて認証する Apple 製品でのユーザ・インターフェース・スクリーンにおける使用を含む、シングル・サインオン機能に関して使用するために、デベロッパが提供する商標を使用、複製及び表示すること、並びに/あるいは、ユーザに対し、当該ユーザがシングル・サインオンを通じてアクセス可能なアプリのリストを提供することを許諾すること。また、デベロッパは、Apple に対し、インストラクション資料、トレーニング資料、マーケティング資料及びあらゆる媒体における広告の使用を含みますがこれらに限らず、当該ユーザインターフェースのスクリーンショット及び画像を使用する権利を付与すること。シングル・サインオン API を通じて提供されるデータは、本条で定める使用制限を条件として、本契約に基づくライセンスアプリケーション情報とみ

なされること。

デベロッパは、ユーザの Apple 製品におけるデベロッパの MVPD コンテンツへのアクセス権限の認証、ユーザに対するデベロッパの MVPD コンテンツへのアクセスの提供、及び/又はデベロッパの MVPD サービスの性能及び技術的問題への対処以外の目的で、シングル・サインオン API を通じて提供されるデータを収集、保存または使用しないこと。デベロッパは、MVPD 購読の一環としてそのプログラミングがデベロッパにより提供されるビデオ・プログラミング・プロバイダに対して提供された認証情報で、かつ、ユーザの MVPD 購読に基づく Apple 製品における当該ビデオ・プログラミングに対するユーザのアクセス権限の認証目的のみの場合を除き、いかなる第三者に対しても、シングル・サインオン API の使用から取得されたデータ、コンテンツまたは情報を提供または開示しないこと。

TV App API:

3.3.48 デベロッパは、(a) デベロッパのアプリケーションが主としてビデオ・プログラミングを提供するために設計され、(b) デベロッパが Apple から権限を受領し、かつ、(c) デベロッパの使用が TV App 仕様書に準拠している場合でない限り、TV App API を使用しないこと。デベロッパが TV App データを Apple に提供する範囲内で、Apple は、(a) TV App 機能のユーザに対する情報及びお薦めの提供、(b) デベロッパのライセンスアプリケーション経由で視聴するために、ユーザに、当該お薦め及び/又は情報からコンテンツにリンクさせること、並びに/あるいは、(c) TV App 機能のサービス提供、保守及び最適化の目的でのみ、当該データを保存、使用、複製及び表示することができること。本契約の解除前にデベロッパが提出したあらゆる TV App データについて、Apple は、本契約の解除後、本 3.3.48 条に従い、当該データの使用を継続することができること。TV App データは、本条で定める使用制限を条件として、本契約に基づきライセンスアプリケーション情報とみなされること。デベロッパは、Apple がその自由裁量により TV App 機能にデベロッパのライセンスアプリケーションを含めない権利を留保することについて了解すること。

Apple は、Apple ID に基づき表示されるデベロッパのライセンスアプリケーションを TV App 機能に含める前に、ユーザの Apple ID に基づきユーザコンテンツを取得すること。また、Apple は、以後ユーザがいつでも当該コンテンツを撤回できるようにし、かつ、Apple のシステムから TV App データを削除すること。さらに、デベロッパは、デベロッパ自身の購読者 ID システムに基づきユーザに同意を懇請できること。デベロッパは、デベロッパによる TV App データの Apple への提供に関するユーザの同意を取得するために、あらゆる現地の適用法令を含む、すべての適用法令にデベロッパが準拠することにつき責任を負うこと。

Spotlight イメージ検索サービス:

3.3.49 デベロッパが、デベロッパのライセンスアプリケーションに関するデベロッパのドメイ

ン(以下「関連ドメイン」といいます)へのアクセス権と共に Apple の Spotlight イメージ検索サービスを提供する場合、デベロッパは、本書を以って、Apple に対し、本条項で定める目的で、関連ドメイン内のコンテンツ(以下「ライセンス対象コンテンツ」といいます)をクローラ、取得、複製、送信および/またはキャッシュする許可を付与すること。ライセンス対象コンテンツは、本契約においてライセンスアプリケーション情報として取り扱われること。また、デベロッパは、本書を以って、Apple に対し、(ファイルサイズの縮小、サポートされるファイルの種類への変換および/またはサムネイルの表示の目的で)ライセンス対象コンテンツのファイル形式、解像度および外観を使用、作成、再生、トリミングおよび/または変更し、かつ、Apple のメッセージ機能内で、ライセンス対象コンテンツの拡張検索、発見およびエンドユーザ配信をするために、ライセンス対象コンテンツを公衆に表示、公衆に上演、統合、組み込みおよび配布するライセンスを付与すること。理由の如何を問わず、本契約の解除時に、Apple ブランド製品のエンドユーザは、当該解除前に Apple ブランド製品の使用を通じて取得したあらゆるライセンス対象コンテンツを継続して使用および配布することを許可されること。

MusicKit:

3.3.50 デベロッパは、デベロッパのエンドユーザによる Apple Music 購読へのアクセスの促進に関連しない目的で、MusicKit API または MusicKit JS の呼び出し(または他の方法で MusicKit API または MusicKit JS を通じて情報を得ること)を試みないことについて同意すること。デベロッパが MusicKit API または MusicKit JS にアクセスする場合、デベロッパは、Apple Music 識別ガイドラインに従うこと。デベロッパは、デベロッパによる MusicKit API、MusicKit JS の使用を通じて、または、その他いかなる方法(例えば、App 内購入、広告、ユーザ情報の要求など)においても、Apple Music サービスへのアクセスに対し、支払いを要求しないことについて同意すること。さらに、

- デベロッパが MusicKit API または MusicKit JS を通じて音楽の再生を提供する場合、全楽曲の再生が可能でなければならず、かつ、ユーザが再生を開始し、「再生」、「停止」及び「スキップ」などの標準的なメディア制御を使用して再生を操作できなければならないこと、およびデベロッパはそうした制御の機能を不正確に表示しないことに同意すること。

- デベロッパは、いかなる MusicKit コンテンツもダウンロード、アップロード又は改変できず、かつ、かかる行為をデベロッパのエンドユーザにも許可できず、その他ドキュメントで Apple が別段の許可をしない限り、MusicKit コンテンツは、他のいかなるコンテンツとも同期化できないこと。

- デベロッパは、MusicKit API により表示され、かつ、ドキュメントで許可された通りにのみ(例えば、アルバム作品及び MusicKit API からの音楽関連テキストは、音楽再生又は再生リストの管理とは別途使用することはできない)、MusicKit コンテンツを再生できること、並びに、

- ユーザからのメタデータ (プレイリストやお気に入り等) は、エンドユーザに対し明確に開示され、かつ、Apple の自由裁量により決定された通りに、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションの使用と直接関連するサービスまたは機能を提供するためにのみ使用できること、並びに、

- デベロッパはデベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションの中のスタンドアロンライブラリとしてのみ、そしてドキュメントで許可された通りに、MusicKit JS を使用することができること (例えば、デベロッパは、MusicKit JS を他のいかなる JavaScript コードと組み合わせることをしないこと、または別途ダウンロードや、リホストしないことに同意すること)。

DeviceCheck APIs:

3.3.51 デベロッパが DeviceCheck データを保存するために DeviceCheck API を使用する場合、デベロッパは、該当するとき、それらの価値をリセットするために、カスタマーがデベロッパに連絡する方法を提供しなければならないこと (例えば、お試し購読の再設定又は新規ユーザがデバイスを取得する際に一定の使用を再認証すること)。デベロッパは、詐欺的行為の単一の識別子として DeviceCheck データを信用せず、かつ、他のデータ又は情報に関してのみ、DeviceCheck データを使用しなければならないこと、例えば、デバイスが譲渡又は再販売されている場合があるので、DeviceCheck データは唯一のデータ・ポイントにはなれないこと。Apple は、いつでもその自由裁量で、DeviceCheck データを削除する権利を留保し、かつ、デベロッパは、かかるデータを信用しないことについて同意すること。さらに、デベロッパは、デベロッパのために代理行為をするサービスプロバイダを除き、デベロッパが Apple から取得した DeviceCheck トークンをいかなる第三者とも共用しないことについて同意すること。

顔データ:

3.3.52 デベロッパが提供するアプリケーションが顔データにアクセスする場合、デベロッパはアプリケーションの使用に直接関連するサービスや機能を提供するためだけにアクセスしなければならないこと、および、デベロッパはユーザの顔データを使用、開示することをユーザに対して通知し、ユーザの明確かつ確実な同意を得てからユーザの顔データの収集または使用を開始することに同意すること。**第 3.3.9 条**の規定にかかわらず、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーション (デベロッパが広告を提供するため契約したいいかなる第三者) も、広告を提供するため顔データを使用することはできないこと。さらに、

- デベロッパは、デベロッパのユーザ (またはあらゆる第三者) の法的権利を損なう方法で、または、違法な、不公平な、誤解を生む、詐欺的な、不適切な、搾取的な、またはまたは好ましくないユーザエクスペリエンスを提供するために顔データを使用することはできず、ドキュメントに沿った方法でのみ使用できること。

- デベロッパは、認証、広告、マーケティング、その他類似の方法でエンドユーザをターゲットにして、顔データを利用しないこと。
- デベロッパは、ユーザプロフィール構築を目的として顔データを使用せず、また、第三者が顔データに基づいて匿名ユーザを特定あるいはユーザプロフィールを再構築することを助長、支援、推奨しないこと。
- デベロッパは、広告プラットフォーム、解析プロバイダ、データブローカ、情報再販者、および類似の組織に向けて顔データを譲渡、共有、販売、その他の手段で提供しないこと、および
- デベロッパは、ユーザの明確かつ確実な同意を得ない限り、顔データをユーザのデバイス外に共有または転送しないこと、および顔データはデベロッパが提供するアプリケーション固有のサービスまたは機能を達成する目的のみに使用すること（例えば、アプリケーション内でユーザの画像を表示する目的で顔メッシュを使用すること）、および使用方法が本契約とドキュメントに準拠していること。デベロッパは、使用するサービスプロバイダが、ユーザが同意する範囲かつ本契約の条項に準拠する方法に限定して顔データを使用するよう要求すること。

ClassKit API:

3.3.53 デベロッパのアプリケーションが教育サービスを提供することを主目的として設計されており、本使用がデベロッパのマーケティング資料およびユーザインターフェースに明確に記載されている場合を除き、デベロッパのアプリケーションは ClassKit API を含んではならないこと。デベロッパは、ClassKit API を通じて、誤ったまたは不正確なデータを送信すること、または ClassKit API を通じて送信されたデータに割り当てられたデータカテゴリを再定義しようとしないうことに同意すること（例えば、学生の位置データはサポートされたデータタイプではなく、送信されるべきではありません）。

Apple でのサインイン:

3.3.54 デベロッパは、その使用がデベロッパのアプリケーションにおいて Apple でのサインインを含めることと同等である限りにおいて、デベロッパの対応製品において Apple でのサインインを使用できること。デベロッパは、Apple でのサインイン経由で取得したユーザデータを、広告媒体、データブローカまたは情報再販者と共同利用すること、またはこれらの者に販売することはできないこと。ユーザが Apple でのサインインの一環としてユーザデータを匿名化することを選択した場合、デベロッパは、事前にユーザの同意を取得することなく、個人を直接特定する情報および Apple でのサインイン外において取得した情報に当該匿名化データをリンクさせようとしないうことに同意すること。

4. プログラム要件または契約条項の変更

Apple は、プログラム要件または本契約の条項を、いつでも変更することができるものとします。新設または修正されたプログラム要件が、App Store またはカスタム APP ディストリビューション経由ですでに配布されたライセンスアプリケーションに遡及的に適用されることはありません。但し、デベロッパは、Apple がいつでも新設または修正されたプログラム要件に合致しないアプリケーションを App Store またはカスタム APP ディストリビューションから削除する権利を留保することにつき同意するものとします。引き続き Apple ソフトウェア、Apple 証明書またはいかなる本サービスを使用するにも、デベロッパは新たなプログラム要件および/または本契約の新たな条項を承諾し、これに同意していただく必要があります。新たなプログラム要件または新たな契約条項に同意していただけない場合、Apple は、デベロッパによる Apple ソフトウェア、Apple 証明書およびいかなる本サービスの使用も停止または中止させていただきます。デベロッパは、そのような新たな契約条項またはプログラム要件の承諾を、電子的手段（デベロッパがボックスにチェックマークを付けること、または「同意する」もしくは類似のボタンをクリックすることを含みますがこれらに限定されません）により表示することができることに同意するものとします。本条は Apple の下記第 5 条（Apple 証明書、取消し）に基づく権利に影響を与えません。

5. Apple 証明書、取消し

5.1 証明書の要件

すべてのアプリケーションは、App Store、カスタム APP ディストリビューションまたは TestFlight 経由で配布するために、認定テストユニット、登録デバイスにインストールされ、または Apple に提出されるにあたり、Apple 証明書による署名を受けていなければなりません。同様に、すべてのパスは、Wallet で認識および承認されるために、Apple 証明書による署名を受けていなければなりません。Safari 拡張は、macOS 上の Safari で起動するために、Apple 証明書による署名を受けていなければなりません。デベロッパは、macOS 上の Safari 経由でデベロッパのサイトのための当該通知の受信に同意したユーザの macOS デスクトップに対し、Safari プッシュ通知を送信するためにウェブサイト ID を使用しなければなりません。デベロッパは、本契約およびドキュメントで定めるその他の目的で、他の Apple 証明書およびキーを取得することもできます。

上記に関し、デベロッパは Apple に対し、次の(a)から(e)に定める事項を表明および保証するものとします。

- (a) デベロッパは、Apple 証明書、キーまたはプロビジョニングプロファイルの通常動作を妨害する行為を行わないこと、
- (b) デベロッパは、許可を受けていない者または組織がデベロッパの Apple 証明書およびキーにアクセスすることを予防する責任を単独で負うとともに、デベロッパの Apple 証明書およびキー

を漏洩から保護するために自身の最善の努力を払うこと（例えば、デベロッパは、第三者が使用するためにクラウドレポジトリへの App Store 配布のためデベロッパの Apple 証明書をアップロードしないこと）、

(c) デベロッパは、その Apple 証明書またはキーが漏洩したと考える理由がある場合には、直ちに Apple に書面で通知することに同意すること、

(d) デベロッパは、本プログラムに基づき提供された Apple 証明書またはキーを第三者に提供または譲渡しないこと（本契約の規定に従い、デベロッパのために、かつドキュメントまたは本契約で Apple によって明示的に許可された限定範囲でのみそれらを使用するサービスプロバイダを除きます（例えば、デベロッパは、App Store への配布または提出のために使用されるデベロッパの Apple 証明書をサービスプロバイダに提供または譲渡することを禁じられています））、およびデベロッパは、デベロッパの Apple 証明書をいかなる第三者のアプリケーション、パス、拡張、通知、実装またはサイトに署名するためにも使用しないこと、

(e) デベロッパは、Apple が許可する通りにのみ、且つ、ドキュメントに従って、本契約に基づき提供された Apple 証明書またはキーを使用すること、並びに、

(f) デベロッパは、本プログラムに基づき提供される Apple 証明書を、本プログラムにおいて提示されている通りにまたはその他 Apple が許可する通りに、かつ、本契約に従ってのみ、テスト、Apple への提出、および/または登録デバイスまたは認定テストユニットでの使用のための限定的な配布のために、デベロッパのパスに署名すること、デベロッパの Safari 拡張に署名すること、デベロッパのサイトの登録バンドルに署名すること、APN サービスにアクセスすること、および/またはデベロッパのアプリケーションに署名することのみを目的として使用すること。前記に対する限定的な例外として、デベロッパは、デベロッパのサービスプロバイダに対し、Apple 発行の開発証明書で署名するために、それらに iOS、watchOS、iPadOS、および/または tvOS を搭載した Apple ブランド製品上でデベロッパのためにデベロッパのアプリケーションのテストを実施させる目的でのみ、デベロッパのアプリケーションのバージョンを提供することができます。但し、かかるテストはすべてデベロッパのサービスプロバイダによって内部的に行われるものとし（例えば、デベロッパのアプリケーションを外部に配信しない等）、且つ、デベロッパのアプリケーションは、かかるテストの実施後、合理的な期間内に削除されるものとします。また、デベロッパは、デベロッパのサービスプロバイダが、かかるテストサービスの実施によって取得されたデータをデベロッパにデベロッパのアプリケーションの性能に関する情報を提供する目的でのみ使用することにつき（例えば、デベロッパのサービスプロバイダが、デベロッパのアプリケーションのテスト結果と、他の開発者のテスト結果とを統合することは、禁止されること等）、同意するものとします。

さらに、デベロッパは、Apple に対し、デベロッパのアプリケーション、デベロッパの Safari 拡張、デベロッパのサイトの登録バンドルおよび/またはデベロッパのパスに適用され、またはデベロッパの取扱製品に含まれる第三者のコードもしくは FOSS に適用されるライセンス条項が、プログラムのデジタル署名もしくはコンテンツの保護あるいはプログラムまたは本契約の条項、

条件もしくは要件と一致するものであって、これらと矛盾するものではないことを表明および保証するものとします。特に、上記の使用許諾条項が、Apple（またはその代理人）に対し、App Storeを含む、Apple ソフトウェアの一部として利用されるセキュリティソリューション、デジタル署名、もしくはデジタル著作権管理メカニズムまたはセキュリティに関するキー、認証コード、方法、手順、データその他の情報の開示または提供を要求する趣旨ではないものとします。デベロッパが上記のような不一致または抵触を発見した場合には、その旨を直ちに Apple に通知することに同意するものとし、また、当該問題を解決するために Apple と協力するものとします。デベロッパは、Apple は、問題となったライセンスアプリケーションまたはパスの配布を直ちに中止することができ、また、Apple が合理的に満足のいくように当該問題が解決されるまで、デベロッパからの以後のアプリケーションまたはパスの提出の受理を拒絶することがあることについて認識して同意するものとします。

5.2 信頼した当事者の証明書

デベロッパが Apple 発行のデジタル証明書で署名されたデベロッパの Safari 拡張を配布したい場合、デベロッパは、Apple が随時改訂する場合がある通り、かかる Safari 拡張に関する以下の要件に、同意するものとします。Apple ソフトウェアおよび本サービスは、Apple ソフトウェアまたは本サービスにより承認されるために（例えば、Apple Pay）、および/またはデベロッパに情報を提供するために使用されるために（例えば、取引の領収書、App Attest の領収書）、Apple 証明書または第三者の証明書のいずれかのデジタル証明書を許可する機能も含んでいる場合があります。それらを信頼する前に、デベロッパが Apple から受領するいかなる証明書または領収書の有効性を立証することもデベロッパの責任です（例えば、デベロッパは、App 内購入 API の使用を通じたコンテンツのエンドユーザーへの配布前に、Apple から領収書が届いたことにつき、立証しなければなりません）。デベロッパは、かかる証明書および領収書を信頼することについてのデベロッパの判断につき、単独で責任を負い、且つ、Apple は、デベロッパがかかる証明書または領収書が Apple（または第三者）から届いたことを立証できないこと、あるいはデベロッパが Apple 証明書またはその他のデジタル証明書を信頼したことにつき、責任を負いません。

5.3 macOS用の認証されたアプリケーション

デベロッパの macOS アプリケーションが認証されるために、デベロッパはデベロッパのアプリケーションの認証のため、Apple のデジタル認証サービスにデジタルファイル（以下「チケット」といいます）の請求ができること。デベロッパは、macOS 上のデベロッパのアプリケーションのための、改善されたデベロッパの署名とユーザーエクスペリエンスのため、本チケットをデベロッパの Apple 証明書と共に使用することができること。このチケットを Apple のデジタル認証サービスに請求するため、デベロッパは継続的なセキュリティチェックを目的として、Apple のデベロッパツール（または他の要求された仕組み）を用いてアプリケーションを Apple にアップロードしなければならないこと。こうした継続的なセキュリティチェックには、マルウェアまたは他の有害なまたは疑わしいコード、コンポーネントまたはセキュリティ上の欠陥の検知のため

の、Appleによるデベロッパのアプリケーションの自動スキャン、自動テスト、および自動分析が含まれること、および、限定された場合には、そうした目的でのAppleによるデベロッパのアプリケーションの手動の技術調査が含まれること。デジタル認証サービスのためにデベロッパのアプリケーションをAppleにアップロードすることで、デベロッパは、Appleがそうしたデベロッパのアプリケーションに対するセキュリティチェックをマルウェアまたは他の有害または疑わしいコードやコンポーネントの検知を目的として実施する場合があること、および、Appleは同じ目的での以降のセキュリティチェックのため、デベロッパのアプリケーションを保持し使用する場合があることに同意するものとする。

Appleがデベロッパの署名およびアプリケーションが最初のセキュリティチェックに合格していると認証した場合、Appleはデベロッパに対して、Apple証明書と共に使用するチケットを提供する場合があることに同意するものとする。Appleはその裁量でチケットを発行する権利を留保すること、および、Appleが、デベロッパのアプリケーションがマルウェアまたは悪意のある、疑わしい、または有害なコードやコンポーネントを含んでいる、またはデベロッパを特定する署名が損なわれていると信じるに足る理由、または合理的な疑いを有する場合、Appleはその裁量で、チケットを随時撤回することができること。デベロッパは、product-security@apple.comに電子メールを送信することにより、Appleがデベロッパのチケットを撤回するよう随時要求することができること。AppleがデベロッパのチケットまたはデベロッパのApple証明書を撤回した場合、それ以降、デベロッパのアプリケーションはmacOS上で実行することはできないこと。

デベロッパは、デベロッパのチケット請求に関してAppleと協力し、Appleのセキュリティチェックに対してデベロッパのアプリケーションをAppleから隠し、バイパスを試み、その一部を誤って表明し、または他の方法で、Appleがセキュリティチェックを実施することを妨げないことに同意すること。デベロッパは、Appleがデベロッパのアプリケーションのセキュリティチェックやマルウェアの検知を行ったこと、またはAppleがAppleのデジタル認証サービスからデベロッパにチケットを発行するためデベロッパのアプリケーションのレビューを行った、または認証したことを表明しないことに同意すること。デベロッパは、AppleがAppleのデジタル認証サービスと関連してのみセキュリティチェックを実施すること、およびそうしたセキュリティチェックは、確実にマルウェアを検知するものではないこと、またはいかなるセキュリティの検証としても当てにすることはしないことを認め、同意すること。デベロッパは、自身のアプリケーションについて、および、デベロッパのアプリケーションが安全で、エンドユーザが確実に使用できるようにすること（例えば、エンドユーザに対して、マルウェアの問題が発生した場合、デベロッパのアプリケーションが停止することがあると知らせること）の完全な責任を有すること。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションをAppleにアップロードする場合、デベロッパの管轄における輸出要件を遵守することに同意し、かつ、デベロッパは、(a)国際武器取引規則（ITAR）の対象となるアプリケーション、または(b)政府の事前の書面による許認可を得ずに輸

出できないアプリケーション（一定の種類の暗号化ソフトウェアおよびソースコードを含みますがそれらに限定されません）を事前に許認可を得ずにアップロードしないことに同意すること。Apple は、デベロッパのアプリケーション中のマルウェアまたは他の疑わしい、有害なコードまたはコンポーネントを検知できないこと、またはその他のセキュリティ上の問題、またはチケットの発行や撤回につき、デベロッパに対し、またはいかなる第三者に対しても責任を有していないこと。Apple は、Apple がデベロッパのアプリケーションのセキュリティチェックを実施したという事実を含むがそれに限定されない、デベロッパのアプリケーション開発、Apple ソフトウェアやサービスの使用（デジタル認証サービスを含む）、または Apple 証明書、チケット、またはプログラムへの参加の結果としてデベロッパに生じたいかなる費用、経費、損害賠償、損失または他の債務について責任を有しないこと。

5.4 証明書の取消し

本契約において別段の定めがない限り、デベロッパは、デベロッパに対して発行された Apple 証明書をいつでも取り消すことができます。デベロッパがデベロッパのパスに署名するため、および/またはデベロッパに対して、App Store 外で配布された macOS アプリケーションと共に使用するため発行された Apple 証明書を取り消したい場合、デベロッパは、product-security@apple.com に電子メールを送信することで、随時 Apple が Apple 証明書を撤回するよう請求を行うことができること。Apple もまたその自由裁量でいつでもあらゆる Apple 証明書を取り消す権利を留保します。単なる例示として、Apple は、(a)デベロッパの Apple 証明書もしくは対応するプライベートキーが漏えいし、またはいずれかが漏えいしたと Apple が信ずる理由がある場合、(b)デベロッパの取扱製品がマルウェア、悪意のある、疑わしいもしくは有害なコードまたはコンポーネント（例えば、コンピュータウイルス）を含んでいると Apple が信ずる理由または合理的な疑いを有する場合、(c)デベロッパの取扱製品が Apple ブランド製品またはかかる製品によりアクセスもしくは使用されるその他のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システムもしくはネットワークのセキュリティに悪影響を与えると Apple が信ずる理由がある場合、(d)Apple の証明書発行手続が不正アクセスされた場合またはかかる手続が不正アクセスされたと Apple が信ずる理由がある場合、(e)デベロッパが本契約のいずれかの条項もしくは条件に違反する場合、(f)Apple が本プログラムに基づき取扱製品について Apple 証明書の発行を中止する場合、(g)デベロッパの取扱製品が本契約に基づき提供される本サービスを悪用もしくは過大な負荷をかけ、あるいは(h)かかる措置が賢明または必要であると Apple が信ずる理由がある場合、かかる行為を選択することがあります。さらに、デベロッパは、Apple が、エンドユーザのプライバシー、安全もしくはセキュリティを保護するために Apple がかかる措置が必要であると信ずる場合、またはその他 Apple の合理的な判断により賢明もしくは必要であると決定された場合、Apple 証明書で署名された取扱製品のエンドユーザに対して通知することがあることにつき、理解して同意するものとします。Apple の証明書ポリシーおよび証明書手続ステートメントは、<http://www.apple.com/certificateauthority> に掲載されています。

6. アプリケーションの提出および選定

6.1 App Store またはカスタム APP ディストリビューションのための Apple への提出

デベロッパが、デベロッパのアプリケーションのテストが適切に行われ、完成したと判断したならば、デベロッパは、Apple が App Store またはカスタム APP ディストリビューションを通じてその配布を検討できるようにこれを提出することができます。デベロッパのアプリケーションを提出することで、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがその時点において有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」、および、Apple が本プログラムのウェブポータルまたは App Store Connect に掲載する追加のガイドラインに適合するものであることを表明および保証したことになります。デベロッパは、デベロッパが提出したアプリケーションの特性、コンテンツ、サービスあるいは機能を Apple が審査できないように隠蔽したり、不正確に伝えたり、Apple が十分にかかるアプリケーションを審査できないようにしたりしてはならないものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが、MFi アクセサリーを含みますがこれに限定されない物理デバイスに接続される場合には、App Store Connect 経由で書面でその旨を Apple に知らせるものとし、かかる場合には、この接続手段(iAP、Bluetooth Low Energy (BLE)、ヘッドフォンジャックあるいはその他の通信プロトコルあるいは規格)を開示し、デベロッパのアプリケーションが通信できるよう設計されている物理デバイスを少なくとも一つ明示するものとします。Apple が要求した場合、デベロッパは、デベロッパの費用負担で、当該デバイスに対するアクセスまたはそのサンプルを提供することに同意します (サンプルは返却されません)。デベロッパは、かかる提出プロセスにおいて Apple に協力すること、および、質問への回答および Apple が合理的に要求するデベロッパの提出したアプリケーションに関する情報およびマテリアルの提供を行うことに同意するものとし、これにはデベロッパのアプリケーションに関してデベロッパが保有する保険情報、デベロッパの事業の運営、または本契約におけるデベロッパの義務を含みます。Apple は、デベロッパに対し、一定の種類 of アプリケーションについて、一定レベルの保険に入ること、および、追加の被保険者として Apple を指定することを求めることができるものとします。デベロッパが、Apple へ提出後にアプリケーションに変更を加える場合 (App 内購入 API の利用を介して提供する機能を含みます)、デベロッパは、アプリケーションを Apple へ再提出しなければならないものとします。同様に、Apple による別段の許可がない限り、App Store またはカスタム APP ディストリビューション経由でこれらが配布されることが考えられている場合、デベロッパのアプリケーションのすべてのバグ修正、アップデート、アップグレード、修正、改良、補足、改訂、新規リリースおよび新バージョンもまた、Apple がこれを検討できるように Apple に提出しなければなりません。

6.2 App Thinning およびバンドルリソース

App Store またはカスタム APP ディストリビューションへのデベロッパのアプリケーションの提出の一環として、Apple は、対象とする特定のデバイス上でより効率的に起動し、且つ、より少ないスペースの使用で済むよう、デベロッパのアプリケーションにおいて (ドキュメントで記載

される通り) 一定の機能および提供されたリソースを再パッケージ化することにより、対象デバイスに対するデベロッパのアプリケーションを最適化することがあります(以下「**App Thinning**」といいます)。例えば、Apple は、対象デバイスにデベロッパのアプリケーションの 32 ビットまたは 64 ビットバージョンのみを配布し、且つ、対象デバイスのディスプレイ上では表示されないアイコンの配布やスクリーンの提供をしないことがあります。デベロッパは、Apple が、対象デバイスにデベロッパのアプリケーションのより最適化されたバージョンを配布するため、デベロッパのアプリケーションの再パッケージ化に App Thinning を使用する場合がありますことにつき、同意するものとします。

App Thinning の一環として、デベロッパは、デベロッパのコード提出の一部である当該バンドルされたリソース(以下「**バンドルリソース**」といいます)を識別することにより、デベロッパのアプリケーション向けの特定のリソース(例えば、GPU リソース)の対象デバイスへの配布を Apple に要求することもできます。デベロッパは、対象とするデバイスへのアセットの配布もしくは時期を変えるために、かかるバンドルリソースを定義することができます(例えば、ユーザが、あるゲームで一定のレベルに達したら、コンテンツをオンデマンドで対象デバイスに配布するなど)。App Thinning およびバンドルリソースは、すべての Apple オペレーティングシステムについて利用可能な訳ではなく、且つ、Apple は、いくつかの対象デバイスに完全なアプリケーションバイナリの配布を継続することがあります。

6.3 Mac 上の iOS および iPadOS アプリ

デベロッパが iOS または iPadOS (本第 6.3 条の目的において、総称して「iOS」といいます)向けのデベロッパのアプリケーションをコンパイルし、当該アプリケーションを App Store 上で配布するために提出する場合、デベロッパは、デベロッパが App Store Connect のオプトアウトプロセスに従って macOS 上でデベロッパのアプリケーションを利用可能にすることについてオプトアウトを選択しない限りにおいて、Apple が App Store を経由して iOS および macOS の両方においてデベロッパのアプリケーションを利用可能にすることに同意します。デベロッパは、前記の定めが現在 App Store 上で利用可能なデベロッパが提出した iOS 向けのアプリケーション、およびデベロッパが iOS 向けにコンパイルして App Store に提出する将来のアプリケーションに適用されることに同意します。前記に関わらず、App Store 上の当該利用可能性が適用になるのは、当該アプリケーションが第 7 条に従い App Store 上で配布するために Apple に選択された場合および当該アプリケーションが macOS 上で適切に機能し、かつ互換性があると、Apple が独自の裁量において判断した場合に限ります。デベロッパがデベロッパのアプリケーションを macOS 上で運用することについて適切な権利を有するかどうかについては、デベロッパが判断および取得する責任を負うものとします。デベロッパが当該権利を有しない場合、デベロッパは、macOS 上で当該アプリケーションを利用可能にすることについてオプトアウトすることに同意します。デベロッパは、macOS 上の当該アプリケーションのテストについて責任を負うものとします。

6.4 Bitcode 提出

いずれかの Apple オペレーティングシステム向け (例えば、watchOS 向け) App Store またはカスタム APP ディストリビューションへのアプリケーションの提出について、Apple は、デベロッパに対し、LLVM コンパイラ向けバイナリファイル形式で、デベロッパのアプリケーションの中間表示の提出を求めることがあります (以下「**Bitcode**」といいます)。デベロッパは、その他のサポート対象の Apple オペレーティングシステム向け Bitcode を提出することもあります。かかる Bitcode 提出により、Apple がデベロッパの Bitcode を対象となる特定の Apple ブランドデバイスにコンパイルすることを可能にし、且つ、デベロッパのアプリケーションの後続リリース向けのデベロッパの Bitcode を Apple ハードウェア、ソフトウェアおよび/またはコンパイラの変更のために再コンパイルすることを可能にします。Bitcode を提出する際、デベロッパは、Bitcode におけるデベロッパのアプリケーション用の記号を含めるか否かにつき、選択することができます。但し、デベロッパが記号を含めない場合、Apple は、後述の第 6.6 条 (デベロッパのアプリケーションの改良) で定める記号化されたクラッシュログまたはその他の診断情報をデベロッパに提供することはできなくなります。さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのコンパイルされたバイナリの提出を求められることがあります。

Bitcode を Apple に提出することにより、デベロッパは、Apple に対し、特定の Apple 製デバイスを対象とする生成されたバイナリにデベロッパの Bitcode をコンパイルし、アップデートされたハードウェア、ソフトウェアおよび/またはコンパイラの変更のため、デベロッパのアプリケーションの以降のリビルドおよびリコンパイルのため、デベロッパの Bitcode をリコンパイルする権限を与えることとなります (例えば、Apple が新たなデバイスをリリースした場合、Apple は、再送信を要求することなく、デベロッパの Bitcode を使用してデベロッパのアプリケーションをアップデートする場合があります)。デベロッパは、Apple が、Apple の開発者ツールのテストおよび改良における自己の内部使用のために、且つ、Apple オペレーティングシステムで起動するためにアプリケーションを最適化する方法を分析および改良する目的で、かかる Bitcode をコンパイルすることがあることにつき、同意するものとします (例えば、どのフレームワークが最も頻繁に使用されるか、特定のフレームワークがどのようにメモリーを消費するか、など)。デベロッパは、Apple がどのようにデベロッパの Bitcode をマシンコードのバイナリ形式へ処理するかを確認しテストするため、Apple のデベロッパツールを使用することができます。Bitcode は、すべての Apple オペレーティングシステムで使用できるわけではありません。

6.5 TestFlight 提出

デベロッパが、デベロッパの会社または組織外で、デベロッパのアプリケーションを TestFlight 経由でベータ版被験者に配布したい場合には、デベロッパは、まず初めに審査のためにデベロッパのアプリケーションを Apple に提出しなければなりません。かかるアプリケーションを提出することにより、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがその時点において有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」並びに Apple がプログラムウェブポータルまたは App Store

Connect に掲載する必要がある追加のガイドラインに準拠していることを表明および保証することになります。その後、Apple は、デベロッパに対し、当該アップデート版が、デベロッパが App Store Connect で Apple に報告して、当該アプリケーションの再審査を受けることに同意している重大な変更を含まない限り、Apple による審査を経ずに、かかるアプリケーションのアップデート版をデベロッパのベータ版被験者に直接配布することを許可する場合があります。Apple は、いつでも、その自由裁量で、デベロッパに対し、TestFlight 経由でのおよび/または特定のベータ版被験者へのデベロッパのアプリケーションの配布の中止を要求する権利を留保します。

6.6 デベロッパのアプリケーションの改良

さらに、デベロッパのアプリケーションが App Store、カスタム APP ディストリビューションまたは TestFlight 経由で配布するために提出された場合に、デベロッパは、Apple が、デベロッパのアプリケーションと Apple 製品およびサービスとの互換性テストをする限定的な目的で、デベロッパのアプリケーションに関する iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、および/または macOS のパフォーマンスの問題点の評価における内部使用のために Apple 製品およびサービス並びに/またはデベロッパのアプリケーションのバグおよび問題点を発見および修正する目的で、セキュリティテスト目的で、並びにデベロッパに対してその他の情報（例えば、クラッシュログなど）を提供する目的で、デベロッパのアプリケーションを利用することがあることについて、同意するものとします。本契約において別段の定めがある場合を除き、デベロッパは、事前にデベロッパのアプリケーションに関するアプリ記号情報を Apple に送信することにつき同意するものとし、かつ、その場合、デベロッパは、Apple が、デベロッパに記号化されたクラッシュログまたはその他の診断情報を提供する目的で、かかる記号をデベロッパのアプリケーションを象徴するものとして使用することに同意するものとします。Apple がデベロッパにデベロッパのアプリケーションのクラッシュログまたはその他の診断情報を提供する場合、デベロッパは、当該クラッシュログおよび情報をデベロッパのアプリケーションおよび関連製品のバグの修正および性能の改良の目的でのみ使用することに同意するものとします。また、デベロッパは、匿名の非属人的事項に限って当該情報を収集し、かつ、特定のエンドユーザーもしくはデバイスに関する情報を識別または抽出する意図で当該情報を再結合、関連付けまたは使用しない限り、デベロッパのアプリケーションから、それがクラッシュした際に、数字列および変数を収集することができます。

6.7 App Analytics

Apple が、App Store 経由で配布されたアプリケーション向けに、App Store Connect 経由で Analytics サービスを提供する限りにおいて、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションおよび関連商品を改良する目的でのみ、かかる App Analytics サービスを通じて提供されるデータを使用することに同意するものとします。さらに、デベロッパは、かかる情報をいかなる第三者（デベロッパのために、かかるデータの処理および解析につき、デベロッパを援助し、かつ、その他の目的での使用またはその他のいかなる者への開示も許可されていないサービスプロバイダを除きます）にも提供しないことに同意するものとします。疑義を避けるため、デベロッパは、

本 App Analytics サービスの一環としてデベロッパのアプリケーションに関して Apple がデベロッパに提供した解析情報を他の開発者の解析情報と統合（または第三者による統合を許可）してはならず、または相互にデベロッパが解析をするために、かかる情報をリポジトリに投稿してはなりません。デベロッパは、App Analytics サービスまたはいかなる解析データも特定のエンドユーザのデバイスに関する情報を識別または抽出する目的で使用してはなりません。

6.8 現在出荷されている OS バージョンとの互換性要件

App Store 経由で配布するために選択されたアプリケーションは、Apple への提出時に、現在出荷されている Apple のオペレーティングシステム（OS）ソフトウェアとの互換性がなければならず、且つ、かかるアプリケーションは、当該アプリケーションが App Store 経由で配布される限りにおいて、最新で、該当する OS バージョンの各二ユーリリースとの互換性を維持しなければなりません。デベロッパは、Apple が、それらがその時点で最新の出荷版との互換性を有しないときに、いつでも、その自由裁量で、アプリケーションを App Store から削除する可能性があることにつき、理解して同意するものとします。

6.9 Apple による配布のための選定

デベロッパが、App Store、カスタム APP ディストリビューションまたは TestFlight 経由で配布するために、デベロッパのアプリケーションを Apple に提出する場合に、デベロッパは、Apple が、その自由裁量で、以下のいずれかの行為を行うことがあることを認識し、これに同意します。

- (a) デベロッパのアプリケーションがその時点において有効な「ドキュメントまたはプログラム要件」の全部または一部に適合していないと判断すること、
- (b) デベロッパのアプリケーションが「ドキュメントおよびプログラム要件」に適合している場合であっても、何らかの理由でデベロッパのアプリケーションの配布を拒絶すること、あるいは、
- (c) デベロッパのアプリケーションを App Store、カスタム APP ディストリビューションまたは TestFlight を通じた配布用に選定して電子的に署名すること。

Apple は、デベロッパのアプリケーションが App Store またはカスタム APP ディストリビューション経由で配布されるために選定されなかった事実を含みますがこれに限定されず、デベロッパによるアプリケーションの開発、Apple ソフトウェア、Apple サービス、または Apple 証明書の使用、あるいは API または本プログラムへの参加に起因してデベロッパが被った費用、経費、損害、損失（事業機会の喪失もしくは利益の喪失を含みますがこれに限定されません）またはその他の責任について一切責任を負いません。デベロッパは、安全で、設計および操作において瑕疵がなく、かつ、適用される法令に従ったアプリケーションを開発することについて単独で責任を負うものとします。また、デベロッパは、かかるアプリケーションに関する一切の書類、並びにエンドユーザである顧客へのサポートおよび保証に関しても、単独で責任を負うものとしま

す。Apple がアプリケーションを検討、テスト、承認または選定したという事実をもってしても、デベロッパはこれらの責任を一切免ぜられるものではありません。

7. アプリケーションおよびライブラリの配布

アプリケーション：

iOS、watchOS、iPadOS、または tvOS 向けに本契約に基づき開発されたアプリケーションは、次の 4 種類の方法で配布することができるものとします。(1) Apple が選定した場合には App Store 経由、(2) Apple が選定した場合にはカスタム APP ディストリビューション経由、(3) 第 7.3 条に基づく特別配布経由、および(4) 第 7.4 条に基づく TestFlight 経由でのベータ版テスト目的。macOS 向けアプリケーションは、App Store における選定および配布のために Apple に提出され、別途配布される場合があります。

7.1 無償ライセンスアプリケーションの App Store またはカスタム APP ディストリビューションを経由する配布

デベロッパのアプリケーションがライセンスアプリケーションとして適格である場合、かかるアプリケーションは、Apple または Apple の子会社あるいはその両方による App Store またはカスタム APP ディストリビューション経由でのエンドユーザへの配布について適格性を有することになります。デベロッパが、エンドユーザに対し、App Store またはカスタム APP ディストリビューション経由で、無償の(無料)、Apple または Apple の子会社あるいはその両方による、デベロッパのライセンスアプリケーションの配布あるいは App 内購入 API の使用を通じたデベロッパのライセンスアプリケーションにおける追加のコンテンツ、機能またはサービスの提供の許可を希望する場合、デベロッパは、デベロッパが無償のアプリケーションに指定するライセンスアプリケーションに関して、別紙 1 の条項に従って、Apple および Apple の子会社をデベロッパの法的な代理人および/または問屋に指名するものとします。

7.2 有償ライセンスアプリケーション用別紙 2 および別紙 3、領収書

デベロッパのアプリケーションがライセンスアプリケーションとしての適格性があるとされ、また App 内購入 API の使用を通じ、デベロッパのアプリケーションにおいて、デベロッパがデベロッパのアプリケーションについてエンドユーザに対して何らかの課金をする場合、App Store 経由でデベロッパのライセンスアプリケーションの市販を開始する前に、またはデベロッパがエンドユーザに対して課金をする追加のコンテンツ、機能もしくはサービスの商業的配布がデベロッパのライセンスアプリケーションにおける App 内購入 API の使用を通じて許可される前に、Apple または Apple の子会社あるいはその両方と別途契約(別紙 2)を締結しなければならないものとします。デベロッパが Apple の署名を受けてカスタム APP ディストリビューション経由でデベロッパのアプリケーションを有償で配布したい場合、デベロッパは、かかる配布が実施される前に、Apple または Apple の子会社あるいはその両方と別途契約(別紙 3)を締結しなければな

らないものとします。Apple または Apple の子会社あるいはその両方と別紙 2 または別紙 3 を締結する場合、あるいはすでに締結している場合、別紙 2 または別紙 3 に定める条件は、単にその旨を言及するのみで本契約に組み込まれるものとみなされます。

エンドユーザがデベロッパのライセンスアプリケーションをインストールした場合、Apple は、Apple 証明書付きの署名された取引領収書をデベロッパに提供します。ドキュメントで定める通り、当該証明書および領収書が Apple により発行されたことを証明することはデベロッパの責任です。デベロッパは、当該証明書および領収書を信頼するというデベロッパの判断について単独で責任を負うものとします。ライセンスアプリケーションの購入に関するデベロッパによる当該証明書および領収書の使用またはこれらに対する信頼は、デベロッパのみのリスクで行われるものとします。Apple は、明示または黙示を問わず、当該 Apple 証明書および領収書に関する商品性、特定目的への適合性、正確性、信頼性、安全性、または第三者の権利の非侵害性について、一切保証または表明しません。デベロッパは、ドキュメントに従ってのみ当該領収書および証明書を使用すること、並びに一切の偽造またはその他の悪用を含みますがこれらに限定されない当該領収書および証明書の正常な運用の妨害または改ざんをしないことについて同意するものとします。

7.3 登録デバイスの配布(特別配布)

本契約の規定に従い、デベロッパは、iOS、watchOS、iPadOS、および tvOS 向けデベロッパのアプリケーションをデベロッパの社内、デベロッパの組織、教育機関、グループ内の個人、あるいはデベロッパと提携関係にある者に対して、限定数量の登録デバイス(プログラムウェブポータルで指定)で使用するために配布することができます。但し、本契約に定める通り、デベロッパが所有する Apple 証明書を用いて、デベロッパのアプリケーションがデジタル署名されていることが条件とします。登録デバイス上で、このような方法で、デベロッパのアプリケーションを配布することにより、デベロッパは、Apple に対して、デベロッパのアプリケーションがその時点で有効な Apple の「ドキュメントおよびプログラム要件」を充足していることにつき表明および保証し、かつ、デベロッパは、Apple が合理的に要求することのできるデベロッパのアプリケーションに関する質問への回答および情報提供に協力することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパ、組織、教育機関、あるいは系列グループ内のどの個人がデベロッパのアプリケーションや登録デバイスにアクセスし利用する権利を有するかを決定し、かかる登録デバイスの管理にデベロッパのみが責任を有するものとします。Apple は、デベロッパがデベロッパのアプリケーションを以上に述べた方法により配布した場合に発生する費用、支出、損害、損失(事業機会の喪失、逸失利益を含みますがこれらに限定されません)またはその他の債務について一切責任を負わないものとし、また、デベロッパのアプリケーションおよび登録デバイスへのアクセスおよび利用の適切な管理、制限またはその他のコントロールに関するデベロッパの不履行について、Apple は一切責任を負わないものとします。デベロッパは、さらにデベロッパのアプリケーションに適切な利用条件等をデベロッパの任意裁量により付帯させる責任を負担します。

デベロッパの利用条件に対する違反について、Apple に一切責任はないものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションに関するユーザ支援、保証、およびサポートについて単独で責任を負うものとします。

7.4 TestFlight 配布

A. 認定デベロッパおよび App Store Connect ユーザへの内部配布

デベロッパは、限定された数のデベロッパの認定デベロッパまたはデベロッパの会社もしくは組織の一員であるデベロッパの App Store Connect ユーザに対し、デベロッパのアプリケーションのテスト、評価および/または開発における彼らの内部使用のためにのみ、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版の内部配布の目的で、TestFlight を使用することができます。Apple は、いつでも、その自由裁量で、デベロッパに対し、TestFlight 経由でのデベロッパの認定デベロッパもしくはデベロッパの App Store Connect ユーザへのおよび/または特定の認定デベロッパもしくは App Store Connect ユーザへのかかるアプリケーションの配布の中止を要求する権利を留保します。

B. ベータ版被験者への外部配布

デベロッパは、(App Store Connect で指定された) 限定された数のベータ版被験者に対し、彼らがデベロッパのアプリケーションのテストおよび評価する目的でのみ、且つ、デベロッパのアプリケーションが、**第 6.5 条 (TestFlight 提出)** で定める通り、Apple がかかる配布をするために承認されている場合に限り、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版を外部配布するために、TestFlight を使用することもできます。デベロッパは、デベロッパのベータ版被験者に対し、Apple の TestFlight に参加するためのまたは当該プレリリース版使用するためのいかなる種類の費用も請求してはなりません。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版の品質、性能または有用性の改良に関連しない目的で、TestFlight を使用してはなりません (例えば、App Store を妨害する意図でのデベロッパのアプリケーションのデモ版の継続的配布や、お気に入りの App Store レーティングを求める目的でのデベロッパのアプリケーションの体験版の提供は、禁止される使用方法です)。さらに、デベロッパのアプリケーションが主として子供を対象とする場合、デベロッパは、デベロッパのベータ版被験者が彼らの司法管轄における成人の年齢に達していることを証明しなければなりません。デベロッパが、ベータ版被験者の TestFlight への追加を選択した場合、デベロッパは、かかるエンドユーザに対して送信されるあらゆる勧誘および彼らに連絡することについて彼らの同意を取得することに関する責任を負うこととなります。Apple は、TestFlight を介してかかるエンドユーザに勧誘を送信することのみを目的として、TestFlight を経由してデベロッパが提供した電子メールアドレスを使用するものとします。ベータ版被験者に対して勧誘を送信する目的で電子メールアドレスをアップデートする場合、デベロッパは、デベロッパが勧誘を送信する目的でそうした電子メールアドレスを使用する適切な法的根拠を有していることを保証することとなります。ベータ版被験者が (TestFlight 経由で、またはその他の方法により) デベロッパが彼らに連絡することを中止するよう要求した

場合、デベロッパは速やかに中止することに同意するものとします。

C. TestFlight 情報のご使用

TestFlight が、デベロッパのエンドユーザによるデベロッパのアプリケーションのプレリリース版の使用に関するベータ解析情報（例えば、インストール時間、アプリの各自の使用頻度など）および/またはその他の関連情報（例えば、被験者の提案、フィードバック、スクリーンショット）をデベロッパに提供する場合に、デベロッパは、かかるデータをデベロッパのアプリケーションおよび関連商品を改良する目的でのみ使用することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパのために、かかるデータの処理および解析につき、デベロッパを援助し、かつ、その他の目的での使用またはその他のいかなる者への開示も許可されていないサービスプロバイダを除き（かつ、その場合でも、Apple によって禁じられていない限定範囲のみとし）、かかる情報をいかなる第三者にも提供しないことについて同意するものとします。疑義を避けるため、デベロッパは、TestFlight の一環としてデベロッパのアプリケーションに関して Apple がデベロッパに提供したベータ解析情報を他の開発者のベータ解析情報と統合（または第三者による統合を許可）してはならず、または相互にデベロッパがベータ解析をするために、かかる情報をリポジトリに投稿してはなりません。さらに、デベロッパは、TestFlight 経由で提供されたベータ解析情報を、TestFlight 外で、特定のデバイスから得られた情報または特定のエンドユーザに関する情報を非匿名化する目的で使用してはなりません（例えば、デベロッパは、特定のエンドユーザに関する TestFlight 経由で集められたデータを Apple の解析サービス経由で匿名で提供された情報と結び付けようとはしてはなりません）。

ライブラリ：

7.5 ライブラリの配布

デベロッパは、Apple ソフトウェアを使用するライブラリを開発することができます。Xcode および Apple SDK 契約と矛盾するいかなる事項にも関わらず、本契約において、デベロッパは、Xcode および Apple SDK ライセンスの一部として提供される該当する Apple SDK を使用する iOS、watchOS、iPadOS、および tvOS 向けライブラリを開発することができます。但し、かかるライブラリは、iOS 製品、Apple Watch、または Apple TV と使用するためにのみ、開発および配布されるものとし、かつ、デベロッパは、かかる製品と使用するためにのみ、かかるライブラリの使用を限定するものとします。Apple が、デベロッパのライブラリは iOS 製品、Apple Watch、または Apple TV のみと使用するために設計されていないと判断した場合、Apple は、デベロッパに対し、いつでもデベロッパのライブラリの配布を中止するよう要求することができるものとし、かつ、デベロッパは、Apple から通知された時には速やかにかかるライブラリの全ての配布を中止すること、並びにかかるライブラリの残りのコピーを削除するために Apple に協力することに同意するものとします。疑義を避けるため、前述の制限は、macOS 向けライブラリの開発を禁止する趣旨ではありません。

7.6 本契約において他のいかなる配布も認められないこと

第 7.1 条および 7.2 条に基づく App Store またはカスタム APP ディストリビューション経路での無償ライセンスアプリケーションの配布、第 7.2 条（特別配布）で規定する登録デバイスでの利用のためのアプリケーションの配布、第 7.4 条で規定する TestFlight 経路のベータテストのためのアプリケーションの配布、第 7.5 条に基づくライブラリの配布、付属書 5 に基づくパスの配布、macOS 上の Safari プッシュ通知の配布、macOS 上の Safari 拡張の配布、macOS 向けに開発されたアプリケーションおよびライブラリの配布、並びに/またはその他本契約で許可される場合を除き、Apple ソフトウェアを用いて開発されたプログラムまたはアプリケーションのその他の配布は、本契約では一切認められないものとします。Apple と別途契約を交わしていない場合、デベロッパは、他の配布方法により iOS 製品、Apple Watch、または Apple TV 向けのデベロッパのアプリケーションを第三者に配布したり、あるいは他者にかかる行為をさせたりしてはならないものとします。デベロッパは、本契約に準拠してのみデベロッパの取扱製品を配布することに同意するものとします。

8. プログラム料金

デベロッパが Apple から有効な料金の免除を得ている場合を除き、本契約に基づきデベロッパに付与される権利およびライセンス、並びにデベロッパによる本プログラムへの参加の対価として、デベロッパは、本プログラムウェブサイトで定める本プログラム年会費を Apple に支払うことに同意するものとします。当該料金の払戻しは行われず、且つ、Apple ソフトウェア、Apple サービスまたはデベロッパによる本プログラムの使用について賦課され得る一切の税金はデベロッパが負担するものとします。デベロッパの本プログラム料金は、本契約に基づきデベロッパがアプリケーションを Apple に提出（または再提出）する時点において全額が支払われなければならない、後払いすることはできないものとし、デベロッパによる本プログラムウェブポータルおよび本サービスの継続使用は、該当する場合、デベロッパによるかかる料金の支払いを条件とします。デベロッパの本プログラム年会費が自動更新で支払われることにデベロッパが事前に同意した場合、デベロッパは、デベロッパが自動更新会員制への参加を選択した際に本プログラムウェブポータルでデベロッパが同意した規約に従い、デベロッパが Apple に届け出たデベロッパのクレジットカードに Apple がかかる料金を賦課することについて同意するものとします。

9. 秘密保持

9.1 秘密とみなされる Apple 情報

デベロッパは、プレリリース版 Apple ソフトウェアおよび Apple サービス(プレリリース版ドキュメントを含む)、プレリリース版 Apple ハードウェア、FPS 導入パッケージ、プレリリース版機能を開示した本契約に定めるあらゆる条項および条件、並びに別紙 2 および別紙 3 に定める条項および条件が、「Apple 秘密情報」とみなされることに同意するものとします。但し、Apple ソフトウェアが一旦市販された場合、Apple ソフトウェアあるいはサービスのプレリリース版の

機能を開示した条件は、秘密性を喪失します。上記にかかわらず、次の情報は、Apple 秘密情報には含まれないものとします。(i) デベロッパの違反によらずして、合法的に公知となった情報、(ii) Apple が一般に開示した情報、(iii) デベロッパが、Apple 秘密情報に頼ることなく単独で開発した情報、(iv) デベロッパに対して情報の譲渡あるいは開示を制約を受けることなく行う権利を有する第三者から正当に入手した情報、あるいは、(v) Apple ソフトウェアに含まれているフリーオープンソースソフトウェア(FOSS)で、その利用あるいは情報開示について秘密保持義務をライセンス条件に課していないもの。さらに、Apple は、デベロッパがプレリリース版 Apple ソフトウェア、Apple サービスまたはハードウェアのスクリーンショットの掲載、パブリックレビューの記載または再配布をしてはならないことを除き、デベロッパが、WWDC (Apple のワールドワイドデベロッパカンファレンス) で Apple により開示されたプレリリース版 Apple ソフトウェアおよびサービスに関する技術情報について前記秘密保持条項に拘束されないことに同意します。

9.2 Apple 秘密情報に関する義務事項

デベロッパは、デベロッパ自身の同等の重要性を有する秘密情報を保護する場合と少なくとも同じ注意をもって Apple 秘密情報を保護するものとし、いかなる場合にも善管注意義務を遵守します。デベロッパは、本契約に基づくデベロッパの権利の行使と義務の履行のためにのみ、Apple 秘密情報を使用するものとし、Apple の書面による事前の許可を得ることなく、他のいかなる目的にも、また、デベロッパあるいは第三者の利益のために、Apple 秘密情報を使用してはならないものとします。さらに、デベロッパは、Apple 秘密情報を次に掲げる者以外には開示しないものとします。(i) デベロッパの従業員または請負業者、またはデベロッパが教育機関である場合にはその教職員で、Apple 秘密情報を知る必要があり、Apple 秘密情報の無断使用や開示を禁止する契約を交わした者、あるいは、(ii) その他 Apple が書面をもって合意または許可した者。法令により Apple 秘密情報を開示することが求められた場合、開示要求されている限度において、開示できるものとします。但し、デベロッパは、Apple 秘密情報を開示する前にかかる要求があった旨 Apple に報告し、Apple 秘密情報の保護措置を講ずるための合理的な措置を取らなければならないものとします。デベロッパは、Apple 秘密情報を不適切に開示した場合の損害は取り返しのつかないものであること、したがって、Apple は他の救済措置に加え、差止命令、その他の衡平法上の法的救済措置を発動する権利を有することを了解します。

9.3 Apple に提出された情報は秘密性があるとはみなされないこと

Apple は多数のアプリケーションおよびソフトウェアの開発者と業務を行っており、当該開発者の製品の中には、デベロッパのアプリケーションと類似または競合する製品があるかもしれません。また、Apple 自らが類似または競合する自社のアプリケーションおよび製品を開発する可能性、または将来においてかかる開発を行うことを決定する可能性もあります。潜在的な誤解を避けるため、且つ、本契約で別段の明確な定めがある場合を除き、Apple は、デベロッパのアプリケーションについての情報、ライセンスアプリケーション情報およびメタデータを含みますがこ

れらに限定されず、本契約またはプログラムに関連してデベロッパが提供することのある一切の情報（かかる開示情報を「ライセンシーによる開示情報」といいます。）に関して、明示、黙示を問わず、秘密保持義務または使用制限に同意することは一切できず、これについての責任を明示的に否認します。デベロッパは、かかるライセンシーによる開示情報は非秘密情報であることに同意します。本契約で別段の明確な定めがある場合を除き、Apple は、デベロッパに通知または補償を行うことなく、ライセンシーによる開示情報をすべて自由かつ無制限に使用および開示することができます。デベロッパは、ライセンシーによる開示情報のいずれかの部分の受領、検討、使用、または開示に起因して発生することのあるすべての責任および義務に関して Apple を免責します。デベロッパが Apple に提出する一切の有形物は Apple の資産となり、Apple は、これらの有形物をデベロッパに返却し、またはその廃棄を証する義務を負いません。

9.4 プレスリリースおよびその他の宣伝

デベロッパは、Apple の明示的な書面による事前の承認なしに、本契約およびその条件、または両当事者間の関係に関してプレスリリースを行ってはならず、またその他の公式発表も行ってはなりません。Apple は上記の承認をその裁量において留保することができます。

10. 補償

適用のある法律によって認められる範囲内において、デベロッパは、下記のいずれかに起因して（但し、本条の目的において、App Store 外で配布され、且つ、Apple サービスまたは証明書を使用しない macOS 向けのあらゆるアプリケーションを除きます）、アップルの要求により Apple、その取締役、役員、従業員、独立した請負人および代理人（各々を「Apple 被補償当事者」といいます）に発生した請求、損失、税金、負債、損害、経費および費用（弁護士報酬および訴訟費用を含みますがこれに限定されず「本件損失」と総称します）を Apple 被補償当事者が一切被らないよう補償し、防御することに同意します。(i)デベロッパによる本契約の違反、（該当する場合）別紙 2 および別紙 3 を含む本契約における証明、約定、義務、表明または保証に対する違反、(ii)デベロッパの取扱製品あるいはデベロッパの取扱製品の配布、売買、販売申込、使用あるいは導入（単独あるいはコンビネーションの重要な部分として）、ライセンスアプリケーション情報、メタデータまたはパス情報が第三者の知的財産または財産権に違反または侵害しているとの請求、(iii)（該当する場合、別紙 1、別紙 2 または別紙 3 で定める）ライセンスアプリケーションのためのエンドユーザ使用許諾契約に定める義務の違反、(iv) Apple から認められたデベロッパのライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、Safari プッシュ通知、Safari 拡張（該当する場合）、パス、パス情報、メタデータ、関連商標およびロゴ、または（該当する場合）別紙 2 または別紙 3 を含む本契約に基づきデベロッパが Apple に提供した画像およびその他のマテリアルの使用、プロモーションまたは配布、(v) デベロッパの取扱製品、ライセンスアプリケーション情報、パス情報、または関連するロゴ、商標、コンテンツもしくは画像に関するあらゆるエンドユーザのクレームを含むがこれに限らないすべてのクレーム、あるいは(vi)Apple ソフトウェアもしくはサービス、デベロッパのライセンスアプリケーション情

報、パス情報、メタデータ、デベロッパの認定テストユニット、デベロッパの登録デバイス、デベロッパの取扱製品のデベロッパによる使用（デベロッパの認定デベロッパによる使用を含む）、またはこれらのデベロッパによる開発および配布。

デベロッパは、Apple ソフトウェアまたはいかなる本サービスも、当該取扱製品のコンテンツ、機能、サービス、データもしくは情報の誤りまたは不正確性、あるいはそれらの不具合により、死亡、傷害または深刻な物理的もしくは環境上の損害を引き起こし得る取扱製品の開発に使用されることを意図していないことを了解し、また、法令により許容される範囲内において、デベロッパは、本契約により、かかる使用を原因として Apple 被補償当事者に発生した一切の本件損失について各 Apple 被補償当事者がこれを被らぬよう保証し、防御することに同意します。

いかなる場合においても、デベロッパは、Apple の書面による事前の同意なしに、何らかの方法で Apple の権利に影響し、または Apple を拘束するような和解または類似の合意を第三者との間で締結してはなりません。

11. 契約期間および解除

11.1 契約期間

本契約の契約期間は、デベロッパのプログラムアカウントが最初にアクティベートされた日から 1 年間存続するものとします。以後は、デベロッパが年次更新料を支払うこと、および本契約の条項を遵守することを条件として、1 年間ごとに自動的に契約期間が更新されます、但し、本契約に従って途中解除された場合を除きます。

11.2 解除

以下のいずれかの事由に該当する場合、本契約および本契約に基づき Apple が付与したすべての権利、ライセンスおよびサービスは解除され、Apple から通知が行われ次第、直ちに効力を生ずるものとします。

(a) デベロッパまたはその認定デベロッパの誰かが、本第 11.2 条で以下に規定する条項を除く、本契約のいずれかの条項を遵守せず、かつ、当該違反を認識した後、または当該違反の通知を受領した後、30 日以内に当該違反を是正しなかった場合

(b) デベロッパまたはその認定デベロッパのいずれかが、**第 9 条 (秘密保持)** の条項を遵守しなかった場合

(c) 下記「分離性」条項に定める状況に陥った場合

(d) デベロッパが、契約期間中に Apple に対し特許侵害訴訟を提起した場合

(e) デベロッパが支払不能に陥り、支払期限に債務を支払うことができず、解散し、廃業し、破産を申し立て、または他者からデベロッパの破産の申し立てが行われた場合

(f) 万一、デベロッパが、本契約に関して、デベロッパの提供したアプリケーションの性質に関する虚偽表示（例えば、Apple の審査を逃れまたは機能的に逃れようとする場合、デベロッパのア

アプリケーションに対する消費者の論評を改ざんする場合、支払における詐欺に関与する場合など)を含みますがこれらに限定されない、不当表示、詐欺行為、不正行為、不法行為または不誠実な行為にかかわった場合、あるいは他者をしてかかわらせた場合

また、Apple は、第 4 条に定める新たなプログラム要件または契約条項をデベロッパが承諾しなかった場合には、本契約を解除し、またはデベロッパが Apple ソフトウェアもしくはサービスを使用する権利を停止することができるものとします。いずれの当事者も、正当な理由の有無を問わず、都合により本契約を解除することができるものとし、解除の意思の書面通知を他方当事者に行ってから 30 日後に解除の効力が生ずるものとします。

11.3 解除の効果

理由の如何を問わず、本契約が解除された場合、デベロッパは、直ちに Apple ソフトウェアあるいはサービスの一切の使用を中止すること、並びにデベロッパおよびその認定デベロッパが保有または管理する Apple ソフトウェアおよびサービスに関連する情報 (デベロッパのプッシュアプリケーション ID を含む) の原本および複製の全部または一部を問わず、および Apple 秘密情報の原本および複製の全部を消去および破棄することに、同意するものとします。デベロッパは、Apple から要請があった場合には、上記の破棄の証明書を Apple に提出することに同意するものとします。別紙 1 に定義および記載されている配布期間が満了した場合には、Apple が保有または管理する一切のライセンスアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報 (Apple の標準業務慣行に従って保管されるアーカイブコピー、および提供される法律、規則または規制により保管が義務づけられるアーカイブコピーを除きます) を、以後合理的な期間内に削除または破棄するものとします。次の規定は、本契約の終了後も存続するものとします。第 1 条、2.3 条、2.5 条、2.6 条、3.1 条(d)、3.1 条(e)、3.1 条(f)、3.2 条(d)、3.2 条(e)、3.2 条(f)、3.2 条(g)、3.3 条、5.1 条第 2 段落 (存続する制限以外の最後の 2 文を除く)、5.1 条第 3 段落、5.3 条の第一段落の最後の文、第 5.3 条および 5.4 条の制限、6.6 条の第 1 文および制限、6.7 条の制限、6.9 条の第 2 段落、7.1 条 (配布期間については別紙 1)、7.3 条、7.4 条および 7.5 条の制限、7.6 条、9 条から 14 条 (同条を含む) まで、付属書 1 の 1.1 項の最後の 1 文、2 項、3.2 項 (但し、現に存在する販促に限る)、4 項の第 2 文および第 3 文、5 項、および 6 項、付属書 2 の 1.3 項、2 項、3 項、4 項、5 項、6 項、および 7 項、付属書 3 の 1 項、2 項 (2.1 項の第 2 文を除く)、3 項および 4 項、並びに付属書 4 の 1.2 項、1.5 項、1.6 項、2 項、3 項および 4 項、付属書 5 の 2.2 項、2.3 項、2.4 項 (但し、現に存在する販促に限る)、3.3 項、および 5 項、付属書 6 の 1.2 項、1.3 項、2 項、3 項および 4 項、並びに、付属書 7 の 1.1 項および 1.2 項。Apple は、本契約をその条項に従って解除したことにより、いかなる種類の補償、免責または損害賠償をする責任も負わないものとし、また、本契約の終了により、Apple が現在または将来において有するその他の権利または救済手段が損なわれることはないものとします。

12. 保証の否認

Apple ソフトウェアまたは本サービスには不具合や損失を起こしうる不正確な部分や間違いが含まれており、不完全である可能性があります。Apple またはそのライセンサーは、いつでも通知なしに、あらゆるサービス（またはそれらの一部）を変更、中止、削除またはアクセス不能にする権利を留保するものとします。いかなる場合にも、Apple またはそのライセンサーは、当該サービスを削除またはアクセス不能にしたことについて、一切責任を負いません。また、Apple またはそのライセンサーは、いかなる場合にも、通知なしに、一切責任を負わずに、特定のサービスの使用またはアクセスを制限し、あるいは、無期限にサービスを削除しまたはいつでもサービスを中止することがあります。適用法令により許容される最大限の範囲内において、デベロッパは、Apple ソフトウェア、セキュリティソリューションおよびサービスを使用する上での危険をデベロッパのみが負担し、十分な品質、性能、正確性および努力に関する包括的危険がデベロッパに帰することを明確に認識し、同意します。Apple ソフトウェア、セキュリティソリューションおよびいかなるサービスも、すべての瑕疵を問わずかつ一切の保証を伴わない「現状のまま」かつ「利用可能な限度」で提供され、Apple、Apple の代理人および Apple のライセンサー（**本第 12 条および 13 条において「Apple」と総称します**）は、Apple ソフトウェア、セキュリティソリューションおよびサービスに関するすべての明示、黙示、または法令上の保証および条件を明確に否認するものとし、当該保証および条件は、商品性、十分な品質また特定の目的についての適合性、正確性、適時性および第三者の権利を侵害していないことを含み、これらに限られません。Apple は、Apple ソフトウェア、セキュリティソリューションおよびサービスの享受に対する妨害がないこと、Apple ソフトウェア、セキュリティソリューションおよびサービスがデベロッパの要求をみたすこと、Apple ソフトウェア、セキュリティソリューションの運用あるいはサービスの提供が妨害されず、適時性があり、安全性があり、あるいはエラーがないこと、Apple ソフトウェア、セキュリティソリューションおよびサービスにおける欠陥あるいはエラーが修正されること、Apple ソフトウェア、セキュリティソリューションおよびサービスが将来の Apple 製品のサービスまたはソフトウェアあるいは第三者のソフトウェア、アプリケーションまたはサービスと互換性があること、あるいは Apple ソフトウェアまたはサービスを通じて保存または送信された情報が喪失、破壊または損害をうけないことを保証しません。デベロッパは、Apple ソフトウェアおよびサービスが、核施設の運営、航空機の航行もしくは通信システム、または航空交通管理、生命維持もしくは武器システムを含みますがこれらに限らない、Apple ソフトウェアおよびサービスによるまたはこれらを通じたデータまたは情報の送信または保存におけるエラー、遅延、不具合または不正確性によって死亡、人的傷害または金銭的、物理的、財産的もしくは環境上の損害を引き起こすおそれのある状況または環境での使用を目的とするものではなく、またかかる使用に適していないことを了解するものとします。Apple または Apple の権限ある代表者の、口頭もしくは書面による情報または助言の一切は、明示的に本契約において規定されない限り、新たな保証を行うものではありません。Apple ソフトウェア、セキュリティソリューションまたはサービスに瑕疵があると判明した場合、デベロッパが、すべてのサービス、修

理または修正に要する全費用を負担します。いかなるサービスまたはソフトウェアによって提供される位置情報データまたはいかなる地図データも、基礎的なナビゲーションのみを目的とするものであって、精密な位置情報が必要とされる状況、または誤った、不正確な、もしくは不完全な位置情報データが死亡、傷害、財産的損害または環境破壊につながるおそれがある状況で信頼されることを意図するものではありません。Apple あるいはそのライセンサーは、いかなるサービスまたはソフトウェアによって表示された位置情報データまたはその他のデータもしくは情報の利用可能性、正確性、完全性、信頼性または適時性も保証しません。

13. 責任の制限

適用法令により禁止されない範囲内において、いかなる場合も、Apple は、本契約、Apple ソフトウェアのデベロッパによる使用もしくは使用不能、セキュリティソリューション、サービス、Apple 証明書、またはデベロッパによる開発努力、またはプログラムへの参加に起因または関連する、逸失利益、データの消失、業務の中断またはその他の業務上の損害もしくは損失を含みますがこれらに限定されない、一切の人身傷害、付随的損害、特別損害、間接損害、二次的損害または懲罰的損害について、契約、保証、不法行為（過失を含みます）、製造物責任またはその他の理論に基づくかに関わらず、Apple が当該損害の可能性を示唆されていた場合であっても、かつ、いかなる救済の主たる目的が達成されない場合であっても、一切責任を負いません。いかなる場合も（人身傷害に関わる場合に適用法が要求する場合を除いて）、本契約におけるすべての損害に関するデベロッパに対する Apple の賠償責任総額は、50 米ドルを上限とします。

14. 一般法的条項

14.1 第三者の告知

Apple ソフトウェアまたは本サービスの一部には、第三者のソフトウェアおよびその他の著作物が利用または含まれている場合があります。当該著作物に関する承諾、ライセンス条項および免責については、Apple ソフトウェアおよび本サービスに関する電子的書面に記載されており、デベロッパによる当該著作物の使用については、それらの各条項が適用されるものとします。

14.2 データの収集および使用に対する同意

A. プレリリース版 iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、および macOS

Apple、そのパートナーおよび第三者開発者によるその製品およびサービスの改良を提供、テストおよび支援するために、かつ、該当するプレリリース版 iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、または macOS でデベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパがオプトアウトした場合を除き、デベロッパは、Apple とその子会社および代理人が、デベロッパシードプロセスの一環として、（プレリリース版 Apple ソフトウェアおよびサービスを起動している）デベロッパの認定テストユニットから診断、技術および利用ログ並びに情報を収集、使用、保存、送信、処理および分析（以下総称して「**収集**」といいます）することを了解するものとします。この情報は、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパを個人として特定しない方法で収集され、かつ、デベロ

ツパの認定テストユニットから、いつでも、収集される可能性があります。収集される情報には、一般的な診断および利用データ、各種固有デバイス識別子、各種固有システムまたはハードウェア識別子、ハードウェアおよびオペレーティングシステム仕様の詳細、性能統計、並びに、デベロッパがデベロッパの認定テストユニット、システムおよびアプリケーションソフトウェア、並びに周辺機器をどのように使用したかに関するデータ、さらに、位置情報サービスが利用できる場合には、一定の位置情報が含まれますが、これらに限定されません。デベロッパは、Apple が、パートナーおよび第三者開発者と、彼らに Apple ブランド製品上でまたはこれらと共に起動する彼らの商品およびサービスを改良させる目的で、かかる診断、技術および利用ログ並びに情報を共有できることにつき同意するものとします。デベロッパの認定テストユニットでのプレリリース版 iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、または macOS のインストールまたは使用により、デベロッパは、Apple とその子会社および代理人が、本条において上記に定める通り、かかる情報のすべてを収集および使用することについてデベロッパの許可を得ることになることについて、認識して同意することになります。

B. その他のプレリリース版 Apple ソフトウェアおよび本サービス

Apple の製品およびサービスのテスト、提供および改良のために、かつ、デベロッパがデベロッパシードプロセスまたは本プログラムの一環として提供されたその他のプレリリース版 Apple ソフトウェアおよび本サービスのインストールまたは使用を選択した場合にのみ、デベロッパは、Apple とその子会社および代理人が、その他のプレリリース版 Apple ソフトウェアおよび本サービスから診断、技術、利用および関連情報を収集することについて、了解するものとします。Apple は、デベロッパに対し、プログラムウェブポータル上のかかる情報の収集について通知し、また、デベロッパは、かかるプレリリース版 Apple ソフトウェアまたは本サービスをインストールまたは使用するか否かについて選択する前に、その場で、Apple が開示するリリースノートおよびその他の情報を注意深く検討しなければなりません。かかるプレリリース版 Apple ソフトウェアおよび本サービスのインストールまたは使用により、デベロッパは、Apple とその子会社および代理人が、上記の通り、かかる情報のすべてを収集および使用することについてデベロッパの許可を得ることになることについて、認識して同意することになります。

C. デバイス導入サービス

Apple ソフトウェアおよびサービスのデバイスプロビジョニング、アカウント認証および導入機能を設定および使用するために、デベロッパのコンピュータ、iOS 製品、watchOS デバイス、tvOS デバイス、およびアカウント情報のための一定の固有識別子が必要になることがあります。これらの固有識別子は、デベロッパの電子メールアドレス、デベロッパの Apple ID、デベロッパのコンピュータのハードウェア識別子、およびかかる Apple ブランド製品向け Apple ソフトウェアまたは本サービスにデベロッパが入力したデバイス識別子を含む場合があります。かかる識別子は、デベロッパの本サービスとの相互作用、デベロッパによるこれらの機能、Apple ソフトウェアおよび本サービスの使用に関連して記録されることがあります。これらの機能を使用す

ることにより、デベロッパは、Apple およびその子会社および代理人が、かかる識別子をアカウント認証および詐欺防止措置のために使用することを含む、Apple ソフトウェアおよび本サービスを提供する目的で、この情報を収集することがあることにつき、同意することになります。デベロッパがこの情報を提供したくない場合、Apple ソフトウェアまたは本サービスのプロビジョニング、導入または認証機能を使用しないで下さい。

D. Apple サービス

Apple の製品およびサービスをテスト、提供および改良するために、且つ、本契約に基づきデベロッパが本サービスの使用を選択した場合にのみ（並びに本契約で別段の定めがある場合を除き）、デベロッパは、Apple 並びにその子会社および代理人が、Apple サービスから診断、技術、使用および関連情報を収集することがあることについて、了承するものとします。この情報の中には、デベロッパを個人として識別しない形式で、収集されるものもあります。但し、場合により、Apple は、デベロッパを個人として識別する情報の収集が必要な場合がありますが、Apple が、(a)Apple サービスの提供、(b)法的手続または要件の遵守、(c)本契約の条項の遵守の立証、(d)潜在的技術上の問題または違反の調査を含む、詐欺の阻止、あるいは(e) 法令により要求または許容される Apple、その開発者、顧客または一般市民の権利、財産または安全の保護のために、かかる収集が合理的に必要なであると誠実に信ずる場合に限られます。かかる Apple サービスをインストールまたは使用することにより、デベロッパは、Apple 並びにその子会社および代理人が、本条で定めるかかる情報のすべてを収集および使用するためのデベロッパの許可を得ることにつき、認識して同意するものとします。さらに、デベロッパは、Apple が、パートナーおよび第三者開発者と、Apple ブランド製品上で運用またはこれに関連する彼らの製品およびサービスを彼らに改良させる目的で、診断、技術および使用ログ並びに情報（個人識別情報を除く）を共用する場合があることにつき、同意するものとします。

E. プライバシーポリシー

本第 14.2 条に従い収集されたデータは、<http://www.apple.com/legal/privacy> で閲覧できる Apple のプライバシーポリシーに従って取り扱われます。

14.3 譲渡、当事者の関係

Apple の事前の書面による明示的な同意なしには、その一部、全部を問わず、法の執行、合併その他の手段で、デベロッパが本契約を譲渡し、あるいは本契約におけるデベロッパの義務を他に引き受けさせることはできず、かかる同意のない譲渡のいかなる試みも無効です。Apple の同意を要請するには、devprograms@apple.com 宛てに、電子メールを送るか、または第 14.5 条の定めに関わらず、Developer Relations Customer Support, 1 Infinite Loop MS 301-1TEV Cupertino, CA, USA 95014 宛てに書面により要請してください。別紙 1 で特定された代理人指名（該当する場合）を除いて、本契約ではデベロッパと Apple の間にその他の代理関係、またはパートナーシップ、合併、忠実義務、あるいはその他のいかなる法的な関係も構成しないものと、且つ、デベロッパは、明示または黙を問わず、外観その他に関わりなく、これと異なる表明をしないもの

とします。本契約は、いかなる第三者の利益のためになされるものでもありません。

14.4 独立した開発

本契約におけるいかなる条項も、ライセンスアプリケーション、取扱製品またはその他のデベロッパが開発、製造、販売もしくは供給する製品もしくは技術と、同一または類似の機能を有する製品または技術、あるいはこれらと競合する製品または技術を Apple が開発、取得、使用許諾、販売、宣伝、または供給する権利を損なうものではありません。

14.5 通知

第 14.3 条に別途規定する場合を除き、本契約に関するいかなる通知も書面よるものとします。デベロッパがサインアップの過程で提供した電子メールアドレスまたは住所に Apple が発信することにより、Apple による通知がなされたものとみなされます。第 14.3 条に規定する場合を除き、本契約に関する Apple に対する通知はすべて、次の時点で通知されたものとみなされます。Apple の住所 (Apple Developer Program Licensing, Apple Inc., App Store Legal, One Apple Park Way, 169-4ISM, Cupertino, California 95014 U.S.A.) 宛てに、(a) 直接交付された時、(b) 配達証明付きの商用翌日配達便で発送後 3 営業日後、および (c) 郵便料金前払いの第一種郵便または書留が、本 Apple の住所に送付されてから 5 営業日後。デベロッパは、電子メールで通知を受取ることに同意するとともに、Apple がデベロッパに電子的に送付するような通知で、法的な送達要件を満たすものであることに同意します。当事者は、上記のその他の書面による通知を行うことにより、電子メールまたは住所を変更することができます。

14.6 分離性

理由の如何を問わず、管轄権を有する裁判所が、本契約のいずれかの条項を執行不能であると判断した場合、本契約の当該条項は、当事者の意図を実現するために許容される最大限の範囲内で執行されるものとし、且つ、本契約の残りの部分は、引き続き完全に効力を有するものとします。但し、準拠法により、デベロッパが、別紙 1 または本契約の「内部使用ライセンスおよび制限」、「デベロッパの義務」もしくは「Apple 証明書、取消し」の条項を完全かつ個別に遵守すること、またはこれらの条項に基づき Apple または Apple の子会社をデベロッパの代理人として指名することを禁止または制限されている場合、あるいはこれらの条項または別紙 1 のいずれかの執行が妨げられる場合、本契約は、直ちに解除され、且つ、デベロッパは、「契約期間および解除」の条項で定める通り、Apple ソフトウェアの使用を直ちに中止しなければなりません。

14.7 権利放棄および解釈

Apple が本契約のいずれかの条項を執行することができない場合も、その他の条項の将来的な執行の放棄とはみなされないものとします。契約の言語が起草者に不利に解釈されるという法律や規定は本契約には適用されないものとします。各条項のタイトルは便宜的につけたままであり、本契約の解釈や内容理解においては考慮されないものとします。

14.8 輸出管理

デベロッパは、アメリカ合衆国の法律および Apple ソフトウェアが取得された国の法律が認めている場合を除き、Apple ソフトウェア、本サービスまたはドキュメントを使用、輸出、再輸出、輸入、販売、リリースまたは譲渡することはできません。特に、例外なく、Apple ソフトウェア、本サービスおよびドキュメントを、(a) アメリカ合衆国の通商禁止国、あるいは、(b) アメリカ合衆国財務省の特別指定国リスト(list of Specially Designated Nationals)もしくはアメリカ合衆国商務省の取引禁止対象者リスト(Denied Persons List)もしくは輸出許可申請対象事業者リスト(Entity List)またはその他のあらゆる規制対象当事者リスト上のいかなる者に対しても、輸出または再輸出、譲渡またはリリースを行うことはできません。Apple ソフトウェア、本サービスまたはドキュメントを使用することにより、デベロッパは、上記国家に住居を定めていないこと、あるいは上記リストに該当するものではないことを表明および保証するものとします。また、デベロッパは、デベロッパがアメリカ合衆国の法律で禁止されている目的で Apple ソフトウェア、本サービスまたはドキュメントを使用しないことに同意していただいたものとし、当該目的には核、ミサイル、化学兵器もしくは生物兵器の開発、設計、製造または生産を含みますが、これらに限定されません。デベロッパは、Apple ソフトウェア、本サービスまたはドキュメントのプレリリース版が開発とテストのためだけに使用されるものであり、貸出、販売、賃貸、再使用許諾、譲渡、その他の移転をすることはできないことを保証するものとします。また、デベロッパはそのようなプレリリース版の Apple ソフトウェア、本サービスまたはドキュメントの直接成果であるいかなる製品、プロセス、サービスも譲渡または輸出しないことを保証するものとします。

14.9 政府エンドユーザ

Apple ソフトウェアおよびドキュメントは、「商業用コンピュータソフトウェア(Commercial Computer Software)」「商業用コンピュータソフトウェアドキュメント(Commercial Computer Software Documentation)」から構成される 48 C.F.R. 2.101 条で定義する「商業品目(Commercial Items)」であり、当該用語は、48 C.F.R. 12.212 条または 48 C.F.R. 227.7202 条で使用されています。48 C.F.R. 12.212 条または 48 C.F.R. 227.7202-1 条から 227.7202-4 条に呼応して、商業用コンピュータソフトウェアおよび商業用コンピュータソフトウェアドキュメントは、アメリカ合衆国政府のエンドユーザに対して、(a) 商業品目としてのみ、かつ(b) 本契約条件に従ってその他のエンドユーザすべてに付与される権利のみを伴って、使用許諾されるものです。非公開の権利は、アメリカ合衆国の著作権法に基づき留保されています。

14.10 紛争解決、準拠法

本契約、Apple ソフトウェア、デベロッパと Apple との関係に関連してデベロッパと Apple の間に訴訟またはその他の紛争は、カリフォルニア州北部地区で行われるものとし、デベロッパと Apple は当該訴訟または紛争の解決のため同地区内の州、連邦裁判所の対人管轄権と独占的裁判地に同意するものとします。本契約は米国法およびカリフォルニア州法が適用され、米国法および

び法律の紛争に関するカリフォルニア法の本文以外のカリフォルニア州法に従って解釈されるものとし、前記に関わらず、

(a) デベロッパが米国連邦政府の代理人、機関または部局である場合、本契約は米国連邦法に準拠し、かつ、適用のある連邦法が存しない場合には、カリフォルニア州法が適用されるものとなります。さらに、本契約（第 10 条（補償）を含みますがこれに限定されません）と齟齬のあるいかなる定めにもかかわらず、すべての請求、要求、訴えおよび紛争は、適用のある契約紛争法（合衆国法典第 41 編 601 条乃至 613 条）、タッカー法（合衆国法典第 28 編 1346(a) 条および 1491 条）もしくは連邦不法行為請求権法（合衆国法典第 28 編 1346(b) 条、2401 条乃至 2402 条、2671 条乃至 2672 条、2674 条乃至 2680 条）またはその他の適用のある政府の権限に服するものとし、誤解を避けるため、デベロッパが米国の連邦、州もしくは地方政府の代理人、出先機関もしくは部局または米国の公立認定教育機関である場合には、デベロッパの補償義務は、デベロッパによる適用法令（例えば、Anti-Deficiency Act など）違反を招来せず、かつ、デベロッパが法的に要求されるあらゆる権限または権限を付与する法令を有する範囲内でのみ適用されるものとし、

(b) デベロッパが（団体として本契約を締結している）米国の公立認定教育機関または米国内の連邦、州もしくは地方政府の代理人、出先機関もしくは部局である場合、(a) 抵触法に関する州法の規定をのぞき、本契約は、デベロッパの団体が所在する米国内の州の州法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、かつ、(b) 本契約、Apple ソフトウェア、デベロッパの Apple との関係に起因または関連するデベロッパと Apple との間の訴訟またはその他の紛争は、カリフォルニア州北部地区内の連邦裁判所で行われるものとし、さらに、デベロッパの団体が所在する州の州法で明示的に禁止されない限り、デベロッパおよび Apple は、同地区の対人管轄権および独占的裁判地に同意するものとし、並びに、

(c) デベロッパがデベロッパの政府間憲章または協定を通じて国家の裁判所の司法権からの免責を付与された国際的、政府間機関である場合、本契約に起因または関連する紛争または請求あるいは本契約の違反は、国際仲裁規則（ICC）に従い、国際紛争解決センター（ICDR）によって運営される仲裁により決せられるものとし、仲裁地は英国ロンドン、言語は英語、かつ、仲裁人の数は 3 人とし、Apple の要求に応じて、デベロッパは、当該特権および免除を付与された政府間機関としてのデベロッパの地位についての証拠を提供することに同意するものとし、

本契約には、国際物品売買契約に関する国連条約は適用されず、かかる条約の適用は明示的に排除されます。

14.11 完全合意、使用言語

本契約は、本契約に基づき使用許諾された Apple ソフトウェア、Apple サービスおよび Apple 証明書の使用について、当事者間の完全な合意を定めるものであり、本契約で別段の定めがある場合を除き、本件に関する、従前のあらゆる取決めに優先するものです。前記に関わらず、本プロ

グラムに基づきデベロッパがプレリリース版マテリアルを提供され、且つ、かかるプレリリース版マテリアルが別の使用許諾契約の適用を受ける限りにおいて、デベロッパは、デベロッパのかかるマテリアルの使用が、本契約第9条(秘密保持)に加え、かかるマテリアルに同梱される使用許諾契約の適用も受けることについて、同意するものとします。デベロッパが Xcode および Apple SDK 契約を既に締結している場合または追って締結する場合に、同一の事項について、両者の間に齟齬があるときには、本 Apple デベロッパプログラム使用許諾契約が適用されるものとします。但し、Apple デベロッパプログラム使用許諾契約は、デベロッパが、Xcode および Apple SDK 契約においてデベロッパに付与された権利を同契約で定める条項および条件に従い行使することを妨げるものではありません。本契約は、(a)両当事者に署名された書面による改訂によるか、または(b)(例えば、Apple によるデベロッパへの書面または電子メールによる通知など)本契約で明示的に認められている範囲内においてのみ、改訂することができます。翻訳は、厚意によりデベロッパに提供されるものであり、且つ、英語版と英語以外のバージョンとの間で争いがある場合には、デベロッパの管轄における現地の法令で禁止されない範囲内において、本契約の英語版が優先するものとします。デベロッパがカナダのケベック州在住の場合またはフランス国内の政府機関である場合には、次の条項がデベロッパに適用されます。当事者は本契約およびすべての関連書類が英語で起草されるよう要求したことをここに保証します。

付属書 1

(本契約に対する)

Apple プッシュ通知サービスおよびローカル通知に関する付加条件

以下の条件は、本契約の規定に追加され、かつ、APN (Apple プッシュ通知サービス)のあらゆる利用に適用されます。

1. APN およびローカル通知の使用

1.1 デベロッパは、デベロッパのアプリケーション内で、デベロッパのパス内で、および/または macOS 上の Safari 経由で通知の受信に同意したデベロッパのサイトのユーザの macOS デスクトップに対して Safari プッシュ通知を送信する際にのみ、APN を使用することができます。デベロッパ、デベロッパのアプリケーションおよび/またはデベロッパのパスは、APN API 経由でのみ、かつ、デベロッパが Apple からプッシュアプリケーション ID を割り当てられている場合にのみ、APN にアクセスできます。APN の使用についてデベロッパを支援しているサービスプロバイダを除き、デベロッパは、デベロッパのプッシュアプリケーション ID をいかなる第三者とも共有してはならないものとします。デベロッパの本契約の満了または解除後、デベロッパは、APN のアクセスまたは使用ができないことを理解するものとします。

1.2 本契約、APN ドキュメント、並びに、あらゆる適用法令および規制(あらゆる知的財産法を含みます)で明示的に許可する場合、デベロッパのアプリケーション、デベロッパのパス、および/または macOS 上の Safari 経由で通知の受信に同意したデベロッパのサイトのユーザの macOS デスクトップに対し、プッシュ通知を送信する目的でのみ、デベロッパは、APN および APN API を使用することが許可されます。さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの提出プロセスの一環として、Apple に対し、APN のあらゆる使用について開示しなければならないことに同意するものとします。

1.3 デベロッパは、APN を介してプッシュ通知をエンドユーザに送信する前に、エンドユーザが当該通知の受信に同意しなければならないことを理解するものとします。デベロッパは、Apple が実施した同意パネルや、通知機能の有効化/無効化を行う Apple のシステム環境設定を無効化、オーバーライドまたはその他の干渉をしないことに同意するものとします。エンドユーザのプッシュ通知の受信同意が拒否された場合、あるいは後から撤回された場合、デベロッパは、エンドユーザに対してプッシュ通知を送信してはならないものとします。

2. 付加条件

2.1 デベロッパは、エンドユーザに対してフィッシングやスパムの目的で求められていないメッセージを送信するために、APN またはローカル通知を使用してはならないものとし、これにはアンチスパム法令規則に違反する種類のあらゆる行為、あるいはその他不適切、不正もしくは

は不法となる行為を含むものとしませんが、これらに限られません。APN とローカル通知はユーザに関連しユーザに恩恵をもたらす通知（例えば、エンドユーザからの情報請求に対する対応、アプリケーションに関連した情報の提供）を送信するために使用されなければなりません。

2.2 デベロッパは、APN またはローカル通知をいかなる種類の広告、製品プロモーションあるいはダイレクトマーケティングについてどのような種類のもの（例えば、より高額の商品の販売や抱合せ販売など）でも使用してはならないものとし、これにはデベロッパのアプリケーションの使用を促進する為のメッセージを送付したり、新機能やバージョンの有効性を広告したりすることを含みますがこれらに限定されません。前記に関わらず、デベロッパは、当該使用がパス直接関連する限りにおいて、例えば、ストアクーポンが Wallet 内のデベロッパのパスに送信される場合、デベロッパのパスに関する販促目的で APN またはローカル通知を使用することができる場合があります。

2.3 デベロッパは、Apple の合理的な裁量による判断に従い、APN の全体的なネットワーク能力または帯域幅を過大に使用したり、iOS 製品、Apple Watch、macOS またはエンドユーザに過度なプッシュ通知またはローカル通知を使って不当に負荷をかけたりしてはなりません。デベロッパは、Apple のネットワークまたはサービスあるいは APN に接続された第三者のサーバまたはネットワークに害を与えたり、妨害したりしてはならず、また、他の『開発者』による APN の使用を中断させてはなりません。

2.4 デベロッパは、APN またはローカル通知を猥褻、性的、不快感を与えもしくは中傷的なコンテンツもしくはあらゆる種類のマテリアル（文章、図形、画像、写真等）、またはデベロッパのアプリケーション、パスもしくはサイトのエンドユーザにより好ましくないと判断されるおそれがあると Apple が合理的に判断するその他のコンテンツもしくはマテリアルが含まれているマテリアルを送信するために使用してはなりません。

2.5 デベロッパは、APN の通常の運用または iOS 製品、Apple Watch もしくは macOS に損害を及ぼし、あるいはこれらを中断または制限するウイルスまたはその他のコンピュータコード、ファイルもしくはプログラムを送信、蓄積あるいはその他利用可能にしてはならないものとし、さらにデベロッパは、APN に組み込まれ、または使われたセキュリティ、デジタル署名、照合や確認メカニズムを無効化、なりすまし、ハッキングまたはその他の妨害をしないことに同意するものとしします。

3. ウェブサイトプッシュ ID の付加条件

3.1 本契約の規定の遵守を条件として、デベロッパは、デベロッパのウェブサイトプッシュ ID を使用してデベロッパが送信する Safari プッシュ通知が、デベロッパ自身の名前、商標またはブランドで送信されなければならない（例えば、通信がデベロッパのサイトから届いていることをユーザに知らせなければならないことなど）、かつ、アイコン、商標、ロゴまたはその他のデ

ベロッパのサイトを識別するためのマークが含まれていなければならないことを理解し、これに同意するものとします。デベロッパは、Safari プッシュ通知の発信元について、他のサイトもしくは団体と偽り、またはこれに成り済まし、あるいはその他ユーザの誤解を招かないことに同意するものとします。デベロッパがデベロッパの Safari プッシュ通知内で第三者の商標またはブランドに言及する限りにおいて、デベロッパは、デベロッパが必要なすべての権利を有することを表明および保証するものとします。

3.2 本契約で許可された通り、APN を有効化し、かつ、デベロッパのサイトのために Safari プッシュ通知を送信することにより、デベロッパは、デベロッパがプロモーション目的で使用する権利を有さず、かつ、デベロッパが Apple に対し書面で特定したプロモーションを除き、Apple が、宣伝目的で、販促資材において、(i) macOS 上のデベロッパの Safari プッシュ通知のスクリーンショットおよび(ii)かかる通知に関連する商標およびロゴを使用することを許可することになります。また、デベロッパは、Apple の合理的な要求に応じ、Apple が、宣伝目的で、販促資材において、デベロッパが Apple に対して提供する画像およびその他のマテリアルを使用することも許可するものとします。

4. APN によるまたはローカル通知を通じた提供。 デベロッパは、APN を提供し、かつ、デベロッパのプッシュ通知を iOS 製品、Apple Watch または macOS において利用できるようにするために、Apple がデベロッパのプッシュ通知を様々な公共ネットワーク、様々なメディアを通じて送信し、あるいはネットワークやデバイスに接続するために修正あるいは変更する事について理解し、同意するものとします。デベロッパは、APN が保証されたあるいは安全なデリバリーサービスではなく、そのように意図されたものでもないことを理解し、同意するものとし、デベロッパはそれをそのように使用あるいは信頼してはならないものとします。さらに、APN を使用するまたはローカル通知を提供する条件として、デベロッパは当該通知の一部として、個人に属するセンシティブな個人あるいは秘密情報 (ソーシャルセキュリティ番号、ファイナンシャルアカウントあるいは取引情報、あるいは個人がセキュアな送信を合理的に要求するよういかなる情報) を送信しないことに同意し、デベロッパはエンドユーザの個人情報の収集、送信、維持、プロセッシング、あるいは使用についての適用がある通知あるいは同意要求について遵守することに同意するものとします。

5. デベロッパの承諾。 デベロッパは以下の事項を確認し、同意するものとします。

5.1 Apple は、いつでも、適宜、デベロッパへの事前の通知の有無にかかわらず、(a) APN を修正すること (これにはいかなる特徴や機能を変更あるいは除去を含めるものとします)、あるいは(b)APN API を修正、複製、再発行または再版することがあります。デベロッパは、そのような修正がデベロッパにデベロッパのアプリケーション、パスまたはサイトをデベロッパ自身の費用で変更またはアップデートしなければならないことを理解します。Apple は、APN を提供あるいは提供を継続する明示あるいは黙示の義務がないものとし、APN のすべてあるいは一部を

いつでも停止あるいは中止することができます。Apple は APN あるいは APN API のサービス停止あるいは中止、または修正に伴いデベロッパに引き起こされる事のある損失、損害あるいは費用について一切責任がないものとします。

5.2 APN は、すべての言語あるいは国で利用できるわけではなく、Apple は、かかるサービスが特定の地域で使用するのに適したものであり、あるいは使用できるものであると表明しません。デベロッパが APN に接続してかかるサービスへアクセスすることを選択する限りにおいて、デベロッパは自発的にアクセスするものとし、現地の法令をはじめとし適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負担するものとします。

5.3 Apple は、デベロッパに対し、デベロッパのアプリケーション、パスまたはサイトとともに、デベロッパが使用するために、APN を提供し、かつ、エンドユーザには直接 APN を提供しません。デベロッパは、あらゆるプッシュ通知が、Apple ではなく、デベロッパによって、デベロッパのアプリケーション、パスまたはサイトのエンドユーザに対し、送信されることを確認し、これに同意するものとし、かつ、デベロッパのみが、その中の送信されたあらゆるデータおよびコンテンツ、並びにあらゆる APN の当該使用について、単独で責任を負うものとします。また、デベロッパは、あらゆるローカル通知が、Apple ではなく、デベロッパによって、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザに対し、送信されることを確認し、これに同意するものとし、かつ、デベロッパのみが、その中の送信されたあらゆるデータまたはコンテンツについて、単独で責任を負うものとします。

5.4 Apple は、デベロッパに対して、APN の使用可能性または稼働時間について一切保証せず、APN のメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートをしないものとします。

5.5 Apple は、いつでも、その単独の裁量により、デベロッパの APN へのアクセスを剥奪し、デベロッパによる APN の使用を制限し、またはデベロッパのプッシュアプリケーション ID を無効にする権利を留保します。

5.6 Apple は、Apple が API と他の Apple 製品あるいはサービスを改良し、デベロッパが本契約に準拠しているかを確認するためにデベロッパによる APN の使用においてモニターし、情報（技術および診断情報を含みますがこれらに限られません）を収集できるものとします。但し、Apple は、Apple が当該アクセスまたは開示が以下のいずれかの事項のために合理的に必要であると誠実に判断する場合を除き、プッシュ通知の内容についてアクセスまたは開示をしません。(a)法的な手続きあるいはプロセスに準拠するため、(b)本契約を履行させるため（なお、これには違反可能性を調査する事を含みます）、(c)セキュリティ、詐欺あるいは技術的問題を調査、阻止あるいはその他の問題対処を行うため、あるいは(d) 法的に必要なまたは許容される場合に Apple、その開発者、顧客、または一般公衆の権利、資産または安全を保護するため。前記に

関わらず、デベロッパは、ユーザーの要請に対応することおよびデバイス上のユーザーエクスペリエンスおよび提案をパーソナライズすることのみを目的として、iOS、iPadOS、macOS、および watchOS がユーザーのデバイス上でローカルにプッシュ通知にアクセスできることを認め、同意するものとします。

6. 追加免責。 Apple は、停電、システム障害、ネットワーク攻撃、計画的または計画外メンテナンス、あるいはその他の中断を含みますがこれらに限定されない、あらゆる APN の中断または通知の使用を含む、APN のいかなる使用に起因するいかなる損害または損失についても一切責任を負いません。

付属書 2

(本契約に対する)

App 内購入 API の利用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーションで App 内購入 API を利用する場合に適用されます。

1. App 内購入 API の使用

1.1 デベロッパは、デベロッパがデベロッパのアプリケーション内で利用可能にしたコンテンツ、機能またはサービス（例えば、デジタルブック、追加的なゲームのレベル、ナビゲーション マップ サービスへのアクセス）のエンドユーザによるアクセスまたは受領を可能にするためだけに、App 内購入 API を使用することができます。デベロッパは、デベロッパのアプリケーション外で製品またはサービスを提供するために、App 内購入 API を使用することはできません。

1.2 デベロッパは、この付加条件および本契約第 6 条（アプリケーションの提出および選定）に規定される手続きに従って、App 内購入 API を使用して提供を予定しているすべてのコンテンツ、機能またはサービスを Apple がレビューおよび承認するために、Apple に対し、提出しなければなりません。デベロッパは、提出に際し、常に名称、テキスト記述、価格、固有の識別番号および Apple が合理的に要求するその他の情報（以下「**Submission Description**」と総称します）を提供しなければなりません。Apple は、Submission Description に記載された実際のコンテンツ、機能またはサービスを、いつでも（提出手続中および Apple による Submission Description の承認後を含みますが、これらに限定されません）レビューする権利を留保します。もしデベロッパが App 内購入 API を通してデベロッパの Submission Description に記載されていない追加のコンテンツ、機能またはサービスを提供したいのであれば、デベロッパは、App 内購入 API を使用してそれらを利用可能にする前に、まず Apple がレビューおよび承認するために新しいまたはアップデートされた Submission Description を提出しなければなりません。Apple は、従前承認したコンテンツ、機能またはサービスの承認を撤回する権利を留保し、さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーション内のかかるコンテンツ、機能またはサービスを利用不能にすることに同意するものとします。

1.3 App 内購入 API を通して提供されるすべてのコンテンツ、機能またはサービスは、アプリケーションのためのプログラム要件に従います。そして、かかるコンテンツ、機能またはサービスがライセンスアプリケーションに加えられた後、それらは、ライセンスアプリケーションの一部とみなされ、全く同一の義務および条件に従うものとします。疑義を避けるため、キーボード拡張機能を提供するアプリケーションは、キーボード拡張自体内において、App 内購入 API を使用することはできません。但し、アプリケーションの別のエリアで App 内購入 API の使用を継続することはできます。

2. 付加制限

2.1 デベロッパは、エンドユーザがコンテンツ、機能またはサービスを引き続き購入するのに使用できるプリペイドアカウントを設定したり、その他、後日エンドユーザが償還あるいは購入に使用できる残高勘定や預金勘定を創設したりできるようにするために、App 内購入 API を使用してはならないものとします。

2.2 デベロッパは、エンドユーザに対して、App 内購入 API を使用して、いかなる種類の通貨も購入できるようにしてはならないものとし、これには両替、贈答、償還、送金、商取引、その他デベロッパのアプリケーション内外での購入または取得に使用するための通貨を含みますが、これらに限られません。「通貨」とは、個人または団体のグループが特定の価値を有するものと認識しているあらゆる形式の通貨、ポイント、クレジット、リソース、コンテンツ、その他の品目もしくは単位で、交換媒体として譲渡または流通させることができるものをいいます。

2.3 コンテンツおよびサービス（例えば、新聞および雑誌の購読）は、購読料を払って、App 内購入 API を通じて提供することができるものとします。App 内購入 API を通じてコンテンツ、サービスまたは機能のレンタルは許されていません（例えば、事前に指定された一定期間内の特定のコンテンツの使用は許されることがあります）。

2.4 デベロッパは、いかなるソフトウェアアップデートをデベロッパのアプリケーションに送るためにも、また、その他デベロッパのアプリケーションにいかなる追加的な実行コードを付け加えるためにも、App 内購入 API を使用してはならないものとします。App 内購入製品は、デベロッパのアプリケーション内に既に存在し、ロックを解除されること、App 内購入 API 取引完了後にデベロッパのアプリケーションに配信されること、または、かかる取引完了後デベロッパのアプリケーションに単なるデータとしてダウンロードされることを待っている状態でなければなりません。

2.5 デベロッパは、Apple が好ましくないまたは不適切と合理的に判断するいかなる種類のコンテンツまたはマテリアル（文章、図形、画像、写真、音楽等）を含むあらゆる製品、例えば、不快、猥褻、または中傷的なマテリアルを配信するために、App 内購入 API を使用してはなりません。

2.6 エンドユーザがデベロッパのアプリケーション内で費消または使い切るコンテンツの製品（例えば、建材のような仮想の供給品）（以下「消耗品」といいます）を除き、App 内購入 API を使用して引き渡されたその他のあらゆるコンテンツ、機能、サービスまたは購読（例えば、ゲーム用の剣）（以下「非消耗品」といいます）は、ライセンスアプリケーションと同様の利用規則に従って、エンドユーザによる利用が可能にされなければなりません（例えば、かかるコンテンツ、サービスまたは機能は、エンドユーザのアカウントに関連するすべてのデバイスに

対し、利用可能でなければなりません)。デベロッパは、Apple に対して消耗品を特定する責任およびエンドユーザに対して消耗品が他のデバイスで使用できないことについて開示する責任を負います。

3. デベロッパの責任

3.1 Apple は、デベロッパに対し、App 内購入 API の使用により無事完了した取引毎に、取引受領証を提供します。デベロッパは、エンドユーザに対するあらゆるコンテンツ、機能、またはサービスの引渡前に、かかる受領証の有効性を確認する責任を負います。そして、Apple は、かかる取引受領証が Apple から提供されたものか否かについての確認をデベロッパが怠ったことについて、一切責任を負いません。

3.2 Apple がデベロッパに対して提供した場合を除き、デベロッパは、ユーザーインターフェースに関し、デベロッパのアプリケーションが、エンドユーザに対して、App 内購入 API を使用した注文について表示するユーザーインターフェースを開発する責任を負います。デベロッパは、デベロッパによる App 内購入 API を使用した製品の販売促進および販売に関して、虚偽表示、虚偽の請求、欺もう、あるいは、いかなる不正もしくは詐欺的行為または実践をしないことに同意します。これには、デベロッパが App Store Connect を通じて送信するライセンスアプリケーション情報およびあらゆるメタデータにおける場合を含みますが、これらに限定されません。デベロッパは、すべての適用される法律及び規制に従うことに同意します。これには、デベロッパがコンテンツ、機能、サービスまたは購読を App 内購入 API を使用して利用可能にするあらゆる管轄における法律及び規制（消費者保護法および輸出規制を含みますが、これらに限定されません）が含まれます。

3.3 Apple は、App 内購入 API を通じてデベロッパがデベロッパのエンドユーザに提供したい非消耗品のホスティングサービスを提供することがあります。Apple がデベロッパのためにかかる非消耗品をホスティングをする場合であっても、デベロッパは、適時に（すなわち、デベロッパがデベロッパのエンドユーザに対し、そのアイテムが追って利用可能になることを明示した場合を除き、Apple が取引受領証を発行した後速やかに）、App 内購入 API を通じて注文された製品を提供し、これらに関連するすべての適用法令（注文品の取消しまたは引渡しに関する法律、規則、規制を含みますが、これらに限定されません）に従う責任があります。デベロッパは、すべてのかかる取引について、デベロッパ自身の記録を保持する責任があります。

3.4 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザに対し、払戻しは一切行いません。そして、デベロッパは、Apple が、別紙 2 の条件に従って、エンドユーザに対して払戻しする場合があることに同意するものとします。

4. Apple サービス

4.1 Apple は、App 内購入 API 取引に関連する追加サービスおよび機能の提供を選択する場合があります。Apple は、App 内購入 API またはあらゆる本サービスについて、引き続きデベロッパによる利用が可能であること、それらがデベロッパの要求に適合し、中断なく、適時に、安全で、もしくは誤りがないこと、あるいは、デベロッパが App 内購入 API もしくはあらゆる本サービスから取得するすべての情報が正確で、信頼でき、もしくは、欠陥が修正されることについて、一切保証しません。

4.2 デベロッパは、デベロッパの契約の期間満了または解除後、デベロッパが App 内購入 API にアクセスまたは使用できないことについて了解するものとします。

5. **デベロッパの承諾。** デベロッパは、以下の事項について、認識し、同意するものとします。

Apple は、いつでも、適宜、デベロッパへの事前通知の有無にかかわらず、(a) App 内購入 API を改変すること、これには一切の特徴や機能を変更または除去することを含みます、または(b) App 内購入 API を改変、複製、再発行あるいは再版することがあります。デベロッパは、かかる変更により、App 内購入 API の使用を継続するためには、デベロッパがデベロッパのアプリケーションをデベロッパ自身の費用で変更またはアップデートしなければならない場合があることについて了解します。Apple は、App 内購入 API またはこれに関連するいかなるサービスを提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部もしくは一部を停止または中止することができるものとします。Apple は、App 内購入 API またはこれに関連するいかなるサービスの停止、中止または改変に起因または関連してデベロッパまたはその他の者が被る一切の損失、損害または費用について、一切責任を負わないものとします。Apple は、デベロッパに対して、App 内購入の API または他のあらゆるサービスで、本契約に関連して Apple がデベロッパに提供するものの稼働性や動作可能時間に関連していかなる保証も行わず、Apple は本契約に関連していかなるメンテナンス、技術その他のサポートも提供する義務を負いません。Apple は、デベロッパに対し、デベロッパのアプリケーションと共にデベロッパが使用するために、App 内購入 API を提供し、かつ、これに関連するサービス（例えば、非消耗品のホスティングサービス）をデベロッパに提供することがあります。デベロッパによる App 内購入 API の使用を通して、エンドユーザが注文した、いかなるコンテンツ、機能、サービスまたは購読についても提供またはロックを解除する義務を負いません。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザに対し、Apple ではなくデベロッパによって、当該アイテムが利用可能にされること、並びに、デベロッパのみが、App 内購入 API の使用を通じて注文された当該アイテムおよびデベロッパのアプリケーションにおける App 内購入 API の当該使用またはこれに関連するサービスのあらゆる使用について単独の責任を負うことについて、確認して同意するものとします。

6. **App 内購入におけるデジタル証明書の使用。** エンドユーザがデベロッパのアプリケーションにおける App 内購入 API の使用により取引を完了した場合、Apple は、デベロッパに対し、Apple 証明書により署名された取引受領書を提供します。ドキュメントにおいて記載された通り、デベロッパが、当該証明書および受領書が Apple により発行されたことについて証明する責任を負います。デベロッパは、あらゆる当該証明書および受領書に基づくデベロッパの決定にのみ責任を負います。当該証明書および受領書を信頼するか否かに関するデベロッパによる決定について、デベロッパのみが単独で責任を負います。**App 内購入 API** に関するかかる証明書および受領証の使用およびこれらを信頼することについては、デベロッパのみが単独で責任を負います。**Apple** は、当該 **Apple** 証明書および受領書について、商品性、特定目的適合性、正確性、信頼性、安全性、または第三者の権利の非侵害性について、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。デベロッパは、デベロッパがドキュメントに従ってのみ、かかる受領書および証明書を使用すること、並びに、デベロッパが当該デジタル証明書または受領書に関する通常の業務を妨害または改ざんしないこと（一切の偽造または悪用を含みますが、これらに限定されません）に同意するものとします。

7. **追加免責。** Apple は、App 内購入 API およびあらゆる本サービスの使用から生じるいかなる損害または損失についても一切責任を負わないものとします。これには、(I) あらゆる逸失利益（直接または間接を問わない）、のれんもしくは業務上の評価に対する損失、データの喪失、またはその他の無形的な損失、(II) Apple が App 内購入 API またはあらゆるサービスに加えた一切の変更、App 内購入 API または付随するサービス（もしくはサービス内のあらゆる機能）の提供の永久的もしくは一時的停止、あるいは(III)デベロッパによる App 内購入 API またはサービスの使用により移転されるあらゆるデータについての削除、破損もしくは提供不能を含みますが、これらに限定されません。デベロッパが Apple に対してホスティングサービスのために提供することがある非消耗品を含みますがこれに限らず、デベロッパの情報およびデータの適切な代替のバックアップを維持することは、デベロッパの責任です。

付属書 3

(本契約に対する)

Game Center に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションで Game Center サービスを利用する場合に適用されます。

1. Game Center サービスの使用

1.1 デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、Apple が明示的に許諾した場合を除き、Game Center サービスに接続することまたは Game Center サービスを使用することはできません。デベロッパは、本契約（本付属書 3 を含みます）、Game Center ドキュメント、およびすべての適用法令を遵守することを条件として、Game Center サービスを使用することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの本契約の期間満了後または解除後は、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれもが、Game Center サービスにアクセスまたは Game Center サービスを使用することはできないことを理解するものとします。

1.2 Apple は、デベロッパに対して、Game Center サービスの一部として、エンドユーザの通称と関連する独自の識別子（以下「プレイヤーID」といいます）を提供する場合があります。デベロッパは、エンドユーザまたは第三者に対して、プレイヤーID を表示しないことに同意するものとし、かつ、プレイヤーID をデベロッパによる Game Center の使用に関してエンドユーザを区別するためのみに使用することに同意するものとします。デベロッパは、本契約において明示的に許容される範囲内を除き、Game Center サービスにより提供されるプレイヤーID、通称またはその他のデータもしくは情報の逆引き、トレース、リレーション、アソシエーション、マイニング、ハーベスティングまたはその他の不正利用をしないことに同意するものとします。例えば、デベロッパは、エンドユーザの正体の究明を試みないものとします。

1.3 デベロッパは、エンドユーザの正体の究明を試みないものとします。デベロッパは、Game Center サービスにより提供された情報をデベロッパのアプリケーションのサービスおよび機能を提供するために必要な限度でのみ使用するものとします。例えば、デベロッパは、当該情報を第三者のサービスに対してホストまたはエクスポートしないものとします。また、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのサービスおよび機能を提供するために必要な場合で、かつ、ユーザの明示の承諾があり、さらに、本契約上禁止されていないときを除き、Game Center サービスを通じて取得したいかなるユーザ情報またはデータ（個別のものかまたは統計的なものかを問いません）も第三者に転送またはコピーしないことに同意するものとします。

1.4 デベロッパは、Apple が明示的に許諾していない方法で、Game Center サービスから情報を入手することを含みますがこれらに限らない、Game Center サービス（またはその一部）

の不正使用または不正アクセスをすること（または他者にかかる不正使用または不正アクセスさせること）を試みないものとします。例えば、デベロッパは、Game Center に接続されたシステムまたはネットワークから通信プロトコルを傍受するためにパケットスニフアーを使用したり、Game Center からデータまたはユーザ情報のスクレイピングをしたり、あるいは Game Center を通じてプレーヤー、ゲームデータ、アカウントまたはサービス使用パターンに関する情報を収集するために第三者のソフトウェアを使用したりしないものとします。

2. 付加制限

2.1 デベロッパは、Apple のネットワークやサービス、または Game Center サービスに接続された第三者のサーバやネットワークを阻害または妨害をしないこと、あるいは、他の開発者またはエンドユーザによる Game Center の使用に対するその他の妨害をしないことに同意するものとします。デベロッパは、テストまたは開発目的を除き、Game Center サービスの使用を通じて虚偽のアカウントを作成をしたり、エンドユーザによる Game Center サービスの使用を妨害する方法で、例えば、デベロッパのアプリケーションについて不正なコードを使用して誇張された高スコアを作成したり、ユーザアカウント数を改ざんしたりすること等、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションに関する情報について虚偽の表示をするために、Game Center サービスのその他の使用をしないことに同意するものとします。

2.2 デベロッパは、サービス拒否攻撃を通じて、スパイダー、スクリプト、ロボットなどの自動化プロセスまたはサービスの使用を通じて、あるいは Game Center サービスまたは Apple ソフトウェアのバグの利用を通じて等、Game Center の中断を設定、支援または可能にすることはなりません。デベロッパは、Game Center サービスの脆弱性の調査、テストまたはスキャンをしないことに同意するものとします。また、デベロッパは、Game Center サービスに組み込まれている、Game Center サービスで使用されている、あるいはその他の方法で利用されている、データ保護、セキュリティ、照会もしくは認証措置の無効化、スプーフィング、ハッキング、弱体化またはその他の妨害をしないことに同意するものとします。

2.3 デベロッパは、Game Center や iOS 製品の正常な運用を阻害、中断または制限する可能性のあるウイルスやその他のコンピュータコード、ファイルもしくはプログラムを含むマテリアルを送信、保存または利用可能にすることはなりません。

2.4 デベロッパは、エンドユーザに対して未承諾、不適切または不適当なメッセージを送信するために、あるいは、Game Center ユーザのポーチング、フィッシングもしくはスパム目的で、Game Center サービスのいかなる部分も使用しないことに同意するものとします。デベロッパは、Game Center のユーザを、デベロッパが Game Center サービスの利用を通じて取得した情報を使用する他のサービスに迂回しない（または迂回を試みない）ものとします。

2.5 デベロッパは、Game Center サービスへのアクセスまたは Game Center サービスにお

けるデータもしくは情報について、エンドユーザに対し、一切料金を請求してはなりません。

2.6 Apple がデベロッパに対して App Store Connect 経由でデベロッパのアプリケーションのために一定の Game Center 機能および特性を管理することを許可する範囲内において (例えば、不正ユーザを阻止し、またはデベロッパのアプリケーションのリーダーボードから不審なリーダーボードスコアを削除する能力など)、デベロッパは、当該ユーザまたはスコアが誤解を与え、詐欺的な、不適切な、違法なまたは不正な行為の結果であるとデベロッパが合理的に判断した場合にのみ、かかる方法を使用することに同意するものとします。

3. デベロッパの承諾。 デベロッパは、以下の事項について、認識し、同意するものとします。

3.1 Apple は、いつでも適宜、デベロッパへの事前の通知の有無にかかわらず、(a) Game Center サービスを修正すること、これにはあらゆる特徴や機能の変更または除去が含まれます、あるいは(b) Game Center API を修正、複製、再発行または再販することがあります。デベロッパは、そのような修正がデベロッパにデベロッパのアプリケーションをデベロッパ自身の費用で変更またはアップデートしなければならないことを理解します。Apple は、Game Center サービスを提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わないものとし、かつ、Game Center サービスの全部または一部をいつでも停止または中止することができるものとします。Apple は Game Center サービスあるいは Game Center API のサービス停止もしくは中止、または修正に起因または関連してデベロッパまたはその他の者が被る損失、損害または費用について、種類の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。

3.2 Apple は、デベロッパに対して、Game Center サービスの利用可能性または稼働時間について保証せず、かつ、当該サービスのメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートを提供する義務を一切負わないものとします。Apple は、いつでも、その単独の裁量により、デベロッパの Game Center サービスへのアクセスを剥奪する権利を留保します。Apple は、Apple が Game Center サービスおよびその他の Apple 製品またはサービスを改良することを支援し、かつ、デベロッパが本契約を遵守しているかについて確認するために、デベロッパによる Game Center サービスの使用について、情報 (技術情報および診断情報を含みますがこれらに限られません) をモニターおよび収集できるものとします。

4. 追加免責。 Apple は、Game Center の中断、システム障害、ネットワーク攻撃、計画的もしくは計画外メンテナンス、またはその他の中断に起因する損害もしくは損失について、一切責任を負わないものとします。

付属書 4

(本契約に対する)

iCloud の使用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアに関するソフトウェアの開発およびテストのためのデベロッパによる iCloud サービスの利用に適用されます。

1. iCloud の使用

1.1 デベロッパのアプリケーションおよび/またはウェブソフトウェアは、Apple がデベロッパに資格を付与した場合にのみ、iCloud サービスにアクセスすることができます。デベロッパは、iCloud ストレージ API、CloudKit API またはプログラムの一環として提供される CloudKit ダッシュボード経由を除き、iCloud サービスまたはそこに含まれるあらゆるコンテンツ、データもしくは情報にアクセスしないことについて同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの資格をいかなる第三者とも共有せず、Apple が明示的に許諾した目的以外に使用しないことについて同意するものとします。デベロッパは、本契約および iCloud ドキュメントで明示的に許可された通りにのみ、かつ、適用のあるあらゆる法令および規制を遵守して、iCloud サービス、iCloud ストレージ API および CloudKit API を使用することに同意するものとします。さらに、Apple の自由裁量で判断するところにより、かかるウェブソフトウェアにおけるデベロッパによる iCloud サービスの使用が対応するライセンスアプリケーションにおけるデベロッパの使用と同等である限りにおいてのみ（例えば、ライセンスアプリケーションで検索またはアップデートされた同じタイプのデータを保存するため）、デベロッパのウェブソフトウェアは、iCloud サービスへのアクセスおよび使用を許可されます。Apple サービスが、理由の如何を問わず、他のコンテナへのデータの転送のために、iCloud におけるストレージコンテナのデベロッパへの割当てを超えて、デベロッパが使用することを許可する場合に、デベロッパは、かかる機能を実行するために合理的に限定的な時間のみ、かかる追加のコンテナを使用し、且つ、ストレージおよび割当てを増加させないことについて、同意するものとします。

1.2 デベロッパは、デベロッパの契約の期間満了または解除後、デベロッパがソフトウェアの開発またはテストのために iCloud サービスのアクセスまたは使用を許諾されていないことを理解するものとします。但し、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアをインストールし、かつ、iCloud を使用するために Apple との間で有効なエンドユーザアカウントを有するエンドユーザは、適用のある iCloud 利用規約およびそれらの条件に従い、当該ユーザが作成したドキュメント、プライベートコンテナおよびデベロッパが iCloud ストレージ API または CloudKit API 経由でかかるエンドユーザのアカウントに保存することを選択したファイルへのアクセスを継続することができます。デベロッパは、エンドユーザの iCloud へのアクセス（または当該エンドユーザ自身が作成したドキュメント、プライベートコンテナおよびファイルへのア

クセス)を阻害しないこと、また、方法の如何を問わず、常に、その他彼らの iCloud の使用を妨害しないことについて同意するものとします。デベロッパが CloudKit API 経由でパブリックコンテンツに保存したファイルについて(デベロッパまたはエンドユーザのいずれが作成したかを問いません)、Apple は、デベロッパの本契約の期間満了もしくは解除時またはその他 Apple が CloudKit ダッシュボード内で指定する場合に、かかるデータの全部または一部へのアクセスを停止し、またはかかるデータの全部または一部を削除する権利を留保します。

1.3 デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションおよびウェブソフトウェアにとって重要な価値を有するデータ(例:ファイナンスアプリ内の株式のリスト、アプリに関する設定)のストレージおよび検索目的、並びに、デベロッパのエンドユーザが iCloud サービスを通じてユーザが作成したドキュメントおよびファイルにアクセスできるようにする目的でのみ、iCloud ストレージ API の使用を許されています。デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアは、iCloud ドキュメントに従い、デベロッパがパブリックまたはプライベートコンテンツに保存することを選択した構造化データの保存、検索および問合せをするために、CloudKit API を使用することを許されています。デベロッパは、iCloud ストレージ API または CloudKit API 経由で、デベロッパのアプリケーションが iCloud 利用規約またはデベロッパのアプリケーションに関するプログラム要件に違反することになるいかなるコンテンツまたはマテリアルも故意に保存しないことについて同意するものとします(例えば、デベロッパのアプリケーションは、違法または権利を侵害するマテリアルを保存してはなりません)。

1.4 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの使用を通じて iCloud からユーザに彼らが作成したドキュメントおよびファイルへのアクセスをさせることができ、ウェブソフトウェアからも同様に行えます。但し、デベロッパは、同じタイトルの異なるバージョン間で当該データを共有する場合またはデベロッパがユーザの同意を得た場合でない限り、デベロッパのアプリケーションの重要な価値を有するデータを他のアプリケーションまたはウェブソフトウェアと共有することはできません。

1.5 デベロッパは、デベロッパが CloudKit API および iCloud Storage API の使用を通じて iCloud に保存したあらゆるコンテンツおよびマテリアルに関する責任を負い、かつ、デベロッパが iCloud サービスを通じて保存した情報を保護するために合理的かつ適切な手順を取らなければならないものとします。デベロッパのエンドユーザが iCloud Storage API または CloudKit API の使用を通じてデベロッパのアプリケーションに保存したコンテンツおよびマテリアル(例えば、ユーザ作成のドキュメント、パブリックコンテンツへのエンドユーザによる掲載など)に関する第三者のクレームについて、デベロッパは、デジタルミレニアム著作権法(DMCA)に従って送信された通知へのデベロッパの遵守を含みますがこれに限らず、一切のかかるクレームについて適切に対応し、かつ、速やかに処理する責任を負うことに同意するものとします。

1.6 Apple が書面で明示的に別段の許可をしない限り、デベロッパは、「保護された健康情

報」(45 C.F.R 段の許可をしない限で定義)を含む、機微の個人識別可能な健康情報を作成、受領、維持または転送するために、iCloud、iCloud ストレージ API、CloudKit API またはこれらのコンポーネントもしくは機能を使用せず、あるいは、Apple (もしくは Apple の子会社) をデベロッパまたは第三者の「取引先」(45 C.F.R. パまたは第三者の「で定義)にするいかなる方法でも、iCloud を使用しないものとします。デベロッパは、法律に基づくあらゆる報告要件の遵守またはデベロッパの本条違反を招く契約について単独で責任を負うことに同意するものとします。

2. 付加条件

2.1 デベロッパは、デベロッパおよびデベロッパのエンドユーザの双方にとって、iCloud サービスのストレージの容量、送信およびトランザクションに限界があることを了解するものとします。デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザが当該限界に達した場合、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザは、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザが、当該容量の限界に適合するように、当該サービスから十分なデータを削除するか、ストレージの容量を増加するか、またはその他デベロッパの iCloud の利用を修正するまで、iCloud サービスを利用できないことがあります、かつ、この間、iCloud からデータのアクセスまたは検索ができないことがあります。

2.2 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアを通じた iCloud サービスのアクセスまたは利用について、ユーザにいかなる料金も請求してはならず、かつ、デベロッパは、本サービスの一部の再販売を含みますがこれに限定されず、方法の如何を問わず、iCloud サービスへのアクセスの販売を行わないことについて同意するものとします。デベロッパは、当該ユーザが iCloud アカウントを有しているか否かに関わらず、エンドユーザがアクセスするために、パブリックコンテナにデータを保存する目的で CloudKit API を使用できることを除き、デベロッパは、Apple との間で有効なエンドユーザ iCloud アカウントを有するエンドユーザにストレージを提供するために、かつ、当該ユーザアカウントの条件に従って使用するためにのみ、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアで iCloud サービスを使用するものとします。デベロッパは、エンドユーザによる適用のある Apple との iCloud サービス契約の条件についての違反や iCloud サービスに保存されたデータもしくは情報の利用に関する一切の Apple のポリシー違反を誘発しないものとします。

2.3 デベロッパは、ネットワークの容量または iCloud サービスの処理能力全般を過度に使用してはならず、その他不合理な量のデータのロードまたは問合せをして当該サービスに負荷をかけてはなりません。デベロッパは、Apple のネットワークもしくはサーバまたは iCloud 接続された第三者のサーバもしくはネットワークに悪影響または害を与えないこと、その他、他の開発者やユーザによる iCloud サービスの使用を妨害しないことについて同意するものとします。

2.4 デベロッパは、Apple が iCloud サービスのエンドユーザーに提供する警告、システム設定、通知または告知を利用不能にしたり、阻害したりしないものとします。

3. デベロッパの承諾

デベロッパは、以下の事項について認識し、これらに同意するものとします。

3.1 Apple は、いつでも適宜、デベロッパへの事前の通知の有無にかかわらず、(a) iCloud ストレージ API または CloudKit API を改変すること、これにはあらゆる機能や特性の変更または除去が含まれます、あるいは(b) かかる API を改変、複製、再発行または再販することがあります。デベロッパは、そのような改変によりデベロッパがデベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアをデベロッパ自身の費用で変更またはアップデートしなければならないことについて了解するものとします。Apple は、iCloud サービスを提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わないものとし、かつ、iCloud サービスの全部または一部をいつでも停止または中止することができるものとします。Apple は、かかるサービスの停止もしくは中止、または iCloud サービス、iCloud ストレージ API もしくは CloudKit API の改変に起因または関連してデベロッパまたはその他の者が被る損失、損害または費用について、種類の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。

3.2 iCloud サービスは、あらゆる言語で、またはあらゆる国において、利用できるわけではなく、Apple は、iCloud サービスが特定の場所での使用に適合するかまたは使用が可能であるかについてのいかなる表明もいたしません。iCloud ストレージ API または CloudKit API を通じてデベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアで iCloud サービスへのアクセスを提供することをデベロッパが選択する場合（例えば、パブリックまたはプライベートコンテナにデータを保存する場合）、デベロッパは、デベロッパ自身のイニシアティブでかかる選択をするのであり、かつ、すべての適用法令または規制を遵守する責任を負うものとします。

3.3 Apple は、デベロッパに対して、iCloud サービスの利用可能性または稼働時間について一切保証せず、かつ、iCloud サービスのメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートを提供する義務を一切負わないものとします。Apple は、iCloud サービスに関するデベロッパによる支出、投資もしくは関与または iCloud サービスの使用もしくはアクセスについて一切責任を負いません。

3.4 Apple は、いつでも、その単独の裁量により、デベロッパの iCloud サービスへのアクセスを停止または剥奪する権利、またはデベロッパによる iCloud サービスの使用に制限を設ける権利を留保します。さらに、Apple は、いつでも、その単独の裁量により、iCloud サービスを通じてデベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアが送受信する取引の制限を設定または調整し、あるいは、それらが使用するリソースまたは容量を設定または調整することがあります。

3.5 Apple は、Apple が iCloud サービスおよびその他の Apple 製品またはサービスを改良することを支援するために、iCloud ストレージ API、CloudKit API または CloudKit ダッシュボードを通じて、iCloud サービスの使用について、情報（技術情報および診断情報を含みますがこれらに限定されません）をモニターおよび収集することがあります。但し、Apple は、法規制上の手続または要件の遵守のために、当該アクセス、使用、保存、または開示が合理的に必要であると誠実に判断した場合、あるいは、その他 iCloud ストレージ API 経由でエンドユーザの iCloud アカウントに、または CloudKit API 経由でエンドユーザのプライベートコンテナに保存されたデータに関してエンドユーザが要求した場合を除き、CloudKit を通じてプライベートコンテナに保存されたあらゆるエンドユーザデータ、CloudKit を通じてパブリックコンテナに保存されたあらゆるアプリケーションデータ、あるいは、iCloud ストレージ API および iCloud サービスを使用して保存されたユーザが作成したあらゆるドキュメント、ファイルもしくは重要な価値を有するデータへのアクセスまたは開示をいたしません。

3.6 さらに、デベロッパが、iCloud ストレージ API または CloudKit API の使用を通じて、iCloud サービス内に、個人や個人が特定可能な情報に関連する個人情報（以下集散的に「個人データ」といいます）を保存する程度において、デベロッパは、Apple（および本第 3.6 条の目的に該当するすべての Apple 子会社）が、当該個人データの処理、保存および取り扱いに関して、デベロッパの代理人として行為することに同意するものとします。Apple は、そうした個人データを処理することを承認された個人が、確実に機密性を保持（条件を通じて、または適切な法定の義務に基づき）することに同意するものとします。Apple は、単にデベロッパによる iCloud サービスの使用の結果、そうした個人データに関していかなる権利、権限または権益も有することはありません。デベロッパは、デベロッパのみが、iCloud サービスを通じたデータおよび情報の使用または収集に関して、プライバシーおよびデータ保護法を含む、適用される法をデベロッパが確実に遵守することについて責任を有することに同意するものとします。また、デベロッパは、個人データおよび個人データに関する行為のモニタリング、不適切なデータおよび行為の防止および対応、データへのアクセスの削除および終了を含むがそれらに限定されない、そうした個人データに関連するあらゆる行為について責任を有します。また、デベロッパは、デベロッパの人員により、そしてデベロッパのために iCloud サービスを使用するためのアクセスを許可されたデベロッパの人員の行為により、そうした個人データへのアクセスを保護し制限することについて責任を有します。デベロッパおよびデベロッパのユーザが iCloud サービスを通じて Apple に提供した個人データは、iCloud サービスを提供し改善するのに必要な場合にのみ、そしてデベロッパのために以下の行為を行うためにのみ、Apple によって使用されます。Apple は、以下の行為を行います。

(a) 本契約に規定されたデベロッパの指示および許可と適用される法律、規則、協定、または条約に従ってのみ、そうした個人データを使用し取り扱います。EEA およびスイスにおいては、別途 EU または加盟国の法律で要請されていない限り、個人データは、本契約に規定されたデベ

ロツパの指示および許可に従ってのみ、Apple によって取り扱われ、別途 EU または加盟国の法律で要請されている場合には、Apple はそうした他の法的要請についてデベロツパに通知します (Apple が法律により通知することを禁止されている限定された場合は除きます)。

(b) デベロツパに対して、適用される法律で定義された、ユーザアクセス、削除、または制限のリクエストを管理するための合理的な方法を提供します。デベロツパの善意での iCloud の使用に起因した、データ保護規則またはそうした個人データに関する類似の権限によるデベロツパの調査に際しては、Apple はデベロツパに対して、合理的な援助およびサポートを提供します。

(c) Apple が、iCloud サービスへの不正アクセスの結果、デベロツパの個人データが変更、削除、または紛失されていることに気づいた場合、不当な遅滞なく、かつデベロツパに適用され、特定の期間内に通知することを義務付ける法的要請を考慮して、デベロツパに Apple が選択した合理的な方法を通知します。デベロツパは、本契約に従ったそうした通知目的のため、Apple に対して更新されたコンテンツ情報を提供する責任を有します。

(d) Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 (GDPR : EU 一般データ保護規則) 第 28 条に規定されたコンプライアンス義務を果たすために必要な、そしてこれらの規定で要請された監査を許可し貢献するための情報を、デベロツパが利用できるようにします。ただし、デベロツパは、Apple の ISO 27001 および 27018 認証は、そうした要請される監査目的に十分なものであることに同意するものとします。

(e) GDPR の第 33 条から 36 条に規定されたコンプライアンスを確実にするため、Apple が選択した合理的な方法により、デベロツパを支援します。デベロツパが iCloud に保存した情報に関する第三者からの要請を Apple が受領した場合、別途法律でまたは当該要請の条件で要請されている場合を除き、Apple はそうした要請の受領についてデベロツパに通知し、要請者に対して、当該要請をデベロツパに対して行うように通知します。法律や当該要請で別途要請されている場合を除き、デベロツパはそうした要請に対応する責任を有します。また、

(f) 個人データの送信、処理および保存の間、個人データを保護するための業界標準の方法を使用します。暗号化された個人データの地理的な保存場所は、Apple の裁量で決定されます。

(g) 本契約に起因する個人データが EEA またはスイスから送信され、デベロツパが個人データが送信されると信じる場合、送信先は、適切な水準の保護を確実にしている、または要求により、デベロツパに対して提供されるモデル契約条項またはスイス越境データフロー契約を使用している第三国のみであることを確実にします。

4. 追加免責。 Apple またはそのサービスプロバイダは、データ処理、または不適切なもしくは不正なデータ保存、あるいはデベロツパによる本契約に反する取扱いに関するあらゆるクレームを含む、iCloud、iCloud ストレージ API もしくは CloudKit API の使用、誤用、信賴、使用不能、中断、停止もしくは解除、またはデベロツパのデータもしくはエンドユーザのデータについての不正アクセス、改ざん、削除、破壊、損害、損失もしくは保存の失敗、あるいはデベロツパのエンドユーザによる前記のあらゆる使用に起因する損害または損失について一切責任を負わないものとします。

付属書 5

(本契約に対する)

パスに関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパによるパスの開発および配布に適用されます。

1. パスタイプ ID の使用および制限

デベロッパは、Wallet での使用のためのデベロッパのパスのデジタル署名目的および/またはデベロッパのパスとの APN サービスの使用目的でのみ、パスタイプ ID を使用することができます。デベロッパは、当該配布がデベロッパ自身の商標またはブランドで行われる限りにおいて、以下の第 2 項に従ってデベロッパのパスに組み入れられたデベロッパのパスタイプ ID を配布することができます。デベロッパがデベロッパのパス内で第三者の商標またはブランドを参照した範囲内で（例えば、特定の商品用のストアクーポン）、デベロッパは、デベロッパがあらゆる必要な権利を有することについて表明及び保証するものとします。デベロッパは、デベロッパのパスタイプ ID を第三者と共有せず、第三者に提供または送信しないこと（サービスプロバイダにつき、本書で許可する限定的な範囲を除く）、あるいは第三者のパスの署名にデベロッパのパスタイプ ID を利用しないことについて、同意するものとします。

2. パスの配布、マーケティングの許諾

2.1 本契約の規定の遵守を条件として、デベロッパは、エンドユーザに対し、ウェブ、電子メールまたはアプリケーションにより、デベロッパのパスを配布することができます。デベロッパは、パスが、当該エンドユーザによって、Wallet にロードされる前に、承諾されなければならないこと、および、パスが、当該エンドユーザによって、いつでも、パスブックから削除または転送できることを理解するものとします。

2.2 この方法でのデベロッパのパスの配布によって、デベロッパは、Apple に対し、デベロッパのパスがその時点で有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」および本付属書 5 の条件に準拠していることについて、表明および保証することになります。Apple は、この方法によるデベロッパのパスの配布の結果、デベロッパが引き起こし得るいかなる費用、経費、損害、損失（事業機会の喪失または利益損失を含みますがこれらに限りません）またはその他の責任についても、一切責任を負いません。

2.3 デベロッパは、デベロッパの氏名および住所並びにエンドユーザがデベロッパのパスに関する質問、不満またはクレームについて問い合わせるべき連絡先情報（電話番号、電子メールアドレス）をパスに記載することについて、同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの裁量により、デベロッパのパスに、あらゆる関連するエンドユーザ利用規約を添付またはその

他の同梱をすることについて、一切の責任を負うものとします。Apple は、デベロッパのエンドユーザによるいかなる違反についても、一切責任を負いません。デベロッパは、デベロッパのパスのあらゆるユーザ支援、保証およびサポートについて、単独で責任を負うものとします。デベロッパは、エンドユーザに対し、Wallet を利用するために、デベロッパのパスにアクセスすることについて、いかなる料金も請求してはなりません。

2.4 本契約で許諾する通り、デベロッパのパスを配布することにより、デベロッパは、デベロッパが販促目的で使用する権利を有せず、かつ、デベロッパが Apple に対して書面で特定した販促を除き、Apple が、販促目的で、マーケティング資料およびギフトカードにおいて、(i)デベロッパのパスのスクリーンショット、(ii) デベロッパのパスに関する商標およびロゴ、並びに(iii) パス情報を使用することについて、許諾するものとします。

3. パスの付加条件

3.1 Apple は、デベロッパに対し、デベロッパのパスの作成に使用するためのテンプレートを提供することがあり、かつ、デベロッパが、該当するデベロッパの使用に関連するテンプレートを選択すること（例えば、デベロッパは、搭乗券用テンプレートを映画観賞券用に使用しないこと）について同意するものとします。

3.2 パスは、Apple がパス用の容量の領域として指定した Wallet 内、ドキュメントに従い互換性のある Apple ブランド製品のロックスクリーン上の Wallet を通じてのみ運用および表示されます。

3.3 本契約第 3.3.9 条におけるその他の定めに関わらず、ユーザの事前の同意を取得の上、デベロッパおよびデベロッパのパスは、当該共同利用が、パスおよび/またはアプリケーションの使用、あるいは本契約第 3.3.12 条に基づく広告の提供に直接関連するサービスまたは機能の提供を目的とする限りにおいて、ユーザおよび/またはデベロッパのアプリケーションのデバイスデータを共同利用することがあります。

3.4 デベロッパがデベロッパのパスと共に埋込型近距離無線通信（NFC）技術を使用したい場合、デベロッパは、デベロッパのウェブポータルから NFC のパスとの使用のための Apple 証明書を要求することができます。Apple は、デベロッパの要求を検討し、デベロッパに対し、かかる Apple 証明書の使用のために、別途契約を提供することがあります。Apple は、かかる Apple 証明書をデベロッパに提供しない権利を留保します。

4. デベロッパのパスを調査する Apple の権利、取消し。 デベロッパは、Apple が、本契約期間中、いつでも、デベロッパのエンドユーザによる使用のためにデベロッパが配布しようとするまたはデベロッパのエンドユーザが既に使用しているパスを調査および承認または拒否する権利を留保することについて、理解して同意するものとします。Apple が要求する場合、デベロ

ツパは、Apple に対し、かかるパスを直ちに提供することについて同意するものとします。デベロッパは、デベロッパのパスの特性、コンテンツ、サービスもしくは機能につき Apple による調査から隠蔽、不当表示、誤導または不明瞭にしようとしたり、その他 Apple が当該パスを完全に調査することを妨げようとしたりしないことについて同意するものとし、かつ、デベロッパは、Apple に協力し、質問に答え、さらに当該パスに関して Apple が合理的に要求する情報及び資料を提供することについて、同意するものとします。デベロッパは、Apple への提出後、デベロッパのパスにいかなる変更を加えた場合にも、Apple に対して通知し、かつ、Apple が要求する場合には、改変されたパスをデベロッパのエンドユーザに配布する前に、デベロッパのパスを再提出することについて、同意するものとします。Apple は、理由の如何を問わず、いつでも、その自由裁量で、たとえデベロッパのパスが「ドキュメントおよびプログラム要件」および本付属書 5 の規定に適合している場合であっても、デベロッパのパスタイプ ID を取り消し、かつ、デベロッパのパスをデベロッパのエンドユーザに配布することを拒否する権利を留保し、かつ、かかる場合、デベロッパは、かかるパスをデベロッパのエンドユーザに配布できないことについて同意するものとします。

5. 追加免責。 Apple は、Wallet におけるデベロッパのパスの喪失または表示不能あるいはエンドユーザによるそれらの使用に起因するあらゆるエンドユーザのクレームを含みますがこれに限らず、Wallet、デベロッパのパスタイプ ID、デベロッパのパスまたはこれらに関連して提供されるあらゆるサービスの使用、配布、誤用、依拠、使用不能、中断、停止または解除に起因するいかなる損害または損失についても一切責任を負いません。

付属書 6

(本契約に対する)

Apple マップサービスの使用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおける Apple マップサービスの使用に適用されます。

1. マップサービスの使用

1.1 デベロッパのアプリケーションは、MapKit API 経由でのみ、または MapKit JS 経由でのみ Apple マップサービスにアクセスすることができ、デベロッパのウェブサイトまたはウェブアプリケーションは、MapKit JS 経由でのみ Apple マップサービスにアクセスすることができます。デベロッパは、該当する場合、MapKit API 経由、または MapKit JS 経由以外により Apple マップサービスまたはマップデータにアクセスしないことについて、同意するものとし、また、デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおける Apple マップサービスの使用は、プログラムの要請に準拠していなければならないことについて同意するものとします。

1.2 デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイトまたはウェブアプリケーションのためのサービスおよび機能の提供に必要な場合にのみ、Apple マップサービスおよびマップデータを使用するものとします。デベロッパは、本契約（本付属書 6 を含みますがこれに限りません）、MapKit および MapKit JS ドキュメントによって明示的に許諾された場合にのみ、かつ、適用のあるすべての法律および規制に従って、Apple マップサービス、MapKit API および MapKit JSS を使用することについて、同意するものとします。MapKit JS は、次の商業目的のために Apple 以外のブランドのハードウェアを起動するデベロッパのウェブサイトおよび/またはアプリケーション上で使用することはできません。フリート管理（配車を含む）、資産管理、企業経路最適化、または当該ウェブサイトおよび/またはアプリケーションの主要な目的が自動車保険のリスクを評価することである場合

1.3 デベロッパは、デベロッパが Apple マップサービスから受け取る結果が、天候、道路および交通事情、並びに地理的事象など、マップデータの正確性に影響し得る各種の事情により、実際の状況とは異なり得ることについて、認識して同意するものとします。

2. 付加制限

2.1 デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションは、Apple またはそのライセンサーの著作権告知、商標、ロゴ、またはその他の財産権もしくは法的告知、Apple マップサービス内またはこれを通じて表示される文書もしくはハイパーリンクを削除し、不明瞭にし、または改ざんしてはならないものとします。

2.2 デベロッパは、大量ダウンロードを可能にしもしくは許可しまたはマップデータまたはその一部を付与し、あるいはマップデータの一部を抜粋、除去または再利用するいかなる方法でも、Apple マップサービスを使用しないものとします。例えば、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれも、二次的または派生的データベースとして、マップデータまたはその一部を使用または利用可能にしないものとします。

2.3 本書で明示的に許可される場合を除き、デベロッパは、方法の如何を問わず、マップデータを複製、改変、翻訳、二次的著作物の作成、出版または公衆に展示しないことにつき、同意するものとします。さらに、デベロッパは、他のマップサービスを改良または作成する目的で、Apple マップサービスにより提供されたデータを使用または比較してはならないものとします。デベロッパは、Apple マップサービスの使用またはアクセスを通じて、代替または類似するサービスを作成または作成しようとしなないことにつき、同意するものとします。

2.4 デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションは、本書で許可された通りに、マップデータを表示し、かつ、それをマップ上に表示する時には、デベロッパは、Apple マップサービス経由で提供された Apple マップ上のみ、それが表示されることにつき、同意するものとします。また、デベロッパは、対応する Apple マップを表示することなしに、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーション内のマップデータをサーフェスすることはできません（例えば、デベロッパが Apple マップサービスを通じてアドレスの結果をサーフェスする場合、デベロッパはアドレスの結果と共に対応するマップを表示しなくてはなりません）。

2.5 MapKit ドキュメントまたは MapKit JS ドキュメントで別途明示的に許可されない限り、マップデータは、一時的かつ限定的にデベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションでの Apple マップサービスの性能の改善のためにのみ行なわれる場合を除き、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションにより、キャッシュ、先取りまたは保存できません。

2.6 デベロッパは、エンドユーザに対し、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションを通じた Apple マップサービスへのアクセスまたはその使用のみにより、いかなる料金も請求できず、かつ、デベロッパは、その他の方法による Apple マップサービスへのアクセスを販売しないことに同意するものとします。

2.7 デベロッパは、Apple が、デベロッパによる Apple マップサービスの利用について制限を強制できること（例えば、デベロッパのアプリケーションが MapKit API を通じて作成できる処理数を制限することなど）あるいはその単独の裁量でいつでもデベロッパによる Apple マップサービス（またはその一部）へのアクセスを取り消しまたは抹消することができることを認識して、これらに同意するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパが Apple マップサービ

スから受け取ることがある結果が、道路または天候の状況など、マップデータの正確性に影響し得る変動要因により、実際の状況に応じて異なり得ることを認識して、これらに同意するものとします。

3. デベロッパの承諾。 デベロッパは、以下の規定について認識し、これらに同意するものとします。

3.1 Apple は、いつでも、デベロッパへの事前通知の有無にかかわらず、(a) Apple マップサービスおよび/または MapKit API や MapKitJS を改変すること、これには一切の特徴や機能を変更または除去することを含みます、あるいは、(b) MapKit API または MapKit JS を改変、再発行または再版することがあります。デベロッパは、当該改変により、デベロッパが、デベロッパ自身の費用で、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションの変更またはアップデートが必要になる場合があることについて理解するものとします。Apple は、かかるサービスの停止または中止あるいは Apple マップサービス、MapKit API または MapKit JS のかかる改変に起因または関連してデベロッパまたはその他の者が被るいかなる種類の損失、損害または費用についても一切責任を負いません。

3.2 Apple マップサービスは、すべての言語または国で利用できるわけではなく、Apple は、Apple マップサービスが特定の地域での使用に適していることやかかる使用が可能であることについていかなる表明もいたしません。デベロッパがデベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおいて、または MapKit API または MapKit JS を通じて Apple マップサービスへのアクセスの提供を選択する場合、デベロッパは、自発的にかかる選択をするのであり、かつ、デベロッパは、適用のあるすべての法令を遵守する責任を負うものとします。

4. Apple がデベロッパの MapKit JS の実装を確認する権利。 デベロッパは、Apple が、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおけるデベロッパの MapKit JS の実装を、本契約期間中、いつでも、確認、承認または拒否する権利を留保することを理解し同意するものとします。Apple から要求された場合、デベロッパは、デベロッパの MapKit JS の実装に関する情報を迅速に Apple に提供することに同意するものとします。デベロッパは、Apple と協力して、そうした実装に関して、回答を提供し、Apple から合理的に要求された情報や資料を提供することに同意します。デベロッパによる MapKit JS の使用がドキュメントおよびプログラムの要請および本契約に則ったものであっても、Apple は、その裁量により、デベロッパの MapKit JS キーおよび同様の認証を随時撤回する権利を留保します。例として、デベロッパの MapKit JS の実装が Apple マップサービスに過剰なそして不当な負荷をかける、またはマップを表示する際に Apple マップのロゴまたは組み込まれたリンクを不明瞭にするまたは取り除く、または攻撃的または違法なマップコンテンツを用いて Apple マップサービスを使用する場合、Apple は上記の認証を撤回することがあります。

5. **追加免責。** Apple またはそのライセンサーもしくはサービスプロバイダは、システム障害、ネットワーク攻撃または計画的もしくは計画外メンテナンスによる中断を含む、Apple マップサービスの使用、誤用、依拠、使用不能、中断、停止または解除に起因するいかなる損害または損失についても一切責任を負いません。

付属書 7

(本契約に対する)

Safari 拡張に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、Apple 証明書で署名された Safari 拡張に適用されます。

1. Safari 拡張要件

デベロッパが Apple 証明書で署名されたデベロッパの Safari 拡張を配布したい場合には、デベロッパは、Apple が適宜変更する通り、かかる Safari 拡張に関する以下の要件を遵守することにつき、同意するものとします。

- デベロッパの Safari 拡張には、マルウェア、悪意のあるもしくは有害なコードまたはその他の内部コンポーネント（例えば、コンピュータウイルス、トロイの木馬、「バックドア」など）であって、Apple ハードウェア、ソフトウェアもしくはサービス、または第三者ソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システム、サービスもしくはネットワークに損害を与え、これらを破壊し、またはこれらに悪影響を及ぼすものが含まれてはならないこと、
- デベロッパの Safari 拡張は、ハラスメント、虐待、ストーカー、スパム、虚偽、詐欺、脅迫その他の方法による他者の法的権利（プライバシーおよびパブリシティ権等）の侵害を目的として設計または販売されてはならないこと。さらに、デベロッパは、明示の同意なしにユーザの行動（例えば、サイトの閲覧）を追跡する Safari 拡張を増やしてはならないこと、
- デベロッパの Safari 拡張は、Safari 拡張用の指定されたコンテナ領域内でのみ運用されなければならないと、且つ、Apple が実行するシステムアラート、警告、表示パネル、同意パネル等を無効化、オーバーライドまたはその他阻害してはならないこと、
- デベロッパの Safari 拡張は、単一の目的を有していなければならないと、且つ、アップデートはデベロッパの Safari 拡張の当該単一の目的を変更してはならないこと。デベロッパは、ユーザに対し、デベロッパの Safari 拡張の特性および機能を正確に表示し、且つ、かかる表示に従って行動することにつき、同意すること。例えば、デベロッパは、明示の同意なしに Safari 上でユーザが従前選択したものと異なる検索プロバイダにユーザの検索をリダイレクトしてはならないこと。さらに、デベロッパの Safari 拡張は、当該動作がユーザに開示されていない限り、ウェブサイトでリンク（またはアフィリエイトリンク）をリダイレクトしてはならないこと。デベロッパは、デベロッパの Safari 拡張の機能または特性を秘密にしないことに同意すること（例えば、難読化コードを含むもの）、
- デベロッパの Safari 拡張は、Safari 拡張とは異なる目的を有するアプリとバンドルしてはなら

ないこと。デベロッパの Safari 拡張は、ウェブサイト広告を挿入してはならず、且つ、ポップアップ広告を表示してはならないこと。デベロッパは、デベロッパの Safari 拡張の有効化をスクリプトまたは自動化してはならず、また、第三者にかかる行為をさせてはならないこと、

- Safari 拡張は、Safari、macOS、iOS またはその他の Apple ブランド製品のセキュリティ、ユーザーインターフェース、ユーザエクスペリエンス、特性または機能を妨げてはならないこと。

1.2 遵守、証明書 デベロッパの Safari 拡張は、当該 Safari 拡張が提供されるまたは利用可能となるすべての法域におけるこれらの法令および規則を含む、ドキュメント並びに適用のあるすべての法令および規則を遵守しなければならないこと。デベロッパは、Apple がその単独の裁量によりいつでもデベロッパの Safari 拡張の署名に用いられる Apple 証明書を取り消す場合があることにつき理解するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパの Safari 拡張が本第 1.1 項で上記に定める要件に準拠していない場合、またはその他 Safari もしくは Apple ブランド製品のユーザに悪影響を与える場合、Apple がデベロッパの Safari 拡張をブロックする（つまり、Safari ユーザにとって利用不能またはアクセス不能となる）場合があることにつき認識および同意するものとします。

別紙 1

1. 代理人の指名

1.1 デベロッパは、本契約により、Apple および Apple の子会社（本別紙 1 において「Apple」と総称します）を(i)本別紙 1 に対する添付書類 A 第 1 項に列挙する国々（変更されることがあります）に所在するエンドユーザに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii) 本別紙 1 に対する添付書類 A 第 2 項に列挙する国々（変更されることがあります）に所在するエンドユーザに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパの間屋として、配布期間中、指名します。デベロッパが選択できる App Store の国々の最新のリストは、App Store Connect ツールおよびカスタム APP ディストリビューションサイトにおいて定められなければならないが、かつ、Apple によって随時アップデートされることがあります。デベロッパは、Apple が、1 つまたは複数の App Store またはカスタム APP ディストリビューションサイトを介して、デベロッパのためにデベロッパに代わって、ライセンスアプリケーションのマーケティングをし、かつ、エンドユーザがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにすることを認めます。本別紙 1 において、以下の条件が適用されます。

「カスタム APP」または「カスタムアプリケーション」とは、特定の組織または第三者企業顧客による使用のためにデベロッパが開発したライセンスアプリケーションカスタムをいい、デベロッパの組織の内部使用のために開発された専有のライセンスアプリケーションを含みます。

(a) 「デベロッパ」とは、デベロッパがデベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限を付与した App Store Connect ユーザを含みます。並びに、

(b) 「エンドユーザ」とは、個人の購入者および Family Sharing 経由で彼らのアカウントと関連付けられた資格を有するユーザのことをいいます。組織の顧客については、「エンドユーザ」とは、ライセンスアプリケーションの使用を許された個人、共用デバイス上へのインストールの管理について責任を負う当該組織の管理者、およびその従業員、代理人および関連会社を使用するためにライセンスアプリケーションを入手した Apple が承認した教育機関を含む、認定された組織の購入者自身をいいます。

(c) 本別紙 1 において、「ライセンスアプリケーション」という用語は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、拡張、スタンプまたはサービスを含むものとしします。

「大量コンテンツサービス」とは、大量コンテンツ規約、条件もしくは要件に従い、大量にカスタムアプリケーションを取得する能力およびライセンスアプリケーションを購入する機能を提供

する Apple サービスをいいます。

1.2 本別紙 1 の 1.1 条に基づく Apple の指名に基づき、デベロッパは Apple に対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

(a) デベロッパのために、App Store Connect ツールでデベロッパにより特定された国に所在するエンドユーザについて、ライセンスアプリケーションを販売、勧誘および受注すること、

(b) ライセンスアプリケーションのストレージおよびエンドユーザにアクセスさせるため、並びに、その他 Apple によりライセンスまたは許諾された限りにおいて、第三者が当該ライセンスアプリケーションをホスティングできるようにするために、本契約の条件に従い、デベロッパにホスティングサービスを提供すること、

(c) セキュリティソリューションおよびその他本契約で特定された最適化の追加を含む、エンドユーザが取得およびダウンロードするために、ライセンスアプリケーションのコピーの作成、フォーマットおよびその他の準備を行うこと、

(d) 一つ以上の App Store またはカスタム APP ディストリビューションサイトを介して、エンドユーザが、デベロッパから、当該ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報および関連するメタデータを取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザが、ライセンスアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可し、または、特定の購入の海外移転の際に、エンドユーザがそうできるようにアレンジすること、並びに、デベロッパが、Family Sharing 経由で他のエンドユーザのものに関連付けられたアカウントを有するエンドユーザに対し、本別紙 1 に基づき、デベロッパのライセンスアプリケーションの配布を許諾すること。また、デベロッパは、Apple コンフィギュレーターソフトウェア使用許諾契約に従い、Apple コンフィギュレーター経由でライセンスアプリケーションが当該エンドユーザに提供された時、あるいは大量コンテンツ規約、条件およびプログラム要件に従い、そのエンドユーザが使用するために、および/または、その組織の顧客が所有または管理する iTunes アカウントと関連付けられていないデバイスにインストールするために、カスタム APP ディストリビューション経由で一つの組織の顧客によって要求された時に、一つの Apple ID で、複数のエンドユーザが使用するために、本別紙 1 に基づき、デベロッパのライセンスアプリケーションの配布を許諾すること、

(e) デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有せず、かつ、本別紙 1 の第 2.1 条に基づき、デベロッパが Apple に当該ライセンスアプリケーションを配布した時に、デベロッパが書面で特定したライセンスアプリケーション、商標もしくはロゴ、またはライセンスアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、販促資材およびギフトカードにおいて、および車両ディスプレイに関して、(i) ライセンスアプリケーションのスクリーンショット、プレビューおよび/または 30 秒までの抜粋、(ii) ライセンスアプリケーションに関連する商標およびロゴ、並びに(iii)ライセン

スアプリケーション情報を使用すること。さらに、宣伝目的で、販促資材およびギフトカードにおいて、および車両ディスプレイに関して、Apple の合理的な要請時に、デベロッパが、Apple に提供することがある画像およびその他のマテリアルを使用すること、加えて、上述の制限に従い、デベロッパは、Apple はデベロッパのアプリケーションのスクリーンショット、アイコン、そして 30 秒までの抜粋を Apple のデベロッパイベント（例えば、WWDC、Tech Talks）用を使用する場合があることに同意すること。

(f) その他、ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報並びに本別紙 1 に基づきライセンスアプリケーションの販売および配布時に合理的に必要な関連資料を使用すること。デベロッパは、本別紙 1 の第 1.2 条で定める権利に関し、使用料その他一切の支払いがなされないことについて同意するものとする。並びに、

(g) 本契約、利用可能性、および随時 App Store Connect ツールにおいてアップデートされるその他のプログラム要件に基づき、デベロッパが指定したエンドユーザへのデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版（ベータ版テスト）の配布を促進すること。かかるベータ版テストの目的で、デベロッパは、かかるデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版の配布およびダウンロードに関する販売金額、収益またはその他の報酬を徴収するあらゆる権利を放棄するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのプレリリース版ライセンスアプリケーションの配布およびユーザに関するあらゆる使用料の支払いまたはその他の第三者に対する支払い、並びにかかるベータ版テストが行われる地域のあらゆる法令の遵守について、デベロッパが引き続き責任を負うについて、同意するものとします。疑義を避けるため、かかる配布に関し、Apple に対し、いかなる手数料も支払われません。

1.3 両当事者は、本別紙 1 に基づくその関係が、添付書類 A 第 1 項および添付書類 A 第 2 項でそれぞれ定める通り、場合により、本人および代理人、または本人および問屋であること、並びに、本別紙 1 で定める通り、デベロッパが、本人として、ライセンスアプリケーションに関与または関連あらゆる債権債務につき、単独で責任を負うことを認識し、これに同意するものとします。両当事者は、本別紙 1 に基づく、デベロッパによる、場合によりデベロッパの代理人または問屋としての、Apple の指名は、非独占的なものであることを認識し、これに同意するものとします。デベロッパは、本書において、デベロッパのライセンスアプリケーションを配布するために、Apple および Apple 子会社をデベロッパの全世界における代理人および/または問屋に選任するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、並びに、Apple および Apple 子会社によるかかる選任の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを表明及び保証するものとします。

1.4 本別紙 1 に関して、配布期間とは、本契約の発効日から発効する期間をいうものとし、本契約の最終日あるいは更新日をもって失効する期間をいいます。但し、デベロッパの代理人としての Apple の指名は、本契約の終了後も 30 日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有

効に存続し、さらに、デベロッパが本別紙 1 の 4.1 条および 6.2 条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザに関してのみ、本別紙 1 の 1.2(b)項、同(c)項および同(d)項は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続します。

1.5 本別紙 1 の 2.1 条に基づきデベロッパが Apple に配布するライセンスアプリケーションのすべては、エンドユーザが無料でダウンロードできるよう Apple の使用に供するものとします。Apple は、ライセンスアプリケーションに関してエンドユーザからいかなる料金を徴収する義務もないものとし本別紙 1 に基づくいかなるライセンスアプリケーションに関してデベロッパに対していかなる支払の義務もないものとします。デベロッパがライセンスアプリケーションまたは App 内購入に関してエンドユーザに対して課金をする意図がある場合、デベロッパは、ライセンスアプリケーションに関する Apple との本契約(別紙 2)の別途拡張を締結(あるいは以前に締結済み)しなければなりません。デベロッパがカスタム App に関してエンドユーザに対して課金をする意図がある場合、デベロッパは、カスタム App に関する Apple との本契約(別紙 3)の別途拡張を締結(あるいは以前に締結済み)しなければなりません。

2. Apple へのライセンスアプリケーションの納品

2.1 デベロッパは、App Store Connect サイトまたはその他の Apple が提供するメカニズムを使用して Apple に対して自己の負担をもってライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報並びに関連メタデータを、本別紙 1 に基づきエンドユーザからライセンスアプリケーションの納品を要求されているように Apple が説明するフォーマットで納品するものとします。本別紙 1 に基づきデベロッパが Apple に配布するメタデータは、以下の各号すべてを含みます。(i) 各ライセンスアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii) エンドユーザの当該ライセンスアプリケーションのダウンロードを Apple が可能にするようデベロッパが希望し、指定する国、(iii) カスタム App の承認されたダウンローダーとしてデベロッパが指定するエンドユーザ、(iv) あらゆる著作権その他知的財産権の告知、(v) デベロッパのプライバシーポリシー、(vi) 該当する場合、本別紙 1 第 3.2 条に基づくデベロッパのエンドユーザ使用許諾契約(EULA)、並びに、(vii) Apple ブランドハードウェア上のコンテンツの検索および開示を拡張するために指定されるメタデータを含む、随時アップデートされ得るドキュメントおよび/または App Store Connect ツールで定める追加メタデータ。

2.2 すべてのライセンスアプリケーションは、Secure FTP サイトアドレスのサイトのソフトウェアツールおよび/または Apple が指定するその他配布方法を使用してデベロッパから Apple に配布されるものとします。

2.3 デベロッパは、本別紙 1 に基づきデベロッパが Apple に引き渡すすべてのライセンスアプリケーションが、米国輸出管理規則 (EAR) 15 C.F.R. Parts 730-774 および国際武器取引規則 (ITAR) 22 C.F.R. Parts 120-130 を含みますがこれらに限定されないあらゆる適用法令の条件

に従い、米国から第 2.1 条に基づきデベロッパによって指定された各国へ輸出することが許可されていることを保証するものとします。第 2.3 条の一般条項に限ることなく、デベロッパは、(i) いかなるライセンスアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、あるいは(ii) いずれかのライセンスアプリケーションが、かかるデータ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、デベロッパが米国輸出管理令 (EAR) を遵守していることを証明し、かつ、デベロッパの暗号登録番号 (ERN)、米国商務省産業安全保障局が発行する輸出規制分類番号(CCATS)、並びに、必要に応じて、当該ライセンスアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の国々からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらの PDF コピーを Apple に提供するものとします。デベロッパは、本別紙 1 に基づくライセンスアプリケーションにエンドユーザがアクセスしたり、ダウンロードできるように定める第 2.3 条のデベロッパの証明を Apple が拠り所としていることを認識するものとします。第 2.3 条の定める以外の事項について、Apple は、本別紙 1 に基づくライセンスアプリケーションへのエンドユーザのアクセス並びにダウンロードを可能にする輸出行政規則の条件に適合することに責任を有するものとします。

2.4 デベロッパは、その地域の各場所におけるデベロッパの許諾されたアプリケーションに提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、または他のコンテンツ適用される政府の規制、評価委員会、サービス、または他の組織 (以下、それぞれを「評価委員会」といいます) が要求するあらゆる年齢評価またはペアレンタルアドバイザリーサービスを決定し実装する責任を有するものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザがデベロッパの許諾されたアプリケーション中の、成人向けまたは他の規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を有するものとします。

3. 所有権およびエンドユーザのライセンスおよびライセンスアプリケーションの提供

3.1 デベロッパは、Apple が、デベロッパの代理人および/または問屋として行為する過程において、デベロッパを代理して、ライセンスアプリケーションのホスティングすること、本別紙 1 の第 1.2(b)項に従って第三者にホスティングを許諾できるようにすること、および当該ライセンスアプリケーションのエンドユーザによるダウンロードの許可をすることについて、認識して同意するものとします。但し、App 内購入 API を使用してデベロッパが販売または提供したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび引渡しについては、ライセンスアプリケーション自体に含まれるコンテンツ (即ち、App 内購入が単にロックしていないコンテンツ) または本契約の付属書 2 の第 3.3 項に基づき Apple がホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負担するものとします。本契約の当事者は、Apple がライセンスアプリケーション、その情報に対する所有権および権原を取得しないことを確認し、同意するものとし、ライセンスアプリケーションに関する所有権、損失リスク、責任および管理権はすべて、常に、デベロッパに存するものとします。Apple は、ライセンスアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報

を、目的または方法の如何を問わず、一切使用してはならないものとします。但し、本契約または本別紙 1 で特に許可した場合はこの限りでないものとします。

3.2 デベロッパは、本別紙 1 の 2.1 条に基づきライセンスアプリケーションを Apple に納品する際に、当該ライセンスアプリケーションに対するデベロッパ自身のエンドユーザ使用許諾契約を Apple に対して提出するものとします。但し、デベロッパのエンドユーザ使用許諾契約には、本別紙 1 の添付書類 B に定める最低条件を盛り込むこととし、この最低条件と齟齬してはならないものとします。また、デベロッパのエンドユーザ使用許諾契約は、エンドユーザによるライセンスアプリケーションのダウンロードを Apple が許可することをデベロッパが希望するあらゆる国の適用法令をすべて遵守しなければならないものとします。Apple は、各エンドユーザに対し、Apple が当該ライセンスアプリケーションを当該エンドユーザに送信する際に、デベロッパのエンドユーザ使用許諾契約（存在する場合）を検討することができるようにするものとします。また、Apple は、各エンドユーザに対し、当該ライセンスアプリケーションの使用は、デベロッパのエンドユーザ使用許諾契約（存在する場合）で定める条件の適用を受ける旨を通知するものとします。デベロッパがライセンスアプリケーションに関するデベロッパ自身のエンドユーザ使用許諾契約を Apple に提出しない場合、デベロッパは、各エンドユーザによる当該ライセンスアプリケーションの利用について、Apple の標準エンドユーザ使用許諾契約（これは、App Store サービス規約の一部です）が適用されることを認識および同意するものとします。

3.3 デベロッパは、各ライセンスアプリケーションに対するエンドユーザ使用許諾契約は、デベロッパとエンドユーザの間だけに契約であることを認識しておくものとし、エンドユーザは、適用放冷を遵守しなければならないものとします。Apple は、いかなるエンドユーザ使用許諾契約に対して一切責任はないものとし、デベロッパあるいはエンドユーザがいかなるエンドユーザ使用許諾契約に違反、あるいはエンドユーザ使用許諾契約の条件に違反しても、Apple に一切責任はないものとします。

3.4 ライセンスアプリケーションは、ライセンスアプリケーション外で（例えば、デベロッパのウェブサイトを通じて）提供されるコンテンツ（雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオ）を読み込みまたは実行することができます。但し、デベロッパは、ライセンスアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファーのリンクを貼ったり、販促をしたりしないものとします。デベロッパは、ライセンスアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.5 デベロッパが App 内購読の販促および提供をする場合、デベロッパは、あらゆる法規制上の要求を遵守しなければなりません。

3.6 デベロッパのライセンスアプリケーションが定期刊行のコンテンツベースのもの（例えば、雑誌や新聞など）である場合、Apple は、それらが App 内購入 API を通じて購読の自動更新

を要求する際、デベロッパに対し、エンドユーザのアカウントに関する氏名、電子メールアドレスおよび郵便番号を提供する場合があります。但し、当該ユーザが、デベロッパへのデータの提供に同意すること、並びに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品の販促にのみ使用し、かつ、デベロッパのライセンスアプリケーション内で容易に閲覧可能でなければならず、かつ、同意されたデベロッパの公に掲載されているプライバシーポリシーを厳守することを条件とします。

4. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

4.1 デベロッパは、下記の(a)~(e)の全の事実に相違ないことを表明および保証するものとします。(a) デベロッパは、本契約を締結する権利を有すること、各ライセンスアプリケーションを複製し配布する権利、およびエンドユーザが、App Store またはカスタム APP ディストリビューションサイトを介して各ライセンスアプリケーションをダウンロードすることを Apple が許可する権限を Apple に与えること、(b) ライセンスアプリケーションまたは Apple もしくはエンドユーザによる当該ライセンスアプリケーションの許可された使用は、いかなる個人、社団、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権あるいは契約上の権利を一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数の第三者のために、ライセンスアプリケーションを Apple に提出しないこと、(c) カスタム APP または Apple もしくはエンドユーザによる当該カスタム APP の許可された使用は、いかなる個人、社団、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権または契約上の権利を一切侵害しないこと、および、デベロッパは、Apple の大量コンテンツ規約および/またはカスタム APP ディストリビューションに従い単独または複数の第三者から許諾を受けたライセンスに基づく場合を除き、単独または複数の第三者のために、カスタム APP を Apple に提出しないこと、(d) ライセンスアプリケーションは、すべて、デベロッパが本別紙 1 第 2.1 条で指定した国それぞれで流通、販売、利用すること、当該指定国へ輸出あるいは輸入することが当該国の法規制およびその他の適用のあるあらゆる輸出入規制を遵守していること、(e) ライセンスアプリケーションはいずれも、猥褻や、公序良俗に反するようなもの、あるいは、デベロッパが本別紙 1 の 2.1 条で指定した国の法令規則で禁止あるいは制限されているようなものは一切含んでいないこと、(f) ライセンスアプリケーションに関する情報など、App Store Connect のツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報は、正確であること、また万一かかる情報が正確性を欠くようになった場合には、デベロッパが App Store Connect ツールを使用して直ちに正確なものとなるよう更新すること、並びに(g)デベロッパのライセンスアプリケーションのコンテンツまたは App Store またはカスタム APP ディストリビューションサイトでのデベロッパによる知的財産の使用をめぐる紛争が発生した場合、デベロッパは、当該の紛争を提起する当事者とのデベロッパの連絡先情報の共用を Apple に認めること、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の放棄を伴わずに、Apple のアプリ紛争プロセスに従うことに同意するものとします。

4.2 デベロッパは、App Store Connect に定めるソフトウェアレーティングツールを用い

て、デベロッパが納品したライセンスアプリケーションそれぞれの、Apple による App Store またはカスタム APP ディストリビューションサイトを介して本別紙 1 に基づき実施するマーケティングおよび Apple の義務履行に関する情報を提供し、ライセンスアプリケーションそれぞれに対してレーティングを行うものとし、各ライセンスアプリケーションに対してレーティングを行うため、デベロッパは、最善の努力をなし、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該ライセンスアプリケーションのコンテンツについて正しくかつ完全な情報を提供します。デベロッパは、Apple が本契約でデベロッパが指定する国でエンドユーザがライセンスアプリケーションをダウンロードすることができるようにするため、次の(i)および(ii)の情報を依拠していることを認識し同意します。(i) デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて必要な情報の正確かつ完全な提供を誠実に行ったこと、並びに(ii) 本別紙第 4.1 条に示すデベロッパの事実関係の表明および保証。なお、デベロッパは、Apple に対し、不正確なレーティングが付与されたデベロッパのあらゆるライセンスアプリケーションのレーティングを訂正する権限を与えるものとし、そして、デベロッパは、かかる訂正されたレーティングに同意するものとし、

4.3 本契約でデベロッパが指定する国が、当該ライセンスアプリケーションの配布および/あるいは利用の条件として、政府あるいは業界取り締まり当局による承認あるいはレーティングを要求した場合、デベロッパは、当該国のエンドユーザが App Store またはカスタム APP ディストリビューションサイトから当該ライセンスアプリケーションをダウンロードすることを拒絶することを Apple は選択することができることに異議を述べないものとし、

5. 義務および責任

5.1 Apple は、エンドユーザによるライセンスアプリケーションのインストールおよび/あるいは使用に関して一切責任はないものとし、すなわち、デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて、その製品保証、エンドユーザの支援および製品サポートすべてについて全責任を負うものとし、

5.2 デベロッパは、例えば、(i) エンドユーザ使用許諾契約または適用法令に基づく保証違反、(ii) 製造物責任に関する請求、(iii) ライセンスアプリケーションのいずれかおよび/またはエンドユーザによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用が第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害するなど、ライセンスアプリケーションまたはエンドユーザによるライセンスアプリケーションの使用あるいはその両者に起因または関連する請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、支出について全責任を負うものとし、Apple は一切責任を負わないものとし、

6. 契約の解除

6.1 本別紙 1 および Apple の本別紙に基づくすべての義務は、本契約の期間満了または解除と同時にすべて終了するものとし、

6.2 デベロッパがライセンスアプリケーションを配布する法的権利を喪失した場合、あるいは、本別紙 1 に基づき Apple に対してエンドユーザが当該ライセンスアプリケーションにアクセスすることを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、速やかに Apple に通知し、かつ、App Store Connect サイトに設けたツールを用いて、App Store またはカスタム APP ディストリビューションサイトより当該ライセンスアプリケーションを削除するものとします。但し、デベロッパが本第 6.2 条に基づいてかかる削除を行った場合であっても、本別紙 1 に基づくデベロッパの Apple に対する義務、あるいは Apple および/またはエンドユーザに対するライセンスアプリケーションに関するいかなる責任も免責しません。

6.3 Apple は、いつでも、理由の有無にかかわらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、エンドユーザによるライセンスアプリケーションの販売、提供、およびダウンロードの許可を中止する権利を留保するものとします。本第 6.3 条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Apple が、(i) デベロッパは、本別紙の第 2.1 条に基づき、デベロッパが指定する 1 つ以上の国に、当該ライセンスアプリケーションを輸出することにつき、輸出管理令 (EAR) に基づき許可されておらず、(ii) 当該ライセンスアプリケーション、またはエンドユーザがライセンスアプリケーションを所有もしくは使用することが、第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害し、(iii) 当該ライセンスアプリケーションの配布または使用が、本別紙 1 の第 2.1 条に基づき、デベロッパが指定する 1 つ以上の国の適用法令に違反し、あるいは、(iv) デベロッパが、本契約、本別紙 1、または、App Store 審査ガイドラインを含みますがこれらに限らない、その他のドキュメントの条件に違反したと合理的に判断する場合、Apple は、Apple の自由裁量により、エンドユーザによるライセンスアプリケーションの一部または全部のダウンロードの許可を中止し、またはその他の暫定的措置を取ることがあることについて了解するものとします。Apple が、本第 6.3 条に基づいて、ライセンスアプリケーションのダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙 1 に基づくデベロッパの義務は一切免責されないものとします。

6.4 デベロッパは、App Store Connect サイトのツールを用いて理由の如何によらず、随時、ライセンスアプリケーションの全部または一部を App Store またはカスタム APP ディストリビューションサイトから削除することができるものとします。但し、デベロッパのエンドユーザに関して、デベロッパは、本条をもって、Apple に対し、本別紙 1 の第 4.1 条および 6.2 条に基づきデベロッパが別段の意思表示をしない限り本契約の解除または期間満了後も有効に存続する本別紙 1 の第 1.2(b)項、同(c)項および同(d)項を履行することを許可および指示するものとします。

7. 法的帰結

本別紙 1 に基づくデベロッパと Apple の関係は、デベロッパに対して、重要な法的責任をもたら

すことを了解するものとします。すなわち、デベロッパは、本契約に基づくデベロッパの法的義務について、デベロッパの顧問弁護士と協議しなければならないことを了解するものとします。

添付書類 A
(別紙 1 に対する)

1. 代理人としての Apple

デベロッパは、以下の国におけるマーケティングおよび所在するエンドユーザによるライセンスアプリケーションのエンドユーザダウンロードのために、Apple Canada, Inc. (以下「Apple Canada」といいます) をデベロッパの代理人として指名するものとします。

カナダ

デベロッパは、以下の国におけるマーケティングおよび所在するエンドユーザによるライセンスアプリケーションのエンドユーザダウンロードのために、Apple Pty Limited (以下「APL」といいます) をデベロッパの代理人として指名するものとします。

オーストラリア
ニュージーランド

デベロッパは、App Store Connect サイト経由で随時アップデートされる以下の国におけるマーケティングおよび所在するエンドユーザによるライセンスアプリケーションのエンドユーザダウンロードのために、カリフォルニア州民法 2295 条以下に従い、Apple Inc. をデベロッパの代理人として指名するものとします。*

アルゼンチン	ケイマン諸島	グアテマラ	セントキッツ島およびネビス島
アンギラ島	チリ	ホンジュラス	セントルシア
アンチグアバーブーダ	コロンビア	ジャマイカ	セントビンセントおよびグレナディーン諸島
バハマ	コスタリカ	メキシコ	スリナム
バルバドス	ドミニカ	モンセラト	トリニダード・トバゴ
ベリーズ	ドミニカ共和国	ニカラグア	タークス・カイコス
バミューダ	エクアドル	パナマ	ウルグアイ
ポリビア	エルサルバドル	パラグアイ	ベネズエラ
ブラジル	グレナダ	ペルー	米国
英領ヴァージン諸島	ガイアナ		

* Apple によるデベロッパへの発効日の通知後、デベロッパは、App Store Connect サイト経由で随時アップデートされる米国を除く前記に特定する国での販売およびそれらの国に所在するエンドユーザによるライセンスアプリケーションのエンドユーザダウンロードのために、カリフォルニア州民法 2295 条以下に従い、Apple Services LATAM LLC をデベロッパの代理人として指名するものとします。

デベロッパは、以下の国におけるマーケティングおよび所在するエンドユーザによるライセンスアプリケーションのエンドユーザダウンロードのために、日本国民法第 643 条に従い、iTunes 株式会社をデベロッパの代理人として指名するものとします。

日本

2. 問屋としての Apple

デベロッパは、App Store Connect サイト経由で随時アップデートされる以下の国におけるマーケティングおよび所在するエンドユーザによるライセンスアプリケーションのエンドユーザダウンロードのために、Apple Distribution International Ltd. をデベロッパの問屋として指名するものとします。本契約の目的において、「問屋」とは、多くの大陸法系法制度において一般的に認識されている通り、自己の為に行為することを目的とし、かつ、自己の名において契約を締結するものの、他人を代理して行為する代理人を意味します。

アフガニスタン	ガボン	マラウイ	サウジアラビア
アルバニア	ガンビア	マレーシア	セネガル
アルジェリア	グルジア	モルディブ	セルビア
アンゴラ	ドイツ	マリ	セーシェル
アルメニア	ガーナ	マルタ共和国	シエラレオネ
オーストリア	ギリシャ	モーリタニア	シンガポール
アゼルバイジャン	ギニアビサウ	モーリシャス	スロバキア
バーレーン	香港	ミクロネシア連邦	スロベニア
ベラルーシ	ハンガリー	モルドバ	ソロモン諸島
ベルギー	アイスランド	モンゴル	南アフリカ
ベナン	インド	モンテネグロ	スペイン
ブータン	インドネシア	モロッコ	スリランカ
ボスニア・ヘルツェゴビナ	イラク	モザンビーク	スワジランド
ボツワナ	アイルランド	ミャンマー	スウェーデン
ブルネイ	イスラエル	ナミビア	スイス

ブルガリア	イタリア	ナウル	台湾
ブルキナファソ	ヨルダン	ネパール	タジキスタン
カンボジア	カザフスタン	オランダ	タンザニア
カメルーン	ケニア	ニジェール	タイ
カーボベルデ	韓国	ナイジェリア	トンガ
チャド	コソボ	ノルウェイ	チュニジア
中国	クウェート	オマーン	トルコ
コンゴ民主共和国	キルギスタン	パキスタン	トルクメニスタン
コンゴ共和国	ラオス	パラオ	アラブ首長国連邦
コートジボワール	ラトビア	パプアニューギニア	ウガンダ
クロアチア	レバノン	フィリピン	ウクライナ
キプロス	リベリア	ポーランド	英国
チェコ共和国	リビア	ポルトガル	ウズベキスタン
デンマーク	リトアニア	カタール	バヌアツ
エジプト	ルクセンブルグ	ルーマニア	ベトナム
エストニア	マカオ	ロシア	イエメン
フィジー	マケドニア	ルワンダ	ザンビア
フィンランド	マダガスカル	サントメプリンシペ	ジンバブエ
フランス			

添付書類 B

(別紙 1 に対する)

デベロッパのエンドユーザ使用許諾契約の最低条件に関する指示事項

- 1. 了解事項:** デベロッパおよびエンドユーザは、エンドユーザ使用許諾契約がデベロッパとエンドユーザとの間でのみ締結されたものであり、Apple との間で締結したものでないことを了解するものとし、デベロッパのみが、ライセンスアプリケーションおよびそのコンテンツに関して全責任を負うことを了解するものとします。エンドユーザ使用許諾契約は、本契約の発効日（デベロッパが閲覧する機会を与えられたことを確認した日）現在の App Store サービス規約で定めるライセンスアプリケーションに関する利用条件と矛盾する条件を定めるものであってはならないものとします。
- 2. ライセンスの範囲:** ライセンスアプリケーションに関してエンドユーザに付与されるライセンスは、エンドユーザが所有または管理する、あらゆる Apple ブランド製品上でライセンスアプリケーションを使用するための、譲渡不能のライセンスであって、かつ、当該ライセンスアプリケーションが Family Sharing または大量購入経由での購入者と関連付けられた他のアカウントによりアクセス、取得および使用される場合を除き、APP Store サービス規約で定める利用条件で許可された通りに限定されていなければなりません。
- 3. メンテナンスおよびサポート:** デベロッパは、エンドユーザ使用許諾契約あるいは適用法令に基づくライセンスアプリケーションのメンテナンスおよびサポートに関し、全面的に責任を負うものとします。デベロッパおよびエンドユーザは、Apple がライセンスアプリケーションに関していかなるメンテナンスおよびサポートサービスも提供する責任は一切ないことを了解するものとします。
- 4. 保証:** デベロッパは、製品に対する保証について、明示的保証、あるいは法令に基づきまたは黙示になされた保証のいずれであるかにかかわらず、免責が有効になされているものを除いて、全面的に責任を有するものとします。エンドユーザ使用許諾契約には、ライセンスアプリケーションが適用される保証事項を満足しなかった場合、エンドユーザは、Apple にその旨通知をなし、Apple は、当該エンドユーザに対してライセンスアプリケーションの購入代金を返戻する旨規定するものとします。また、適用法令で許されるかぎり、ライセンスアプリケーションに関して、Apple は、一切保証責任はないものとし、保証条項を満足しなかったことにより発生する損害賠償請求、損害、債務、費用、支出等に対してはすべて、デベロッパが全面的に責任を負うものとします。
- 5. 製品に関する請求:** デベロッパおよびエンドユーザは、ライセンスアプリケーションまたはエンドユーザによるライセンスアプリケーションの保有または使用に関連するエンドユーザまたは第三者からの請求、例えば、(i)製造物責任に関する請求、(ii)ライセンスアプリケーション

ンが適用のある法規制上の要求を満たさないことに対する請求、並びに(iii) 消費者保護法あるいは類似の法令規則に基づき発生する請求等、に対処する責任をデベロッパが負担し、Appleは一切責任を負わないことを了解するものとします。エンドユーザ使用許諾契約は、適用法令が許容する範囲を超えて、エンドユーザに関するデベロッパの責任を制限してはならないものとします。

6. 知的財産権: デベロッパおよびエンドユーザは、ライセンスアプリケーションまたはエンドユーザによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用が第三者の知的財産権を侵害するとの第三者による請求があった場合、デベロッパは、当該知的財産権の侵害に対する請求について調査、防御、和解および解決について、全責任を負うものとし、Appleは一切責任を負わないものとします。

7. 法令遵守: エンドユーザは、その所在国が、(i)米国政府の禁輸措置の適用を受けている国でないこと、または米国連邦規則集 Title 15, Part 740 Supplement 1 Country Group E に分類される国でないこと、および(ii)エンドユーザが禁輸または輸出制限の当事者として米国政府が指定した者でないことを宣言し、かつ保証しなければならないものとします。

8. デベロッパの氏名および住所: デベロッパは、エンドユーザ使用許諾契約に、デベロッパの名称、住所、およびエンドユーザが、ライセンスアプリケーションに関して質問、苦情または請求を行う窓口となる連絡先情報(電話番号、email アドレス等)を記載するものとします。

9. 第三者の契約条件: デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを使用する際、エンドユーザが適用のある第三者の契約条件を遵守しなければならないことについて、例えば、デベロッパが VoIP アプリケーションを保有する場合に、エンドユーザが、デベロッパのアプリケーションを使用する際、ワイヤレスデータサービス契約に違反してはならないことについて、エンドユーザ使用許諾契約に記載しなければならないものとします。

10. 第三者受益者: デベロッパおよびエンドユーザは、Apple および Apple の子会社が、エンドユーザ使用許諾契約の第三者受益者であること、かつ、一旦、エンドユーザがエンドユーザ使用許諾契約の条件を承認した場合、Apple は、その第三者受益者として、エンドユーザ使用許諾契約をエンドユーザに対して行使する権利を有するものとし、かつ、かかる権利を Apple が引き受けたものとみなすことに異議がないものとします。

添付書類 C

(別紙 1 に対する)

App Store Promo Code 条項

本契約または本別紙 1 のその他の規定にかかわらず、デベロッパはここに、以下の条項は App Store Connect ツールによりデベロッパが要求するすべての販促用 Custom Code に適用されるものとするに同意します。本添付書類 C においては、「デベロッパ」にはデベロッパの App Store Connect チームの追加メンバー（例えば、マーケティングおよび技術担当の個人）も含まれるものとします。

本書において書面により別途明示される場合を除き、本添付書類 C のいかなる規定も本契約もしくは本別紙 1 を変更するものとは解釈されないものとし、また、以下に定義されていない（英文で）大文字の語句は、すべてプログラム契約に定められている意味を有するものとします。

1. 定義:

「ホルダー」とは、デベロッパが一つ以上の Custom Code を提供するテリトリー内所在の個人のことをいいます。

「Custom Code」とは、本添付書類 C に従い Apple が作成しデベロッパに提供するアルファベットと数字で表示された固有のコードであり、App Store の利用者であるホルダーに対して、デベロッパが App Store 上で無料で提供されると有料で提供されるとを問わず、App Store Connect ツールによりそのコードを要求したライセンスアプリケーション（以下、「Promo Content」といいます。）を、App Store から無料でダウンロードし、またはこれにアクセスすることを可能とするものをいいます。並びに、

「有効期間」とは、Custom Code アクティベーション日から Custom Code 失効日までの期間のことをいいます。

2. **授權および義務:** デベロッパは、ここに Apple に対して、本添付書類 C の条項に従い、要請に応じてデベロッパに Custom Code を提供することを授權および指示し、且つ、デベロッパは、かかるコードを要求するすべてのチームメンバーに、本添付書類 C の条項を遵守させることにつき、一切の責任を負います。デベロッパはライセンスアプリケーションの名称もしくはその他の徴表、またはライセンスアプリケーション、広告、マーケティングもしくはその他の販促資料、一切のメディアに登場するあるいはその他取り上げられる者の名称もしくはその他の画像のデベロッパによる使用を含め、Custom Code およびライセンスアプリケーションの使用に関して必要な一切のライセンスおよび許諾を確保すべき責任を負うものとします。Apple は、有効

期間中いつでも、デベロッパに対してかかるライセンスおよび許諾の写しを請求し受領する権利を有しています。

3. **無償:** 本添付書類 C 第 10 項に定めるデベロッパの義務を除き、デベロッパは Apple に対して、Custom Code に対するいかなる手数料を支払う義務も負いません。
4. **提供:** デベロッパより App Store Connect ツールにより請求を受けたときは、Apple は Custom Code をデベロッパに対して、App Store Connect、電子メールまたは Apple が指定するその他の方法により電子的に提供するものとします。
5. **Custom Code アクティベーション日:** Custom Code はデベロッパに提供されたときに、ホルダーが使用できるようアクティブになります。
6. **Custom Code 失効日:** 未使用の Custom Code は、Apple ID に振り向けられたものであると否とを問わず、すべて(a) Custom Code の提供から 28 日後、および(b) 本契約の終了のうちいずれか先に到来する日の午後 11:59 (太平洋時間) に失効します。
7. **使用許諾:** デベロッパは Custom Code をメディアによるレビューまたは販促の目的で当該アプリの事例を提供するために限り、Custom Code 失効日の 10 暦日前まで配布することができます。
8. **追加の素材:** Apple は、Custom Code 以外、Custom Code に関連するいかなる素材の開発および作成についても責任を負わないものとします。
9. **表明、保証および補償:** デベロッパは、(i) デベロッパは第 2 項記載の権利、ライセンスおよび許諾を与えるために必要なすべての権利を所有し、管理していること、また、かかる権利、ライセンスおよび許諾の行使はいかなる第三者の権利も妨害もしくは侵害しないものとする、並びに(ii) Custom Code の使用はすべて添付書類 C の条項に従うものとし、また、いかなる第三者の権利を侵害し、またはテリトリーもしくは世界のその他のいかなる地の政府機関の適用ある法律、指令、準則および規則に違反しないものとすることを表明し、かつ、これを保証します。デベロッパは Apple、その子会社および関連会社 (並びにこれらの各会社の取締役、役員および従業員) に対して、本項記載の表明および保証の違反または本契約および本別紙 1 のその他の条項の違反により生ずる請求、要求、訴訟もしくはその他の手続に起因する一切の損失、責任、損害もしくは費用 (合理的範囲の訴訟費用を含みます) につき補償し、損害を蒙らせないことに同意します。
10. **支払に対する権利放棄:** デベロッパはここに、Custom Code によるライセンスアプリケーションの配布およびダウンロードに対するロイヤリティー、受取金もしくは報酬について、本契約 (その別紙 1 を含みます) の適用ある場合に、本項の定めがなければ本契約に基づき支払わ

れることがあると否とにかかわらず、これを回収する一切の権利を放棄します。当事者は、Apple およびデベロッパ間においては、Custom Code によるライセンスアプリケーションの配布およびダウンロードに関する第三者に対するロイヤリティーの支払またはこれに類する支払に対する各当事者の責任は本契約の定めによるものとするを承諾します。

11. **条項および条件:** デベロッパはさらに以下の条項に同意します。

(a) デベロッパは Custom Code を売却し、または Custom Code の配布に関連していかなる形式の支払、現物取引もしくはその他の報酬を受け取らないものとし、また、デベロッパは第三者にかかる行為を行わせないものとします。

(b) 本添付書類 C のいかなる取引に関しても、本添付書類 C のいかなる規定も当事者をパートナー、ジョイントベンチャー当事者もしくは共同所有者とするものではなく、また、いずれの当事者も他方当事者の代理人、従業員もしくは代表者となり、または他方当事者に自己に代わり行為し、拘束もしくはその他、いかなる義務を設定もしくは負担する権限を与えるものではないものとします。ただし、本第 11 項(b)のいかなる規定も本契約の別紙 1、2 および 3 に基づく当事者間の代理もしくは受託関係を含む各当事者の権利および義務のいずれにも影響を与え、これを阻害もしくは変更するものではないものとします。

(c) デベロッパはテリトリー内において法律上要求されているコンテンツの年齢制限もしくは注意を明示するものとし、また、Custom Code が当該ライセンスアプリケーションに対する App Store の評価に合致した適切な年齢の個人に対してのみ配布されることを確保するものとします。

(d) デベロッパは誠実かつ倫理的に行動するものとし、また、非常識もしくは違法な、または違法もしくは危険な行為を助長する、または Apple もしくはその事業の評価を低下させ、毀損もしくは有害となるような発言（口頭であると書面であるとを問いません）をし、行使もしくは活動に従事しないものとします。

(e) Apple はデベロッパもしくはホルダーに対して、Apple が標準的もしくは通常の App Store 利用者に提供するものを超えるテクニカルサポートもしくはカスタマーサポートを提供すべき責任を負わないものとします。

(f) デベロッパは付属書 1 として本書に添付されている追加の Custom Code 条項および条件に同意します。

(g) デベロッパは **Custom Code** について、国別の固有のコードユーザー条項並びにその失効日をホルダーに **Custom Code** を配布するために使用される文書（例、証明書、カード、電子メール等）に記載するものとします。デベロッパは **App Store Connect** ツールにて **Custom Code**

を請求する際、各テリトリー向けにローカライズされた以下の情報を付された電子メールを受信するものとします。

本コードは [日付] に失効し、[テリトリー]向けの App Store においてのみ換金することができます。ライセンスおよび使用条項を承諾の上、iTunes アカウントが必要となります。互換性のあるソフトウェアとハードウェアおよびインターネットへの接続 (有料の場合があります) も必要です。転売はできません。全条項が適用されます。[<http://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/>]をご参照ください。詳細については、www.apple.com/support/をご参照ください。App 内購入は別途販売されます。本アプリはデベロッパ[デベロッパ名]により提供されるものです。

(h) デベロッパは、デベロッパによる Custom Code の使用 (デベロッパの App Store Connect チームのその他のメンバーによる使用を含みます) およびこれによるデベロッパもしくは Apple に対する一切の損失もしくは責任につき単独で責任を負うものとします。

(i) デベロッパのライセンスアプリケーションがなんらかの理由で App Store から削除された場合、デベロッパは Custom Code の配布を停止することおよび Apple は当該 Custom Code をディアクティベートすることができることに同意します。

(j) デベロッパは、Apple はデベロッパが本添付書類 C、本契約またはその別紙 1、2 もしくは 3 の条項のいずれかに違反した場合、すでにホルダーに配布済みであったとしても当該 Custom Code をディアクティベートする権利を有するものとするに同意します。

(k) デベロッパは Custom Code をテリトリー内において配布することができますが、デベロッパはテリトリー外における使用のためにいかなる Custom Code も輸出しないものとし、また、かかる輸出の権利もしくは能力を有していると表明しないものとするに同意します。Custom Code に対する権原の喪失および移転の危険は App Store Connect 内、電子メールまたは Apple が提供するその他の方法によりデベロッパに引き渡されたときにデベロッパに移転します。

12. Apple の商標: Custom Code に関するデベロッパによる Apple の商標の使用は

「iTunes」および「App Store」(「本商標」)に限定され、以下および Apple が随時発することがあるその他のガイドラインに従うものとします。

(a) デベロッパは有効期間内に限り本商標を使用することができます。

(b) デベロッパは Apple に対して、現在知られているもしくは将来開発される一切のメディアにおいて本商標を付した広告、マーケティング、販促用もしくはその他の資料を使用する前に、書面による承認を受けるためこれを提出するものとします。Apple により書面により明示的に承認されていないかかる資料は Apple により承認されなかったものとみなされるものとします。

(c) デベロッパは本商標を参照の方法によってのみ使用することができ、いかなる資料中においても本商標を最も目立つ視覚要素として使用することはできません。デベロッパの会社名、商標もしくはサービスマークは本商標に対する参照に比し著しき大きくなければなりません。

(d) デベロッパは直接もしくは間接に、デベロッパ、デベロッパのライセンスアプリケーションまたはデベロッパが Custom Code を請求している販促活動について Apple の後援、提携もしくは推奨を示唆することはできません。

(e) デベロッパは本商標は Apple の独占的な財産であることを承認し、本商標に対するいかなる権利、権原もしくは利益も主張せず、また、いかなるときも本商標に対する Apple の権利に異議を述べず、これを争わないことに同意します。

13. **準拠法:** 本添付書類 C より生ずるまたはこれに関連するデベロッパおよび Apple 間の訴訟もしくはその他の紛争の解決およびそれらに関する事実は本契約第 14.10 条に従うものとしします。

付属書 1

(別紙 1 の添付書類 C に対する)

Custom Code の条項および条件

1. 本添付書類 C に基づき交付された Custom Code は、App Store アカウントに振り向けられたものであると否とを問わず、すべて添付書類 C の定めに従い失効します。
2. Custom Code および未使用の残額は現金と換金することはできず、また、現金の払い戻しにより返却され、交換されることはできず、また、デベロッパおよびホルダーのいずれによってもその他の商品の購入または割引もしくは iTunes Gift の提供に使用されることはできません。これには未使用で失効した Custom Code も含まれます。
3. Custom Code は、有効な Apple ID を有するテリトリー内の個人にのみが利用することができるテリトリー内の App Store を通じてのみ換金することができます。App Store のすべての製品がすべてのテリトリーにおいて利用できるわけではありません。インターネットへの接続（有料の場合があります）、iTunes ソフトウェアの最新のバージョンおよびその他の互換性のあるソフトウェアとハードウェアが必要です。
4. App Store へのアクセス、App Store での Custom Code の換金、または App Store からの購入および App Store で購入した製品の使用には、換金もしくは購入時に提示されるそのサービス規定（<http://www.apple.com/legal/itunes/ww/>）を承諾することが必要となります。
5. App Store にアクセスするために必要な iTunes ソフトウェアの最新バージョンは無料で www.apple.com/itunes/download/ よりダウンロードすることができます。iTunes ソフトウェアの使用には、インストール時に提示されるそのソフトウェア使用許諾契約を承諾することが必要となります。同ソフトウェアを起動するための最低システム条件は www.apple.com/itunes/download/ にて確認することができます。
6. Custom Code はホルダーの当該 iTunes アカウントに組入れられ、譲渡することはできません。
7. ホルダーの注文が Custom Code で利用可能な金額を超過する場合、ホルダーは iTunes Store Purchaser アカウントを開設し、その差額をクレジットカードで支払わなければなりません。
8. 別途規定する場合を除き、データの収集および使用は Apple のプライバシーポリシー（<http://www.apple.com/legal/privacy>）に従わなければなりません。
9. Apple は Custom Code の紛失もしくは盗失について責任を負いません。ホルダーにおいては、不明な点があれば、Apple の iTunes Store Purchaser Service

(www.apple.com/support/itunes/) をご参照ください。

10. Custom Code が App Store において不正に取得され、または使用された場合、Apple はホルダーアカウントを閉鎖し、他の支払方法を請求する権利を有します。

11. **Apple** およびそのライセンサー、アフィリエイトおよびライセンサーは **Custom Code** または **App Store** に関して、明示もしくは黙示の商品性の保証もしくは特定目的への適合性の保証を含め (ただし、これらに限りません)、いかなる明示もしくは黙示の保証も行いません。**Custom Code** が機能しない場合、かかる **Custom Code** の交換をもって、ホルダーもしくは会社の唯一の救済手段であり、かつ、**Apple** の唯一の責任とします。これらの制限は適用されない場合もあります。一部の地方およびテリトリーの法律は黙示の保証に対する制限または一定の損害賠償の免責もしくは制限を認めません。これらの法律が適用される場合、上記の責任放棄、免責もしくは制限は適用されない可能性があり、デベロッパーもしくはホルダーは追加的な権利を有することがあります。

12. Apple は告知なく、本付属書 1 記載の条項および条件のいずれかを随時変更する権利を有します。

13. 本条項および条件のいずれの部分も法律により禁止もしくは制限される場合は無効となる可能性があります。

添付書類 D
(別紙 1 に対する)
App Store 追加規約

1. **App Store 内での発見可能性:** App Store 内でのデベロッパのライセンスアプリケーションの発見可能性は、複数の要素に依存しており、Apple は、App Store 内で特定の方法または順序でデベロッパのライセンスアプリケーションを表示する、取り上げる、またはランク付けする義務を負いません。

(a) アプリランキングおよび発見可能性に使用される主なパラメータはテキストの関連性です。例えば、正確なタイトル、関連するキーワードまたはメタデータの追加、ライセンスアプリケーション内での記述的なカテゴリの選択、評価およびレビュー並びにアプリケーションのダウンロードの数と質に関する顧客の行動、App Store 内でのローンチの日付 (関連する検索のために考慮される場合があります)、Apple が公表したいずれかのルールにデベロッパが違反したことがあるか、などです。これらの主なパラメータが顧客の検索クエリに最も関連する結果をもたらします。

(b) App Store 内で取り上げるアプリを考慮する場合、当社のエディターはすべてのカテゴリを横断して、特に新しいアプリおよび大幅にアップデートされたアプリに着目して、高品質のアプリを探します。当社のエディターが考慮する主なパラメータは、UI デザイン、ユーザエクスペリエンス、革新性と独自性、ローカリゼーション、アクセシビリティ、App Store 製品ページのスクリーンショット、アプリレビューおよび説明です。さらに、ゲーム、ゲームプレイ、グラフィックスとパフォーマンス、オーディオ、物語とストーリーの深さ、リプレイ機能、およびゲームプレイコントロールに関するそれらについても考慮します。これらの主なパラメータは高品質で優れた設計の革新的なアプリを表しています。

(c) デベロッパが App Store 上でのデベロッパのアプリに対する有料販売促進のために Apple サービスを利用する場合、デベロッパのアプリは、検索結果ページ上の販売促進エリアに表示され、広告コンテンツとして指定されることがあります。

アプリの発見可能性についての詳細は、<https://developer.apple.com/app-store/discoverability/>をご覧ください。

2. **App Store データへのアクセス**

デベロッパは、App Analytics、「売上とトレンド」および「支払と財務報告」レポートを使用することによって App Store Connect 内でデベロッパのライセンスアプリケーションの財務パフォ

パフォーマンスおよびユーザエンゲージメントに関するデータにアクセスすることができます。具体的には、デベロッパは、個々のアプリ販売およびアプリ内購入（サブスクリプションを含む）に関するデベロッパのライセンスアプリケーションの財務結果のすべてを「売上とトレンド」レポートで取得することや、「財務報告」レポートからデータをダウンロードすることができます。また、デベロッパは個人を特定できないデータについて App Analytics を閲覧して、デベロッパのライセンスアプリケーションに顧客がどのようにエンゲージしているか理解することができます。詳しい情報は、<https://developer.apple.com/app-store/measuring-app-performance/>をご覧ください。App Analytics のデータは、当社顧客の同意がある場合にのみ提供されます。詳しい情報については、<https://developer.apple.com/app-store-connect/analytics/>をご覧ください。Apple は、他のデベロッパの App Store の使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをデベロッパに提供しません。また Apple は、デベロッパの App Store の使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスを他のデベロッパにも提供しません。そのようなデータ共有は、Apple のプライバシーポリシーおよび Apple によるかかるデータの取扱い方法に対する当社顧客の期待に反します。デベロッパが顧客から直接情報を求めることができるのは、当該情報が適法な方法で収集され、かつデベロッパが App Store 審査ガイドラインに従っている場合に限りです。

Apple は、Apple のプライバシーポリシーにおいて概説されているように個人情報および非個人情報を取扱います。デベロッパおよび顧客のデータへの Apple のアクセスおよびそれらに関する慣行についての情報は、<https://support.apple.com/en-us/HT210584> においてアクセス可能な「App Store & Privacy」をご覧ください。Apple は、Apple と協同して Apple 製品およびサービスを提供する、Apple の顧客への販売を支援する、Apple に代わり広告を販売して App Store および Apple News and Stocks において表示する戦略パートナーに非個人情報を提供する場合があります。当該パートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Apple が事業を展開する場所であればどこでも配置されます。

3. EU についての苦情および調停に関する P2B 規則

これらの規定は、2020 年 7 月 12 日に発効します。

欧州連合において設立されたデベロッパおよび欧州連合に所在する顧客へ商品またはサービスを提供するデベロッパは、developer.apple.com/contact における次の問題に関して、「オンライン仲介サービスのビジネスユーザにとっての公正性・透明性の促進に関する欧州議会および理事会規則」（以下、「P2B 規則」といいます）に従い苦情を提出することができます。(a) 欧州連合に所在するデベロッパに影響を及ぼす P2B 規則に定められた義務について疑われる Apple の不遵守、(b) デベロッパに影響を及ぼす欧州連合における App Store 上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する技術的な問題、または(c) デベロッパに影響を及ぼす欧州連合における App Store 上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する

Apple が講じた措置または行動。Apple は当該苦情を検討および処理し、結果をデベロッパに連絡します。

P2B 規則に従い、Apple は以下の仲裁委員会を指定します。Apple は当該仲裁委員会と共に、関連する App Store サービスの提供に関して生じた Apple とデベロッパとの間の紛争（当社の苦情取扱い制度によって解決できなかった苦情を含む）の法廷外の解決について、欧州連合において設立されたデベロッパおよび欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパと合意に達しようと試みる意思があります。

Centre for Effective Dispute Resolution
P2B Panel of Mediators
70 Fleet Street
London
EC4Y 1EU
United Kingdom
<https://www.cedr.com/p2bmediation/>

EP5613
2020年6月22日